

山田第五小学校保護者を対象としたアンケートにおいて提出された意見の詳細

**南山田小学校との通学区域の見直しに対するアンケート結果**

山田第五小学生の保護者【66件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	一部の児童が転校する事による心理的影響に対する懸念	18	30%
2	通学路の変更による安全性への懸念	7	11%
3	兄弟が別々の学校に通うことになることへの懸念	7	11%
4	通学距離が長くなることに対する懸念	3	5%
5	問題なし	3	5%
6	その他	23	38%
合計		61件	100%

その他の意見例

- ・ 校区変更の対象地区の方の意見を聞くまでは、現実的であるか分からない。
- ・ 自治会等への理解。
- ・ 保護者が校区変更により動揺が起きる。児童数が増えることで、これまで小規模校として大事にしてきた丁寧な教育、空間にゆとりのある教育に一定程度制限がかかる。

1

**南山田小学校との通学区域の見直しに対するアンケート結果**

南山田小学生(直接影響を受ける地域)の保護者【124件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	通学路の変更による安全性への懸念	64	32%
2	一部の児童が転校する事による心理的影響に対する懸念	58	29%
3	通学距離が長くなることに対する懸念	21	11%
4	兄弟が別々の学校に通うことになることへの懸念	15	8%
5	通学区域の見直しに伴う不動産に対する各種悪影響への懸念	11	6%
6	通学区域の見直しによる学校の受け入れ容量への懸念	2	1%
7	その他	29	15%
合計		200件	100%

その他の意見例

- ・ 校区の変更があった場合、すでにPTAの役を終えている保護者は再び担当するのか。
- ・ 山田第三小学校が過小化していくことへの対策が先送りされており、行政計画として、見通しが甘く不完全と言わざるを得ない。南山田の児童数が減少傾向にあるなか、これまで過大であったときに振り分ける検討すらせず、他校が減少するときだけ変更対象とすることは、説明責任を果たせておらず、行政の怠慢ではないか。
- ・ 少しずつ対象区域を増やしても、課題の先送りに過ぎない気がします。

2

(1)

## 南山田小学校との通学区域の見直しに対するアンケート結果

南山田小学生(直接影響を受けない地域)の保護者【78件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	一部の児童が転校する事による心理的影響に対する懸念	24	33%
2	通学路の変更による安全性への懸念	19	26%
3	通学距離が長くなることに対する懸念	8	11%
4	兄弟が別々の学校に通うことになることへの懸念	4	5%
5	通学区域の見直しに伴う不動産に対する各種悪影響への懸念	3	4%
6	通学区域の見直しによる学校の受け入れ容量への懸念	2	3%
7	特になし	2	3%
8	その他	11	15%
合計		73件	100%

その他の意見例

- ・今通っている児童を強制的に異動させることにメリットがない。
- ・長野西と長野東は道路を挟んだだけの近距離なので、校区を分けるのは難しいと思う。
- ・山田第五小学校の存続により税金がかかり続ける。

3

## 南山田小学校との通学区域の見直しに対するアンケート結果

山田第三小学生・岸部第二小学生・その他小学生の保護者【71件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	一部の児童が転校する事による心理的影響に対する懸念	11	26%
2	通学路の変更による安全性への懸念	10	23%
3	通学距離が長くなることに対する懸念	7	16%
4	兄弟が別々の学校に通うことになることへの懸念	3	7%
5	通学区域の見直しに伴う不動産に対する各種悪影響への懸念	2	5%
6	特になし	2	5%
7	通学区域の見直しによる学校の受け入れ容量への懸念	1	2%
8	問題なし	1	2%
9	その他	6	14%
合計		43件	100%

その他の意見例

- ・将来的に同じ課題に直面する。根本的問題は第三と第五の距離が近すぎることだと思う。
- ・その小学校に通うために、その学校区を選んだ人もいるはずで、その思いを無視している。
- ・南山田小学校区は今後人数が減っていくのに学校変更は反対。

4

(2)

## 統合に対するアンケート結果

山田第五小学生の保護者【66件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	中学校区が影響を受ける	33	39%
2	通学距離が遠くなることに対する懸念	28	33%
3	廃校後の校舎の活用・解体への懸念	7	8%
4	小学校が大規模校区になる	2	2%
5	児童が転校する事による心理的影響に対する懸念	1	1%
6	特になし	1	1%
7	その他	12	14%
合計		84件	100%

その他の意見例

- ・ 地区の地域活動がなくなる。あるいは活動する場が遠くなる。
- ・ 担任によるアプローチが上手くいかないと、グループ外の学友との関係性が希薄になる。
- ・ 大規模住宅開発が予定されているとのことで、どれくらいの児童数が増えるのか予測されていない中で本来の目的である適正化が不透明である。

5

## 統合に対するアンケート結果

山田第三小学生の保護者【18件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	通学距離が遠くなることに対する懸念	6	29%
2	中学校区が影響を受ける	4	19%
3	小学校が大規模校区になる	3	14%
4	廃校後の校舎の活用・解体への懸念	2	10%
5	特になし	2	10%
6	児童が転校する事による心理的影響に対する懸念	1	5%
7	その他	3	14%
合計		21件	100%

その他の意見例

- ・ 統合した場合の校舎はどこになるのか
- ・ 教員配置はどうなるのか。
- ・ 山三小現在のクラブ活動数維持、または増やしてほしい。

6

(3)

## 統合に対するアンケート結果

その他の地域に住んでいる(→南山田小学校区の全部(檜切山、尺谷、長野東、長野西、千里丘西、山田市場 9-11 以外)、岸部第二小学校区、「上記以外の地域に住んでいる。」、居住地不明者を合算)小学生の保護者【255 件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	特になし	34	27%
2	中学校区が影響を受ける	30	23%
3	通学距離が遠くなることに対する懸念	16	13%
4	児童が転校する事による心理的影響に対する懸念	9	7%
5	廃校後の校舎の活用・解体への懸念	9	7%
6	その他	30	23%
合計		128 件	100%

その他の意見例

- ・ 教室や備品の確保が大変かと思われます。
- ・ 地域への影響
- ・ 敷地も統合できれば広い学校になりそうだが、道路をどうするのか。

7

## 学校選択制の導入に対するアンケート結果

山田第五小学生の保護者【66 件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	山五を選択する児童が少ない場合に効果がない	27	46%
2	学年によって人数にばらつきがあり、不確実性が高い	10	17%
3	新たに通学等の安全確保が必要	2	3%
4	判断等や兄弟ごとの対応等が必要で保護者に負担がかかる	2	3%
5	特になし	1	2%
6	その他	17	29%
合計		59 件	100%

その他の意見例

- ・ 状況が改善するのかどうか不透明。
- ・ 通学に時間がかかる児童が増えたとして、仮に登校時間に間に合わないとか、生活の規則みたいなものが乱れる児童が出てくると他の児童にも影響するのではないか。
- ・ 児童の希望より、保護者の要望が勝る選択肢。

8

(4)

## 学校選択制の導入に対するアンケート結果

南山田小学生の保護者【202件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	山五を選択する児童が少ない場合に効果がない	30	28%
2	学年によって人数にばらつきがあり、不確実性が高い	16	15%
3	特になし	12	11%
4	判断等や兄弟ごとの対応等が必要で保護者に負担がかかる	7	7%
5	新たに通学等の安全確保が必要	6	6%
6	その他	36	34%
合計		107件	100%

その他の意見例

- ・ 学校の管理は大変になると思うが、一番反対は少ないように思う。
- ・ 1年生で決めたら、その後は6年間の間で変わるのか。
- ・ 行政が管理できるのか不安。

9

## 学校選択制の導入に対するアンケート結果

山田第三小学生の保護者【18件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	山五を選択する児童が少ない場合に効果がない	6	60%
2	学年によって人数にばらつきがあり、不確実性が高い	1	10%
3	特になし	1	10%
4	その他	2	20%
合計		10件	100%

その他の意見例

- ・ 決して多くない学校の人数が減る可能性もある。

10

(5)

## 学校選択制の導入に対するアンケート結果

岸部第二小学生の保護者【26件】

課題点	課題内容	件数	割合
1	学年によって人数にばらつきがあり、不確実性が高い	2	20%
2	新たに通学等の安全確保が必要	2	20%
3	判断等や兄弟ごとの対応等が必要で保護者に負担がかかる	1	10%
4	山五を選択する児童が少ない場合に効果がない	1	10%
5	その他	4	40%
合計		10件	100%

その他の意見例

- ・中学校はどこになるのか。
- ・中学校も選択制になるのか。

各消防署等の職員及び主力車両の配置状況

所属名	令和5年(2023年)12月現在		令和6年(2024年)4月予定	
	職員数	車両	職員数	車両
警防救急室 (救助グループ)	28人	救助工作車1 救助工作車2 水槽車	28人	救助工作車1 救助工作車2 水槽車
北消防署	47人	小型タンク車1 小型タンク車2 はしご車1 救急車1 救急車2	36人	小型タンク車1 はしご車2 救急車1 救急車2
(仮称)北千里出張所			20人	小型タンク車2 救急車
南消防署	38人	小型タンク車1 小型タンク車2 はしご車2 化学車 救急車	48人	小型タンク車1 小型タンク車2 はしご車1 化学車 救急車1 救急車2
南正雀出張所	20人	ポンプ車 救急車	20人	ポンプ車 救急車
西消防署	38人	小型タンク車1 小型タンク車2 はしご車1 救急車	38人	小型タンク車1 小型タンク車2 はしご車1 救急車
千里出張所	20人	小型タンク車2 救急車	20人	小型タンク車2 救急車
東消防署	47人	小型タンク車1 小型タンク車2 はしご車1 救急車1 救急車2	38人	小型タンク車1 小型タンク車2 はしご車1 救急車
岸部出張所	20人	小型タンク車2 救急車	20人	小型タンク車2 救急車

※職員数は毎日勤務者を除く

各消防施設における女性専用エリアの整備状況

施設名	整備状況 (令和5年(2023年) 12月1日現在)	整備予定
消防本部 (西消防署合同庁舎)	○	
中消防庁舎	—	機能移転
南消防署	○	
南正雀出張所	○	
北消防署	—	○ 移転整備
(仮称)北千里出張所		○ 設計委託中
西消防署 (消防本部合同庁舎)	○	
千里出張所	—	大規模修繕時に検討
東消防署	—	○ 設計委託中
岸部出張所	—	大規模修繕時に検討



ここに至るまでの協議や説明会開催などの経過が時系列で分かる資料

◎庁内協議

■春藤副市長協議（令和元年7月31日）

- ・障がい者福祉年金の今後について

■両副市長協議（令和2年11月12日）

- ・障がい者福祉年金の財源を活用したサービスの充実化について

■部長協議（令和3年5月28日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止スケジュールについて

■春藤副市長協議（令和3年6月30日）

- ・障がい者福祉年の廃止時期について

■部長協議（令和4年11月22日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止について

■部長協議（令和5年5月8日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止について

■春藤副市長協議（令和5年5月11日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る事前協議

■春藤副市長協議（令和5年5月24日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る状況報告

■市長協議（令和5年5月29日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る事前レク

■部長協議（令和5年7月11日）

- ・障がい者福祉年金支給条例の廃止に係るスケジュール確認

(1)

■部長協議（令和5年10月11日）

- ・障がい者福祉年金支給条例の廃止に係る政策会議の資料確認

■春藤副市長協議（令和5年10月12日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る政策会議の資料説明

■辰谷副市長協議（令和5年10月12日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る政策会議の資料説明

■市長協議（令和5年10月17日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る政策会議の資料説明

■令和5年度 第6回吹田市政策会議（令和5年10月20日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止方針の決定

◎その他の協議会等

■令和5年度吹田市地域自立支援協議会 当事者会（令和5年6月15日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の見直しの必要性について報告
- ・給付金の使途として、交通費や福祉用具の購入費等の当事者意見あり。

■令和5年度第1回吹田市地域自立支援協議会 全体会議（令和5年7月13日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の見直しの必要性について報告
- ・主な意見として、障害年金のみで生活している障がい者には有難い等。

■令和5年度第1回吹田市社会福祉審議会 障がい者施策推進専門分科会  
（令和5年8月29日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の見直しの必要性について報告
- ・特に意見なし

■令和5年度第2回吹田市社会福祉審議会 障がい者施策推進専門分科会  
（令和5年11月10日）

- ・その他障がい福祉関連施策の中で障がい者福祉年金等の見直しについて報告
- ・制度の見直しについては、慎重にしてほしい等の意見あり。

当事者や関係団体の意見や発言等を取りまとめた資料

- 吹田視覚障害者福祉会（平成28年～令和5年／要望書）  
『吹田市障害者福祉年金支給事業を継続して下さい。』
  
- 吹田市肢体不自由児・者父母の会（平成30年～令和元年／要望書）  
『グループホームに入ると、基礎年金だけでは憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」をすることができません。せめて生活保護水準並みの年金が支給されるよう強く国に働き掛けて下さい。』
  
- 吹田市肢体不自由児・者父母の会（令和元年／要望書）  
『所得が障がい年金以外ほとんどない重度心身障がい者が一人暮らしを望んでも生活ができません。何らかの支援をしてください。』
  
- 吹田市障害児・者を守る連絡協議会（令和元年～3年／要望書）  
『成人期障害者の生活を家族が経済的に支援せざるを得ない状況があります。障害者が尊厳の守られた生活を送る為に、障害基礎年金を障害者が自立して暮らしていける程度まで増額を図るよう、国や府に働きかけるとともに、市として独自の所得保障制度を創設してください。』
  
- 吹田市障害児・者を守る連絡協議会（令和4年～5年／要望書）  
『市民のくらしに影響する物価が高騰を続けています。食材費や水光熱費など健康に暮らし続けていくために欠かせないものも価格が上がっており、障害基礎年金を主たる収入として生活している障害者のくらしは切迫しています。障害基礎年金の増額を図るよう、国や府に働きかけるとともに、市として独自の所得保障の手立てを早急に変更してください。』
  
- 吹田市手をつなぐ親の会（令和4年／要望書）  
『グループホーム等で生活し、作業所へ通所できる、また自立できる所得保障をしてください。』

市民や議員の意見や発言等を取りまとめた資料

■令和元年7月定例会

井口直美議員（維新）

『次に、長年実施されている障がい者福祉年金についてお伺いします。この事業は、吹田市独自事業ですが、他市では実施されているのでしょうか。他市の状況をお聞かせください。また、事業の目的も含めてお聞かせください。』

井口直美議員（維新）

『この制度の申請要件は、住民基本台帳に1年以上記載とありますが、転入された場合も含まれると思いますけれども、施設に入っても適用されるのでしょうか、お聞かせください。』

■令和元年9月定例会

井口直美議員（維新）

『次に、障がい者福祉年金事業について質問をさせていただきます。7月議会に引き続き再度質問をさせていただきます。まず、大阪府内でこの同事業と類似の事業を実施している市町村をお示しくください。』

井口直美議員（維新）

『代表質問で実施状況をお伺いしました。現在、対象者は7,221名、年間の予算は約2億3,000万円ですが、支給要件を確認すると、吹田市の住民基本台帳に1年以上記載されている方で、本人が市・府民税非課税の方とあります。北摂で唯一実施している摂津市では、本人ではなく非課税世帯としておりますが、なぜ本市は非課税世帯ではなく、本人が非課税の方としているのか、理由をお聞かせください。』

井口直美議員（維新）

『今の答弁では、具体的な理由を示していただけませんでした。第4次総合計画では本市の現状を、障害者手帳を所持する人が年々増加しており、28年度末には市民のおよそ20人に一人の人が障害者手帳を所持しているとあります。また目標では、障がいの有無にかかわらず、住みなれた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまちを目指すとともにあります。それには障がい種別や程度にかかわらず、必要性に

じた障がい福祉サービスの充実、雇用・就労対策の支援体制の構築を促進する必要があります。平成25年には障害者自立支援法から障害者総合支援法になりましたが、本市の総合支援法に基づく事業内容、事業費の状況と市の負担額の推移をお聞かせください。』

井口直美議員（維新）

『先ほどの答弁でもありますように、さまざまなサービスが構築されてきて、それに伴い負担額も毎年1億円増加しております。昭和42年当時に比べ、現在は障害基礎年金やさまざまな手当、国の障がい者支援体制の充実が図られている現在、本市が独自で実施している障がい者福祉年金事業の当初の目的、役割は終えていて、次のステップに移る時期に差しかかっているのではないのでしょうか。少子化による負担と公平性を考え、現在の個人給付型支援から障がい者全体への支援へと変える必要があるのではないのでしょうか、市長に答弁を求めます。』

斎藤晃議員（維新）

『続きまして、9、福祉事業、障がい者福祉年金について伺います。本市におきましては、昭和42年の条例制定後、この事業が進んできているわけでありますけれども、その後、さまざまな施策も充実しているという背景がございます。まず、1、この事業ができた背景について。2、実施状況、支給人数、支給額、職員の人件費。3、障がい者を取り巻く環境、課題。最後に、4、障がい者福祉年金事業は所期の役割を終えているのではないのでしょうか。他市のように廃止も含めて検討する時期に来てはいないのでしょうか、御答弁をお願いします。』

■令和元年度決算常任委員会 健康福祉分科会（令和元年10月）

井口直美副委員長

『本当はもっと検証しないといけない事業というのはたくさんあるのかなと思うんですけれども、1点だけ確認させていただきたいんです。1回目の質問のときでも、時代に合っていない事業というのを思い切って精査していきなり変えていかないといけないと思いますというふうに、再三申し上げさせていただいていますが、福祉部からいただいた資料の22ページの福祉年金支給事業なんですけれども、ほかもそうでしょうか、多分この事業というのは、福祉関係とか社会状況とか、そういうところに合わせて行政は打ち出していくんだろうなと思うんです。でないと、住民サービスにつながらないので、それが必要なんだろうなと思うんですけど、この事業に関しては、昭和42年度から始まったということで、かなり今のような時代とは状況も変わっているんだと思うんです。この事業が開始されたときの状況を踏まえて、この事業の目的が今の状況に合っていると思われませんか。変えていかないといけないと思われませんか。その辺の福祉部の見解というのを教えていただきたいんです。』

(2)

井口直美副委員長

『かなり障害基礎年金とか、特別障害者手当とか、国の施策、経済支援の制度というのは拡充、充実も図られています。本当に昭和42年度当時は必要だった事情があったものの、さまざまな状況が変わってきてるんだらうなというのは、今、本当に思うんです。聞きたいんですけど、障害者総合支援法に基づく身体、知的、精神の手帳所持者数から算出された給付事業の事業費額というのは、1人当たりお幾らぐらいかかっているものなんですか。おわかりになったら教えていただきたいんです。』

井口直美副委員長

『これは本当に、何回も言ってますけど、事業開始が昭和42年度、今も答弁いただきましたけども、国の障がい者施策がない時代に始まった事業だと思います。今、障がい者の方がどんどんふえて来られていて、今までだったら家庭で障がい者の方を見ないといけない、家族の方に負担がかかっていた状況が、今はもう社会全体で、みんな障がい者を支えていかないといけない時代に差しかかって、変わってきていると思うんです。ですから、やはりこれもしっかりと見直していただいて、中核市になるに当たって、やっぱり新しい施策という形につくり変えていただかないと、どんどん家族の方も御高齢になるでしょうし、障がいの方もふえていくという状況で、その辺の精査をしていくべきだと思いますけど、福祉部長の見解を教えてくださいませんか。』

■令和4年3月予算常任委員会 健康福祉分科会

澤田直己委員

『次、障がい者福祉年金なんですけど、これはどんな目的なんですか。』

澤田直己委員

『住民税非課税といっても、二十歳未満の住民税非課税なので、二十歳未満やったらほとんどの方が住民税非課税でしょうし、障害者手帳6級まで対象ということなので、ほとんどの方が対象になっているかとは思いますが。それで、これは大阪府内の43市町村の中で、吹田以外にこの事業や、似たような事業をやっているところってどれくらいあるんですか。』

澤田直己委員

『これは、以前にやっていたところもどんどんやらなくなっている傾向にあると思うんですけど、その辺はどう分析されていますか。』

澤田直己委員

『大阪府外でも、別に全部調べたわけじゃないですけど、出てくる範囲でいったら、

本市が断トツで多いんですけど、これは妥当性とか、公平性とか、持続可能性等も含めて、市はこの先も続けていかれるんですか。メニューを見直しせなあかんとか、支給額であったり、対象であったり、何かそういう議論はあるんですか。』

澤田直己委員

『時代とともに変化があると思いますし、他のサービス給付への転換でしたか、そっちの方を充実させていっている傾向であるのであれば、例えば重度障がい者のお子さんとかを持っていても、ぎりぎりもらえない方もいらっしゃるわけですし、しかも対象人数でいったら24名とか、31名とかの方じゃないですか。人数が少ないからなかなか声も聞くこともないかもしれないですけど、これは別に障がい福祉だけじゃなくて、さっきも違うところで質問しましたが、児童手当の特例給付もそうですし、私立の高校の無償化もそうですし、いろんなところで所得制限にぎりぎり引っかかることによって、可処分所得の逆転現象が実際起きているわけなんです。これはもちろん国のせいですよ、皆さんのせいじゃないですよ。というところがあるので、その辺にもちょっと目を向けていただきたいなと思いますし、障がい者福祉年金についても、全体的に見直しの傾向にあるのであれば、しっかりとその辺も研究するとはおっしゃっていましたが、抜本的な見直しも含めて、もちろんただ単に減らすだけじゃなくて、その分をほかの事業とかを手厚くするとかしていただければいいと思いますので、その辺もまたちょっと考えていただきたいと思いますが、部長、どうですか。』

■令和5年9月定例会

澤田直己議員（自民）

『以前、決算で障がい者福祉年金の見直しを提案させていただきました。時代とともに障がい福祉サービスの制度が充実してくる中で、制度を見直す自治体が増えていきます。本市も私の質問に対する答弁で、「個人給付の在り方については少し検討といいますか、研究をしていく必要がある」と答弁されていましたが、その後の検討状況についてお示しください。また、廃止した場合の財政効果額についてもお答えください。』

澤田直己議員（自民）

『新たな高齢者施策や障害者施策などいくつか提案させていただきましたが、何をすすめるにも財源が必要です。本市も既に障がい者福祉年金の見直しの必要性を認識しているようですが、市の方針が現金給付からサービスの充実なら、障がい者福祉年金を廃止した上で、先程から提案している新たな高齢者や障害者施策にも財源を活用していただけないでしょうか。市長にお伺いします。』

(4)

### (3) 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

障がい福祉サービス等の円滑な提供を推進する取組について定め、障がい者の暮らしを支えるための重層的な取組を推進します。

#### ○重点取組

第7期障がい福祉計画における取組のうち、計画期間である令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間で特に重点的に実施すべき取組について、「重点取組」として位置付けています。

#### ○主な取組一覧

第7期吹田市障がい福祉計画における主な取組一覧

項目		主な取組
2 成果目標	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	(ア)入所・入院者の状況・意向の把握 (イ)地域移行支援及び地域定着支援サービスの利用促進 (ウ)相談支援に係る人材育成の支援 (エ)グループホームの整備促進◆ (オ)強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する適切な支援ができる人材育成
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	(ア)専門部会を活用した各支援機関のスキルアップ (イ)精神障がい者の地域生活のためのグループホームなどの充実 (ウ)精神障がい者に対する市民への理解促進
	(3) 地域生活支援の充実	(ア)地域生活支援拠点の面積整備の推進 (イ)相談支援体制及び地域の体制づくりの強化 (ウ)緊急時の受入れ及び対応の強化に向けた支援体制の整備 (エ)体験ができるグループホームの整備促進 (オ)専門的人材の確保・養成に向けた事業の実施 (カ)日中サービス支援型共同生活援助の設置動向注視 (キ)強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズ及び支援にあたる事業所の実態把握、支援体制の整備◆ (ク)強度行動障がいを有する障がい者に関する支援体制の整備

◆は第7期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）



第1章 第7期吹田市障がい福祉計画及び  
第3期吹田市障がい児福祉計画の概要

第2章 障がい者を  
取り巻く状況

第3章 第7期吹田市  
障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市  
障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく  
施策の推進に向けて

資料

項目		主な取組
2 成果目標	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	(ア)市役所における障がい者雇用の促進 (イ)障がい者雇用に対する企業の理解促進 (ウ)関係機関との連携による障がい者の特性に応じた就労支援力の向上 (エ)授産製品の販売機会拡充、売り上げ向上 (オ)障がい者優先調達の推進
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	(ア)障がい者相談支援センターの市民周知及び機能強化◆ (イ)適切なケアマネジメントための体制の整備◆ (ウ)専門性の高い研修実施による相談員等のスキルアップ◆ (エ)主任相談支援専門員の計画的配置による相談支援体制の強化 (オ)地域自立支援協議会の地域会議等における課題抽出及び改善策の検討、情報共有や相互連携 (カ)地域自立支援協議会における包括的ネットワーク体制の充実 (キ)重層的支援体制への取組◆ (ク)発達障がいに係る相談支援体制の強化 (ケ)地域自立支援協議会での「ピアサポート」の取組推進
	(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	(ア)サービス給付費に係る過誤請求の多い項目に関する注意喚起 (イ)報酬の審査体制の強化 (ウ)実地指導の結果について関係室課との情報共有 (エ)適正な指導監査等の実施 (オ)市職員及び事業所職員の相談支援技術向上のための研修受講促進
3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策	(1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス	①重度障がい者に対する手厚い体制での訪問支援の実施 ②日中活動系サービスにおける支援体制の確保 ③医療的ケアが必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進 ④市有地利活用の可能性も含め、医療的ケアが必要な重度障がい者に係るサービスの確保◆ ⑤短期入所施設における緊急受入れ体制の強化に向けた検討 ⑥1人暮らしやグループホーム等の生活体験利用の促進 ⑦グループホームの整備促進◆ ⑧医療的ケアが必要な重度障がい者、強度行動障がい者や高次脳機能障がい者のための居住系サービスの確保策及び支援体制強化に向けた検討◆ ⑨適切なケアマネジメントのための体制の整備◆ ⑩相談支援員等の専門性を高める研修の実施 ⑪地域移行支援及び地域定着支援の利用促進

◆は第7期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

項目		主な取組
3	障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策	(2) 地域生活支援事業 ①障がいや障がい者に対する理解促進 ②障がい者相談支援センターの市民周知及び機能強化◆ ③住宅入居等支援事業に関する対応推進 ④成年後見制度法人後見支援事業の実施に向けた検討 ⑤成年後見制度の周知・啓発等、権利擁護支援の中核機関との連携による重層的取組 ⑥手話通訳者や要約筆記者の派遣体制の確保 ⑦入院時コミュニケーション支援の周知 ⑧手話奉仕員などの意思疎通支援の担い手育成 ⑨移動支援事業の充実に向けたガイドヘルパーの養成促進 ⑩地域活動支援センターの整備及び機能強化 ⑪精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援 ⑫訪問入浴サービス事業の提供体制の確保 ⑬日中一時支援事業の充実 ⑭障がい者の文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保
4	障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(1) 障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進 ア バリアフリーの実現推進 イ 庁内における合理的配慮の取組の推進◆ ウ 基幹相談支援センターでの個別対応及び地域自立支援協議会の専門部会における好事例の共有 エ ユニバーサルデザインを浸透させるための施策の検討 オ メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識の理解促進
		(2) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進 ア 分かりやすく伝わりやすい情報発信、様々な媒体での情報提供 イ 手話や点字、要約筆記等の普及・啓発 ウ ICT機器等を利活用した意思疎通支援の実施 エ サービス利用における意思決定支援 オ 手話言語条例推進方針の策定 カ 手話や意思疎通支援に係る施策推進のため、障がい当事者参加による会議体の設置
		(3) 障がい者に対する虐待の防止 ア 相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施 イ 虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組の促進 ウ 虐待防止委員会の設置、虐待防止担当者の配置等の徹底 エ 虐待防止センターにおける相談・通報への対応、被虐待者の保護及び自立支援
		(4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実 ア リスクマネジメントに関する注意喚起 イ 防災イベントの参画や地域との連携に向けた周知、防犯対策及び感染症対策 ウ 障がい特性や同性介護等への配慮に対応できる多様なサービス提供基盤の整備

◆は第7期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

項目		主な取組
4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成	ア 事業者の意見を踏まえ採用活動に対する有効な取組を検討◆ イ 国・大阪府との連携及び大学連携による障がい福祉分野の魅力発信 ウ 研修費補助制度の活用促進◆ エ ICTやロボット導入モデル事業の活用促進、人材定着に向けた取組の推進◆

◆は第7期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

第1章 第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

令和5年度第2回吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会  
 【参考資料1】第7期障がい福祉・第3期障がい児福祉計画（素案）より抜粋

R元年度 吹田市自立支援協議会当事者会 予定表

月	開催日	曜日	時間
4	平成31年4月18日	木	15:00-17:00
5	令和元年5月16日	木	15:00-17:00
6	令和元年6月20日	木	15:00-17:00
7	令和元年7月18日	木	15:00-17:00
8	令和元年8月	木	中止
9	令和元年9月19日	木	15:00-17:00
10	令和元年10月17日	木	15:00-17:00
11	令和元年11月21日	木	15:00-17:00
12	令和元年12月19日	木	15:00-17:00
1	令和2年1月16日	木	15:00-17:00
2	令和2年2月20日	木	15:00-17:00
3	令和2年3月	木	中止

R2年度 吹田市自立支援協議会当事者会 予定表

月	開催日	曜日	時間
4	中止	-	-
5	中止	-	-
6	中止	-	-
7	令和2年7月16日	木	14：00-16：00
8	令和2年8月20日	木	14：00-16：00
9	令和2年9月17日	木	14：00-16：00
10	令和2年10月15日	木	14：00-16：00
11	令和2年11月17日	木	14：00-16：00
12	中止	-	-
1	中止	-	-
2	令和3年2月26日	木	14：00-16：00
3	令和3年3月18日	木	14：00-16：00

(2)

R3年度 吹田市自立支援協議会当事者会 予定表

月	開催日	曜日	時間
4	令和3年4月15日	木	14:00-16:00
5	令和3年5月	木	中止
6	令和3年6月	木	中止
7	令和3年7月29日	木	14:00-16:00
8	令和3年9月16日	木	14:00-16:00
9	令和3年8月19日	木	14:00-16:00
10	令和3年10月21日	木	14:00-16:00
11	令和3年11月18日	木	14:00-16:00
12	令和3年12月16日	木	14:00-16:00
1	令和4年1月	木	中止
2	令和4年2月17日	木	13:30-15:30
3	令和4年3月24日	木	13:30-15:30

(3)

R4年度 吹田市自立支援協議会当事者会 予定表

月	開催日	曜日	時間
4	令和4年4月21日	木	13:30-15:30
5	令和4年5月19日	木	13:30-15:30
6	令和4年6月16日	木	13:30-15:30
7	令和4年7月21日	木	13:30-15:30
8	令和4年8月18日	木	13:30-15:30
9	令和4年9月15日	木	13:30-15:30
10	令和4年10月20日	木	13:30-15:30
11	令和4年11月17日	木	13:30-15:30
12	令和4年12月15日	木	13:30-15:30
1	令和5年1月19日	木	13:30-15:30
2	令和5年2月16日	木	13:30-15:30
3	令和5年3月9日	木	13:30-15:30

(4)

R5年度 吹田市自立支援協議会当事者会 予定表

月	開催日	曜日	時間
4	令和5年4月20日	木	13:30-15:30
5	令和5年5月18日	木	13:30-15:30
6	令和5年6月15日	木	13:30-15:30
7	令和5年7月20日	木	13:30-15:30
8	令和5年8月17日	木	13:30-15:30
9	令和5年9月21日	木	13:30-15:30
10	令和5年10月19日	木	13:30-15:30
11	令和5年11月16日	木	13:30-15:30
12	令和5年12月21日	木	13:30-15:30
1	令和6年1月18日	木	13:30-15:30
2	令和6年2月15日	木	13:30-15:30
3	令和6年3月21日	木	13:30-15:30

(5)



障がい者福祉年金支給条例の廃止について、市から発言のあった、吹田市地域自立支援協議会及び吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門部会の議事録

会議名等	令和5年度当事者会 6月定例会		文責	障がい福祉室
日程	令和5年6月15日 午後1時30分～3時30分	場所	吹田市役所 高層棟3階 災害対応オペレーションルーム	
<p>1. 「啓発・広報」の具体的な取り組み方法について 【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者週間や、市報で当事者会を取り上げる。</li> <li>・広報活動が市民に届いているのか、フィードバックを得るルートを確保する。</li> <li>・インターネット弱者への配慮が必要。対面や紙面による広報は無くせない。</li> <li>・障がい種別でそれぞれ啓発・広報のやり方を変える必要がある。</li> <li>・学校等での講演活動。</li> <li>・学校関係に向けた啓発・広報活動が効果的ではないか。小学校での車いす利用体験など、子どもからの意見も収集してはどうか。</li> <li>・出前講座の実施。</li> <li>・短期目標と長期目標で分けて考えてはどうか。短期目標は出前講座等。範囲は大きくないが、比較的早く、準備も少なく実施できる。</li> <li>・知名度のある障がい者に講演を依頼する。</li> <li>・語りべを増やす。当事者しかわからないことを伝え続ける。</li> <li>・各自が所属している団体との連携。各団体の Facebook、機関誌等の活用。</li> <li>・当事者会の意見をどのように、どこに向けて発信するかを具体的にする必要はある。</li> <li>・5月定例会で取り上げた福祉防災の必要性をまずは広報する必要はないか。</li> <li>・市ホームページの当事者会ページの見にくさを改善する必要がある。現状、議事録 PDF し掲載されていない。</li> <li>・市ホームページに QR コードを設置してページに到達しやすくする、分かりやすい視覚情報にする等の対応が必要。現在のホームページは階層が多く、求める情報にたどり着かない。当事者会ページをメンテナンスするホームページ担当が必要ではないか。</li> <li>・市ホームページは、議事録以外にどこまで情報を掲載できるのか？文章だけでなく、写真など、視覚情報も掲載することが効果的ではないか。</li> <li>・市ホームページに、当事者の作文、コラム等を掲載する。</li> <li>・市ホームページや市報に、障がい福祉や当事者会ページに直結する QR コードを設置する。</li> <li>・障がい福祉室発行の福祉の手引きの見にくさ解消。高齢福祉室発行の「介護と暮らし」は見やすいと感じる。</li> <li>・福祉の手引きは手帳交付時等に基本的に配布されるが、存在を知らない人もいる。手引きの存在をもっと知ってもらう必要があるのではないか。</li> <li>・当事者会を広報するためのチラシ作成・配布。</li> </ul>				

- ・事例集「こころ紡ぐ、我々と」による広報活動はどうか。
2. 当事者会の今後の取り組み及びスケジュールについて  
7月定例会で協議する。

3. その他

■総務室より 「本庁舎改修工事に伴う西玄関出入口と一部駐車区画の閉鎖」について  
トイレ及びエレベーター工事の着工に伴い、令和5年6月10日から工事完了（令和6年6月末予定）までの期間、低層棟西側に仮囲いを設置。これに伴い、工事期間中は、西玄関出入口及び本庁舎駐車場の一画（低層棟側15台分）が閉鎖となる。期間中は、駐車場の混雑緩和や正面玄関への誘導等の措置を講じる。

阪急吹田駅から西玄関に続く点字パネルについて、閉鎖中の西玄関に誤って誘導しないよう、臨時的にシールで隠すことで対応。従来、西玄関から来庁していた視覚障がい者が正面玄関まで安全に移動できるかどうかは、視覚障害のある職員により確認を行った。

駐輪場側入口については開放しているが、自転車・バイク等の往来があるため通行時は注意が必要。また、駐車場側入口は外扉、内扉があり、どちらも両開きであるが、防犯の関係上、右側の扉しか開放していないため、車いす利用者の通行が難しい。また、重量の重い扉のため、児童・高齢者等、筋力の弱い市民に関しても配慮が必要である。

委員から質問

- ・すべての人が気付くように、分かりやすい目印や案内が欲しい。  
⇒現在は職員手作りの案内板を設置しているが、案内パネルについても早急に設置予定。

■障がい福祉室 給付グループより 「障がい福祉年金について」

【事業概要】

障がい者(児)に対し手当金を支給することにより、本人や家族の経済的負担の軽減や生活の安定及び福祉の増進を図る。本人非課税かつ1年以上の本市在住者が対象。年間支給額は、44,400円、32,400円、又は25,200円。

障がい福祉サービス利用者の介護給付費を各年度4月分で比較したところ、平均受給額は、年度により障がい福祉サービス等報酬改定の影響はあるが、供給量が充実してきていることがわかった。また、受給者数については増加傾向が顕著で、必要なサービスを安定して提供していくには、福祉人材の確保が課題である。今後サービス利用者の増加に伴い、介護給付費の大幅増が見込まれている。

障がい福祉年金の使用用途について調査するため、当事者会委員に意見を頂戴したいと依頼がある。

【使用用途】

- ・交通費（家族との面会、本人の通院）
- ・生活費
- ・福祉用具、物資の購入
- ・電動車いす等、日常生活に不可欠な福祉用具のメンテナンス費用

会議名等	令和5年度第1回自立支援協議会 全体会議	文責	障がい福祉室
日程	令和5年7月13日 午前10時から正午まで	場所	千里山コミュニティセンター 多目的ホール
出席者	波那本委員、播本委員、原田委員、大西委員、細川委員、伊藤委員、藤本委員、辻委員、西岡委員、栗田委員、内藤委員、矢田委員、相馬委員、河野委員、片田委員、吉池委員、西村委員、土井委員、木谷委員、小林委員、平井委員		
<p>1. 机上配布資料の確認</p> <p>2. 開会挨拶</p> <p>3. 委員紹介  「(資料2) 令和5年度吹田市地域自立支援協議会全体会議 委員名簿」 参照  ・今年度から新たに、障がい福祉サービス事業者として府内のサービス提供事業所・司法関係者として大阪弁護士会・学識経験者として大阪人間科学大学の3機関から参画。  ・委員定数25名のうち、会場18名、オンライン3名、計21名の委員が出席。半数以上の委員が出席のため、吹田市地域自立支援協議会設置要領第6条第3項の規定により、本会は成立。</p> <p>4. 傍聴者  会場傍聴者：5名、オンライン傍聴者1名</p> <p>5. 会長・副会長の選出  それぞれ選出され、意義なし</p> <p>6. 吹田市地域自立支援協議会の概要及びスケジュール  「(資料3-1) 吹田市地域自立支援協議会の概要」  「(資料3-2) 令和5年度吹田市地域自立支援協議会 年間予定表」 参照</p> <p>7. 地域会議の取組状況  「(資料4) 吹田市地域自立支援協議会地域会議について」 参照  各センターの地域会議の状況について報告。</p> <p>・質問・意見  委員：PTAの保護者からの相談の中で、学校を卒業した子どもが日中活動から帰って夜になるまでの過ごし方に悩むという内容をよく聞く。母子支援として受けられることがないか？その時間の過ごし方について何かサービスがないのか、学校として紹介できたらいいと考えている。  事務局：移動支援や居宅支援がある。</p> <p>委員：サービス利用したいと相談を受けるが、数に限りがある現状。</p>			

(3)

初めて発達相談や発達検査を受け、受容がなかなかできないまま一生懸命考え相談に至った母からの依頼を断らなければならない。

児童発達支援に行くだけが選択肢ではない中で、最初の相談から何か別の事業所につなげる際に、単純にサービスにつなぐだけではなく、子育ての応援、その子どもに一番必要なことを一緒に考えてほしい。ファーストコンタクトを大切にしてほしい。

豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センターで取組んでいく予定の冊子にはそういったことを盛り込んで欲しいし、自分たちも協力できると思う。

委員：吹田市では計画相談支援の推進を行っているが、なかなか実数としては難しい現状である。ひとりの相談員が持てるケースは大体いくつなのか？

委員：恐らく70ケースくらい。

他の業務との兼ね合いもあるので何とも言えない

20数件の人もいれば、100件近くの人もある。

障害種別の得意分野や児童によっても変わる。

市役所で調査をして資料とするのもいいかもしれない。

委員

片山岸部障がい者相談支援センターの地域会議・社会資源マップ作成について

社協のHPにもマップはあるが高齢福祉と児童福祉がメインなので、障がいも加われば社会資源の充実が図れる。協働して行えたらいいと思う。

8. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会の取組状況

「(資料5) 吹田市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会について」参照  
昨年度の活動、今年度の予定について報告。

入院中から行える支援や課題を抽出等に取り組んでいる。

○質問・意見

委員：榎坂病院における院内茶話会の「よつば会」は3年前から動いていない。

R4年の秋個別事例で小規模の開催をしたことあったが、にも包括ではどのようなかたちで再開する予定なのか？

障がい福祉室：従来の「よつば会」の形でするのか別の新しい形で始めていくのか、榎坂病院と検討を重ねていきたい。

委員：R4年度の地域移行の支給決定は何件あったのか。

障がい福祉室：正確な数字はすぐにでないが年間2.3件程度。

委員：茨木市では何件か？

委員：恐らく吹田市と同じ程度。年間2.3件である。

9. 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に向けたスケジュール

「(資料6) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に向けたスケジュール」  
参照

計画作成に向け、障がい者2000人、児童700人へアンケート、当事者団体・事業所への聞き取りを行っている。

○質問・意見

委員：自立支援協議会から専門分科会への報告は、計画素案がでるのが11月、自立支援協議会本会議が3月なので間に合わないが委員は計画の内容を確認できるのか。

事務局：素案は11月の時点で委員に公開し、意見をもらう予定。事務局から各会議体に共有する形で意見聴取させていただく形になる。

委員：アンケートを取って総意をとる場合、子どもと障がい者の意見は大きく違う。子どもの意見をしっかり聞かなければならないと考える。委員として、その部分は確認していきたい。

10. 障がい者福祉年金

「(資料7) 障がい者福祉年金について」参照

現状、福祉年金の制度を行っている市町村は大阪府内で吹田市と摂津市のみ。

○質問・意見

委員：吹田市と摂津市のみと聞いて驚いた。

GHで障害年金のみで生活をしている障がい者にはありがたい、必要な制度なので、やめないでほしい。

委員：吹田市には日中支援型共同生活援助はない？

障がい福祉室：現在時点で指定を受けている事業者はない。

委員：日中支援型共同生活援助は申請すれば通るものか。

介護保険との切り替えで障がいのサービスを続けたいという希望も非常にわかるが、障がいのサービスじゃ支えきれないことも実感する。他の支援も充実したらと思う。

障がい福祉室：体制がそろっている状況で申請を行えば可能。

11. その他

委員：地域会議について、NTと山田地域が合同で行っている理由は？

今後離れていく予定もあるのか。

障がい福祉室：共通課題が多いため合同開催となっている。

任期もあるため分かれて行うことも視野には入れている。

・センター挨拶

千里山・佐井寺障がい者相談支援センター

その人の困りごとや障壁、それに対して暮らしを一緒に考えるセンターを心がけている。

顔の見えるネットワークづくりを目指している

豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター

地域会議を1年間同じメンバーで行ってきたことで顔の見えるネットワークを作ることができた。

R5年度から新しいメンバーも増えさらにネットワークを広げ、協力しながら成果物を作っ

ていきたい。

内本町障がい者相談支援センター

地域での生活で困っていること、様々な悩みを挙げていく中で共通して障がい理解のこれからどう周知や啓発を行っていくかを考えていく必要があるとアドバイスを頂いた。これから進めていく中でも皆様からアドバイスをもらえたらと思う。

亥の子谷障がい者相談支援センター

地域会議の共同開催について補足説明。NTエリアに計画相談は1件、亥の子谷にも数件しかない。このことから共同開催の運びになった。最初は任期3年であったが、3年間の開催の中で続けていく意義もあるように感じ引き続き共同開催を行っている。エリアの広さから分かれて行うのも必要だとは思いますが、支援者が多くない中ですぐには行えないと考えている。

千里NT障がい者相談支援センター

SOSを出しにくい、支援につながりにくい方がいらっしゃる中で、ネットワークを広げていき支援に繋がりやすい地域にしていきたい。地域の支援に尽力したい。

・その他意見

委員：コロナに非常に影響された3年半だった。

前会長であったが、今期からは委員として尽力したい。新会長は会議を牽引してくださると思う。

委員：吹田市には吹田市特有のストレングスや有力な支援者がたくさんいる。

届きにくい声をどう拾うか、届きやすくするかをこの会議から考えていきたい。

次回は各自付箋を用意してもらいメモを残してもらえれば、質問や意見を届けやすい。

【配布資料】

(資料1) 吹田市地域自立支援協議会設置要領

(資料2) 令和5年度吹田市地域自立支援協議会全体会議 委員名簿

(資料3-1) 吹田市地域自立支援協議会の概要

(資料3-2) 令和5年度吹田市地域自立支援協議会 年間予定表

(資料4) 吹田市地域自立支援協議会地域会議取組状況

(資料5) 吹田市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会取組状況

(資料6) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に向けたスケジュールについて

(資料7) 障がい者福祉年金等について

吹田市社会福祉審議会

■第2回 障がい者施策推進専門分科会

日時：令和5年11月10日（金）14時～16時

場所：吹田市文化会館メイシアター レセプションホール

出席者：大山委員、相馬委員、綾部委員、室山委員、藤嶋委員、内藤委員、水谷委員、西村委員、富士野委員、阪本委員、仁木委員、大江委員、近藤委員、菅原委員、野村委員、高木委員、大谷委員、林委員 以上18名

欠席者：川田委員、栗田委員、西岡委員、河合委員

次第：議題

- 1 第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて
  - (1) 計画の基本的な考え方等について
- 2 第7期吹田市障がい福祉計画について
  - (1) 第6期吹田市障がい福祉計画から引き継ぐ課題
  - (2) 成果目標と主な取組み
  - (3) 利用見込みとその確保策（障がい福祉サービス）
  - (4) 利用見込みとその確保策（地域生活支援事業）
  - (5) 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組と主な取組
- 3 第3期障がい児福祉計画の策定について
- 4 その他障がい福祉関連施策について
- 5 その他  
今後のスケジュールについて

会議の経過

○1 第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて

- (1) 計画の基本的な考え方等について
- 2 第7期吹田市障がい福祉計画について
  - (1) 第6期吹田市障がい福祉計画から引き継ぐ課題
  - (2) 成果目標と主な取組み

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

【委員】

・資料3における重点的に取組みを進める項目についてはどのように選ばれたのか。

【事務局】

・本市で事業として進めているグループホームの整備や人材確保等、計画の目標の達成に向けて必要と思われる部分を重点取組とした。

【委員】

・資料3の主な取組の中のグループホームの整備促進について、具体的にどのように

(7)

取組んでいるのか。

【事務局】

- ・本市の単独予算で、新たにグループホームを設置する事業者に運営補助を出している。他には、国庫補助の施設整備補助事業があり、新たにグループホームの整備を行う際に国と市で補助率に基づき負担し整備するといったものがある。そうした事業を通じてグループホームの整備促進を図っていく。

【委員】

- ・資料3(4)「福祉施設から一般就労への移行等」について、「授産製品の販売機会拡充、売り上げ向上」とあるが、これは特に就労継続支援B型作業所での環境改善にも絡むものであり、就労に向けたきっかけづくりにも関連するものだと思う。従来の福祉的作業という範疇を越えた発想で取組んでいくことを考えているのかを伺いたい。

【事務局】

- ・授産製品であれば吹田市には障がい者の働く場事業団がある。そちらと連携しながら、引き続きそうした取組みを進めていきたい。
- ・就労に関しては一般就労支援の事業所ネットワークが昨年度からはじまった。今年度はオンラインではなく対面での会議も始まり、前向きな協議が出来ている。各事業所で連携しながら取組みを進めていきたい。

【委員】

- ・福祉の枠の中での考え方や連携については説明の通り進めていただければいいが、地域の市民と情報交換をすることで初めて発想の転換を図れるようなアイデアが出て来るのでは。そういった取組みなしでは工賃は少しずつしか改善できない。発想の転換を図るという視点を計画本文にも盛り込んでいただきたい。

○2 第7期吹田市障がい福祉計画について

- (3) 利用見込みとその確保策（障がい福祉サービス）
- (4) 利用見込みとその確保策（地域生活支援事業）
- (5) 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組と主な取組

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

【委員】

- ・手話言語条例が10月19日に交付された。これから手話が言語であることの普及と、障がい者の意思疎通を支援する活動に具体的に取り組んでいく必要がある。そのための会議体を設置することについて計画案87ページに記載があるが、障がい当事者と市民と一緒に会議を進めて地域で手話を広げること、コミュニケーションの方法を話し合う機会が必要になってくると思うので、全体の会議の他、地域ごとの会議や交流の場も設けていただきたい。手話の普及には地域住民の協力が必要だと思うのでよろしくお願ひしたい。
- ・会議だけでなく、手話に関する動画を作ってYouTubeやホームページに出すなどの取組みも盛り込んでいただきたい。周知宣伝のパンフレットを作るなど、今後いろいろ要望させていただく。

【事務局】

(8)



- ・推進していく会議体について、まずは庁内で出来ていること、出来ていないことを話し合っていきたい。そのうえで、当事者にも参画していただきご意見をうかがいながら会議体を立ち上げていきたい。どのような形の会議体がふさわしいのか等も、今頂いたご意見を参考にしながら検討する。
- ・ホームページ等を活用して条例の趣旨が推進されていくことも考えている。

【委員】

- ・計画案の87ページ（1）イの、市で雇用されている障がい者への差別が行われることがないようにとの重点取組について、市が先頭に立って推進していくことは非常に良いことだと思うが、市の計画であるため、市全体の差別解消の推進につながるよう進めていっていただきたい。

【事務局】

- ・計画案87ページについては、市職員や市役所全体がどの窓口においても合理的配慮ができるようにという点を記載している。
- ・計画案87ページ（ウ）にあるように障がい者差別に関しては、自立支援協議会の部会を置き、全体的に合理的配慮が啓発できるような形で取り組んでいきたいと考えている。（ウ）についても重点取組とすべきとの意見として、こちらについても検討したい。

【委員】

- ・資料2の前計画から引き継ぐ課題について計画案73ページの相談支援の実績と見込量の中で地域移行の数字があるが、課題を今後どのように解消し目標数値にしていくのかはここに含まれているのか。
- ・また、資料3の成果目標と主な取組みの（1）の地域生活移行について、グループホームの整備促進が重点課題となっているが、計画案72ページのグループホームの実績と見込量に、整備していく数字が含まれているのか。

【事務局】

- ・見込量の部分については、これまでの実績からこのように伸びていくだろうという見込を記載している。ご指摘の地域移行者の目標人数やグループホームの整備促進の部分については、計画案51ページに、自然増も合わせた推移と別の成果目標を出しており、またその目標値を達成するための取組みについて記載している。そのため、計画案72～73ページの数値が課題や成果目標に連動したものとはなっていない。
- ・医療的ケアを必要とする人や強度行動障がいを持つ人はサービスが増えても利用できない実態があるので、国の指針においてもこれらは別に見込量を出し確保策に取り組むとなっている。そのため、数字ではないものの文章で記載している。

○3 第3期障がい児福祉計画の策定について

（事務局から上記の内容について説明後、質疑応答）

【委員】

- ・資料6の国の基本指針の中で「聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充」とあるが、本計画のなかではどこに早期支援が含まれるのか。
- ・計画案93ページ（2）の難聴児支援について、早期発見にかかる記載があるが、こ

(9)

れは既に取り組んでいる内容かと思う。切れ目のない支援として早期療育の場の確保はないのか。

- ・計画案97ページに子ども発達支援センターを拠点とした療育支援のイメージ図があるが、聴覚障がい児はどこで支援を受けられるのか教えてほしい。

【事務局】

- ・難聴児の支援のイメージ図への記載について、難聴児だけを別記するようにはなっていない。児童発達支援や放課後等デイサービスに包含されている。
- ・難聴児の早期発見について、新生児のスクリーニング等は既に実施している。また、切れ目のない早期療育として、子ども発達支援センターでは杉の子学園・わかたけ園を通園施設として行っている。杉の子学園では主に知的発達に課題のある児童を受け入れており、わかたけ園では肢体に不自由のある児童を受け入れている。現状、難聴の児童もおり、今後も両園での療育が必要であれば受け入れていく。また、難聴による言葉の相談などに関して、当センターに言語聴覚士がいるので、そちらでの対応を行っていく。
- ・法改正により幅広く子どもを受け入れていくにあたり、難聴児に対する適切な関わり方についても当センターとしてはスキル向上を考えている。

【委員】

- ・子ども発達支援センターではこれまで通り難聴のみの場合は早期療育の場としては提供できないが、保育園や小学校への巡回であったりそういったところで相談支援などはしていただけたらと考えていいのか。

【事務局】

- ・そのようなアウトリーチ型の支援だけでなく、当センターでの相談も行う。早期療育についても難聴の他、発達上の課題がある子どもは従前から受け入れている。今後もそうした療育を引続き実施していく。

【委員】

- ・ピアサポートについて、保護者にとっても当事者にとっても交流の場づくりというのは今後重要だと思う。計画内の一項目にあげられてはいるが、拡充には行政と民間の協力体制が必要だと思う。行政としてはどのように考えているのか。
- ・計画内の語句の説明や計画の概要版はつくるのか。

【事務局】

- ・ピアサポートについては、ペアレントメンターの役割に位置づけられると思う。コロナ禍でしばらく実施できなかったが、杉の子学園に通園する前の子どもの保護者と通園中の子どもの保護者の交流の場を設定するなど、疑問や体験の話し合いの場を従来設けており、コロナ禍の明けた今年度以降はそうした場をつくっていく予定。
- ・数の把握はしていないが、発達相談を行う中で、実際に専門家の意見だけでなく先輩の意見や家族の思いを知りたいという声も把握している。今後はペアレントメンター養成講座の受講勧奨やペアレントメンター増員につながる取組みを考えている。
- ・ピアサポートに関して、どういう支援が必要なのか、養成講座を行うか、研修形式が良いのかなどを含め、自立支援協議会の中で検討する場をまず設け、どういう形でピアサポートの取組みを進めるべきかを検討していきたい。
- ・計画の概要版は作成する予定。語句は用語集を巻末にまとめる予定。

【委員】

- ・ピアサポートの媒体として、リアルな場を設けてそこでいろいろな話し合いをするのが一番有効だと思うが、オンライン会議やSNSを通じたピアサポートも現在はあると思うので、研究をお願いしたい。

【委員】

- ・地域の小中学校の教員に対して、障がいの理解を深める研修や講演はしているのか。息子は地域の小学校に通っていたが、教員の理解が乏しかったため中学校は支援学校へ通った。地域で暮らすことを目標にするのであれば、地域の学校の教員の理解をもっと深くしていただかなければだめではないか。

【事務局】

- ・発達相談等に関わった結果を保護者の了承のもと教員に情報共有するなどの連携を行っている。
- ・また、講座としては保護者向けの他、支援者向けに教員や事業所職員を対象にしたものを  
令和3年度から本格的に実施するなど、理解啓発に向けた取組みを進めている。ただ、なかなか時間の関係で参加が難しいこともあり、夏休みの期間や午後で開催するなど、開催時期の工夫も検討している。
- ・教職員に関する機関である教育センターでも研修を行っていると聞いている。

○4 その他障がい福祉関連施策について

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

【委員】

- ・手話言語条例について、説明のとおり策が進めばいいと思う。通訳の件数の報告があったが、これは障がい福祉室のみの数値ではないか。教育委員会や他のスポーツ関係部署、土木関係部署等、障がい福祉以外の通訳派遣もある。それらも含めるともっと多くなるのではないか。

【事務局】

- ・障がい福祉室のみではなく全庁的な数字である。会議については、審議会や学校での授業参観、懇談などを含めた15件。講演会については公民館講座やいろいろな部署での講演会での手話通訳を含めて29件。窓口対応について障がい福祉室の手話通訳が対応した件数の他、総合福祉会館の手話通訳、消防のネット119の登録に伴う手話通訳などを含め1,036件となる。

【委員】

- ・資料7の2番に障がい福祉年金のあり方の検討の中で、障がい者を取り巻く状況が変化し年々事業費が増加したとあるが、その間に障がい者の所得状況が改善したわけではないし、この制度の果たしている役割は非常に大きい。物価上昇の中、年金は上がらない状況で、今この見直しというのは再検討していただきたい。
- ・今後見直しを進めていくにあたって当事者の意見や生活実態の把握を行うことになると思うが、そういった実態把握を含めた今後のペースの見直しについて伺いたい。

【事務局】

- ・当事者の意見について、今年度の夏に自立支援協議会の当事者会や全体会議などで

ご意見を伺った。また、物価高騰の中でのこの見直しとなるので、どうしても反対や制度の継続を求める意見があるということは認識している。

- ・ただ、各種障がい福祉サービスを10年間遡り今現在の利用状況と比べると、あらゆる事業で倍増しニーズが増えるとともにニーズ内容も多様化しており、今後今現在のサービスを維持あるいは拡充していくためには直接給付ではなく側面から支えていく必要があると考えている。例えば人材確保や育成などで増大、多様化するニーズに対応するという施策に転換していく必要があると考えている。
- ・検討のペースについてはできるだけ早く進めていきたいと考えている。

【委員】

- ・福祉年金について、この方向で行きますと言われてすぐに賛成できるようなものではない。
- ・現金給付からサービス給付への転換という話は分からなくないが、実際今現金として受け取っている人は遊興費ではなく生活費として使っているので、そこを削ることについては慎重になるべきではないか。

○事務局よりこども発達支援センター内組織の見直しについて、子育て支援センターの設置について資料説明

○事務局より今後のスケジュールについて案内

(以上)

平成24年の行政の維新プロジェクトによる障がい福祉年金見直しの内容が分かる資料

1 支給状況の比較（対象者数は各年度3月期支給時点の人数）

年齢区分	障がい種別	障がいの程度	見直し前 平成23年度（2011年度）		見直し後 ※平成25年度（2013年度）			
			対象者数（人）	年間支給金額（円）	支給総額（円）	対象者数（人）	年間支給金額（円）	支給総額（円）
20歳以上	身体障がい	1・2級	4,698	32,400	156,912,100	3,547	32,400	116,161,500
		3級	1,832	25,200	46,125,600	1,529	25,200	38,483,400
		4級	3,124	25,200	78,948,600	-	-	-
	知的障がい	A（重度）	568	32,400	19,510,250	585	32,400	11,959,400
		B1（中度）	288	25,200	7,297,800	284	25,200	5,325,500
20歳未満	精神障がい	1級	-	-	-	188	32,400	3,645,600
		小計	10,510	140,400	308,794,350	6,133	147,600	175,575,400
	身体障がい	1・2級	186	44,400	10,286,500	195	44,400	4,898,000
		3・4級	64	32,400	2,244,650	65	32,400	10,730,500
		5・6級	23	25,200	588,000	22	25,200	9,006,900
知的障がい	A（重度）	228	44,400	10,997,500	230	44,400	7,510,100	
	B1（中度）	138	32,400	4,631,100	146	32,400	6,561,000	
	B2（軽度）	297	25,200	7,191,000	326	25,200	6,987,600	
精神障がい	1級	-	-	-	7	44,400	272,800	
	2級	-	-	-	38	32,400	1,153,800	
	3級	-	-	-	17	25,200	396,900	
小計			204,000	35,938,750	1,046	306,000	47,517,600	
計			11,446	344,733,100	7,179	-	223,093,000	

※平成24年度実績は前年度遅れ請求分が混在し見直しによる差異が不明瞭なため平成25年度と比較。

2 見直しの内容

対象者	20歳以上	身体障がい4級を除外
	20歳未満	精神障がい1級を追加
所得制限	見直し前	精神障がい1～3級を追加
	見直し後	特別児童扶養手当の所得制限限度額 住民税非課税

令和 5 年 6 月当事者会定例会 議事録抜粋

当事者会福祉年金受給状況

委員 13 名 8 名受給 参加委員 10 名 7 名受給

給付 G の説明に対する委員の反応および意見

【A 委員】

交通費（家族との面会や、本人の通院の際に使用）。微々たる額だが、生活費の一部として頼っている。家族による援助が見込めない世帯は、本人の資産として重要な役割を果たしていると思う。

【B 委員】

療育手帳 B 2、精神保健福祉手帳 2 級を所持している。福祉年金は受けていない。

【C 委員】

福祉用具、日常的に必要な物資（ストマ）の購入や、電動車いす等、日常生活に不可欠な福祉用具のメンテナンス費用に使用している。ストマは毎日交換が必要であるし、電動車いすのメンテナンス費用も年単位で発生している中で、現在の給付金や年金ではとても足りず、自費負担が非常に大きい。福祉年金の額は大きなものではないが、軽視してもらっては困る。物価高に伴い様々な自治体が生活に対する支援金等の支給を行っているが、そんな中で福祉年金を廃止するのはなぜか。障がい者に必要な物資も高騰しており、生活がどんどんしづらい世の中になっている。他市に倣って福祉年金を廃止するのではなく、この潮流の中で摂津市と吹田市は福祉年金支給を継続し、他市にも波及して行ってほしい。それが福祉の業務なのではないか。

重度障害者になると、通院一回においてもヘルパー利用、介護タクシー利用などで費用がかかる。

【D 委員】

透析患者である。千里丘在住だが、すいすいバスの乗車可能時間を知っているか。透析が可能な病院に通院し、最寄りに戻るとすでにすいすいバスは利用終了している。福祉年金は大切。障がい者に対する交通手段ももっと増やしてほしい。

【E 委員】

物価高で生活はしんどい。周りからもそのような声を聞く。十分な食事をとり、健康・栄養状態を保つためには、お金がかかる。他市が福祉年金を施行していないから、という理由は違うと思う。

吹田市障がい者福祉年金支給条例の廃止を決定するに至った経過が分かる資料

- 春藤副市長協議（令和元年7月31日）
  - ・障がい者福祉年金の今後について
  
- 両副市長協議（令和2年11月12日）
  - ・障がい者福祉年金の財源を活用したサービスの充実化について
  
- 部長協議（令和3年5月28日）
  - ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止スケジュールについて
  
- 春藤副市長協議（令和3年6月30日）
  - ・障がい者福祉年の廃止時期について
  
- 部長協議（令和4年11月22日）
  - ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止について
  
- 部長協議（令和5年5月8日）
  - ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止について
  
- 春藤副市長協議（令和5年5月11日）
  - ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る事前協議
  
- 春藤副市長協議（令和5年5月24日）
  - ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る状況報告
  
- 市長協議（令和5年5月29日）
  - ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る事前レク
  
- 部長協議（令和5年7月11日）
  - ・障がい者福祉年金支給条例の廃止に係るスケジュール確認

■部長協議（令和5年10月11日）

- ・障がい者福祉年金支給条例の廃止に係る政策会議の資料確認

■春藤副市長協議（令和5年10月12日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る政策会議の資料説明

■辰谷副市長協議（令和5年10月12日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る政策会議の資料説明

■市長協議（令和5年10月17日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止に係る政策会議の資料説明

■令和5年度 第6回吹田市政策会議（令和5年10月20日）

- ・障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止方針の決定



吹田市障がい者福祉年金支給条例の廃止について討議した政策会議の議事録

令和5年度 第6回吹田市政策会議概要

日 時：令和5年10月20日（金）午前10時40分～午前11時10分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、今峰行政経営部長、  
北澤児童部長、梅森健康医療部長

所 管：【福祉部（障がい福祉室）】

大山福祉部長、安井次長、西村室長、脇谷参事、小西主幹

案 件	障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止
担当及び関連部局	福祉部（障がい福祉室）
<b>【案件概要】</b> 障がい者福祉年金及び難病患者等給付金について、障がい福祉サービス等の充実化に伴い廃止しようとするもの。	
<b>【所管部の考え方】</b> 昭和40年代（1960年代）から昭和50年代（1970年代）は、障がい者のケアに対する家庭内での自助努力が主流であった中、本市は、独自制度として、昭和42年（1967年）に障がい者福祉年金、昭和50年（1975年）に難病患者等給付金をそれぞれ創設した。 その後、法整備等により、障がい者に係る制度の充実化が加速し、現金給付から個人の選択を尊重し自立を促すサービス給付へと転換が図られた。また、国制度による現金給付も整備された。 難病患者に係る施策では、平成25年（2013年）に障害者総合支援法において、難病患者は障がい者手帳の有無に関わらず障がい福祉サービス等の利用が可能になり、利用できるサービスも全ての障がい福祉サービスや相談支援等に拡大した。 以上の点を踏まえ、市の独自制度である障がい者福祉年金及び難病患者等給付金については、その役割を終えたものと判断し廃止するもの。	
<b>【質疑概要】</b> 質問： 廃止年度を令和6年度にした理由は。 回答： 国制度による現金給付の整備や、サービス給付が充実化されてきた中で、府内の多数の市町村が、独自の給付金制度を廃止している。その中で、本市としては、障がい	

者福祉年金及び難病患者等給付金を現在まで継続してきた。しかし、国による現金給付制度や障がい福祉サービスの普及状況など、障がい者の生活に係る支援体制を総合的に判断し、障がい者福祉年金等は、役割を終えたものと判断した。今後は福祉人材の確保など、持続可能な障がい福祉サービスの構築に資する施策を推進していきたい。

質問： 障がい者福祉年金を年度途中の9月期支給を最終とする理由は。

回答： 障がい者福祉年金の支給サイクルは、課税状況を踏まえるため、10月からその翌年の9月までの1年間を一定区切りとしており、9月期支給を最終とするものである。

質問： 障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止については、本市における障がい福祉サービスの普及も背景にあると思うが、障がい者福祉年金等の対象者は、障がい福祉サービスを利用しているのか。

回答： 障がい福祉サービスの利用については、個別の状況によるが、本市としては、障がい者の方に対して、各種制度のもと障がいの種別・等級に応じて給付や助成も行う等、幅広く支援を行っている。

指示： 将来を見据えて、今後に必要な制度を考えることが政策であり、誰一人取り残さないという思いで、今後のサービス充実に資する取組を進めること。

**【結果】**

本件は承認された。会議で出た指示を踏まえて取組を進めること。

大阪府内で同じような年金支給条例を廃止した時期の一覧

市町村名	実 施 年 度																												
	~H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
吹田市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
摂津市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
太子町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
大阪狭山市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
富田林市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
島本町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
藤井寺市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
茨木市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
岸和田市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
和泉市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
高石市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
大阪市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
河南町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
阪南市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
熊取町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
田尻町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
岬町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
門真市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
河内長野市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
忠岡町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
東大阪市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
守口市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
大東市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
柏原市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
千早赤坂村	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
堺市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
泉佐野市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
寝屋川市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
四条畷市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
交野市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
羽曳野市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
泉南市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
枚方市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
八尾市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
松原市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
泉大津市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
貝塚市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
豊中市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
箕面市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
能勢町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
豊能町	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
高槻市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
池田市	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網

網掛け：制度実施期間  
網掛け以外：制度廃止



吹田市民プールにおける現指定管理者から市への報告等について  
(指定管理期間 令和元年度から令和5年度まで)

1 指定管理者による報告内容及び会議等の実施状況

(1) 報告内容

	報告項目
年次報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況</li> <li>・管理業務の実施状況</li> <li>・収支決算の状況</li> <li>・主催事業の実施状況</li> <li>・自主事業の実施状況</li> <li>・事業に対する自己評価</li> </ul>
月次報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況</li> <li>・管理業務の実施状況</li> <li>・利用者からの意見、要望等への対応状況</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要に応じて、電話等での都度対応</li> </ul>

(2) 会議等の実施状況

	利用者会議		モニタリング		外部モニタリング
	1回目	2回目	1回目	2回目	
令和元年度	11月18日	3月13日	－	－	－
令和2年度	－	3月11日	9月11日	3月25日	2月9日
令和3年度	12月16日	3月11日	9月24日	3月28日	－
令和4年度	10月27日	3月13日	10月17日	3月9日	2月1日
令和5年度	9月28日	2月実施予定	7月3日	2月実施予定	－

※外部モニタリングは、指定管理期間の2年目と4年目に実施

※令和元年度は自然災害の影響による休館のためモニタリングを中止

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者会議の1回目を中止

## 2 指定管理者が実施したコンプライアンス等に係る研修の実施状況

	実施状況
コナミスポーツ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入社時にコンプライアンス遵守及び個人情報保護に関する研修を実施</li> <li>・年 4～5 回 WEB 上でコンプライアンス及び個人情報に関する個人別テストを実施</li> <li>・年 3 回、コンプライアンスに関する研修会を実施</li> </ul>
南海ビルサービス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年 1 回、個人情報保護に関する自覚教育テストを実施</li> <li>・WEB 上で人権に関する研修を実施</li> <li>・コンプライアンスについて動画による講習を実施</li> </ul>
株式会社サンアメニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用時に個人情報保護に関する研修を実施</li> <li>・年 1 回、WEB 上で個人別にテキストの閲覧及びテストを実施</li> </ul>

## 3 指定管理者に対して市が行った主な指導内容

年度	指示等
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度の自然災害により平成 30 年 6 月 18 日から令和 2 年 3 月 31 日まで片山市民プール屋内プール休場を指示</li> <li>・令和 2 年 3 月 16 日から 3 月 31 日まで新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い片山市民プールトレーニング室を含む全面休場を指示</li> </ul>
令和 2 年度 令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年 4 月 1 日から 6 月 7 日まで片山市民プールの全面休場を指示。以降、新型コロナウイルス感染症対策について、都度指示</li> </ul>
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【市民の声】市民プール及び勤労者会館プールの掲示物について、内容を統一するよう指示</li> <li>・【市民の声】市民プール及び勤労者会館プールでのスマートデバイスの使用について、シリコンカバー等の装着を条件に許可するよう指示</li> </ul>
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 年 4 月 29 日に発生した違法なビデオカメラ設置についての再発防止策及び顛末書の提出を同日付けで指示</li> <li>・令和 5 年 8 月 25 日に発覚した北千里市民プールアルバイト職員 9 名への給料支払遅延についての再発防止策及び顛末書の提出を同日付けで指示</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの電話等でいただいた意見については、都度、連絡及び指示等</li> <li>・モニタリングにおいて必要に応じて指導、指示</li> </ul>

# 事業計画書

## 吹田市民プール

団体等の名称	南海・サンアメニティ共同事業体		
代表者氏名	代表企業 南海ビルサービス株式会社 代表取締役 西山 哲弘		
主たる事務所の所在地	大阪府大阪府中央区難波五丁目1番60号		
担当者名	■■■■■	電話番号	06 - 6631-0991
FAX番号	06-6647-5525	メールアドレス	■■■■■

## 1 市民の平等な利用が確保されることについて

「施設の運営理念と運営基本方針」や「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」など

### 「施設の運営理念と運営基本方針」

## 健康増進による活気と賑わいある「すいた」

アットホームで誰からも親しみをもたれる施設づくりを実現します



吹田市民プール（以下「本施設」という。）は、「市民の憩いの場を設け、あわせて市民の体力の向上に寄与する」ことを目的に設置されました。

市内では、多くの公共施設が指定管理者制度を導入しており、民間事業者のノウハウを最大限に発揮して、設置目的の達成はもちろん「スポーツの普及・振興」や「市民の健康の維持増進」にも寄与する施設運営が求められます。

「市・市民・地域」にとって大切な、この施設の設置目的の達成に貢献すべく、「3つの視点」から導き出すものを基本方針として施設運営に取り組みます。

また、市内のプール事業には欠かせない特定非営利活動法人吹田市水泳連盟はもちろん、公益社団法人吹田市体育協会、公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団との連携により、市民のスポーツの普及・振興や健康づくりに貢献していきます。

---

本施設の設置目的や公的使命を踏まえた運営理念を策定し

市の基本理念、目指す姿に即した3つの基本方針を設定しました

---

吹田市の目指す未来を実現するためのパートナーとして、様々な

意見を汲み取り進化していくことで、地域との信頼を構築いたします

---



## 3つの基本方針

### ① 平等利用に基づく市民サービスの向上

スポーツ振興及び普及活動を促進することにより、市民へのサービス向上を図り、活力ある地域社会の形成を発信できる施設づくりを行います。

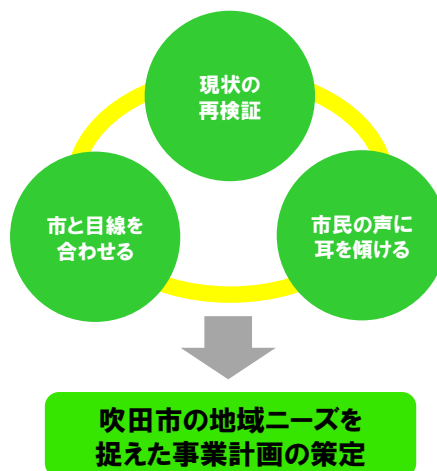
また、公共施設としての機能も備わっていることから、平等で開かれた施設かつ、市民サービスが安定して提供されなければならないことも、管理運営を行うなかで重要事項であると考えます。

### ② 安心・安全な施設づくり

安心・安全は、当グループにおける事業の根幹であることを踏まえ、安全投資の計画的遂行や安全教育・BCP訓練の実施など、ステークホルダーの期待に応える施策を講じることにより、安心・安全の提供、お客さま満足度の向上に努めて参ります。また、今後も激甚化が想定される自然災害への対応・対策も計画的に進めて参ります。

### ③ 「健康と生きがい」を見いだせる施設づくり

幅広い年齢層にスポーツを楽しんでもらえる教室を実施するなど、スポーツを通して生きがいを見だし、共生社会の形成に参加・貢献出来るような施設運営を進めて参ります。毎日行きたくなるようなアットホームな空間を演出し、誰でも気兼ねなくスポーツを楽しめる環境作りを進めて参ります。プール事業だけではなく、イベントの開催や地域の催しへの参加を積極的に行い、コミュニケーション溢れる施設づくりを進めます。



### 市民の平等利用や安全の確保の考え方について

当グループは、本施設が、公の施設でもあるということを認識しております。そのため、指定管理業務を行政サービスとして、社会的責任をもった運営管理者として、本施設が幅広い市民に利用されることを想定し、市民ニーズの把握や地域連携を怠らず、以下の重要事項を理解・遵守し、平等かつ、安全・安心に利用できる施設づくりを行います。

#### 平等利用の確保への取組み

利用前の平等利用の確保。

様々な利用者に配慮した情報発信を行います。

様々な利用者が認識しやすい情報内容を提供します。

#### 利用時の平等利用の確保

高齢者・障がい者への補助や外国人への対応等、職員の教育を行うことにより、勝手がわからない来館者にも快適に利用できるお手伝いをを行います。

#### 利用者ニーズを踏まえた、運営へのフィードバック

アンケートの実施や苦情等から、利用者ニーズをとらえます。また、PDCAサイクルの活用により運営計画の調整することで、長期にわたる運営でも臨機応変に公平を担保いたします。

利用者にはアンケートや問合せ、関係団体とは座談会を行うことで多様な主体と話し合えることができる共同のプラットフォームづくりを推進し、公正・平等を実現させるための計画を多面的に検討します。

#### 障害者雇用に対する基本方針

- (1) 私たちは、障害者雇用促進法（平成 28 年改正）の基本的理念と改正ポイントに基づき、障害者雇用に取り組んでいます。
- (2) 私たちは、公の施設の指定管理者として、障害者や高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりに貢献することは重要であると考えており、本施設においても職種に応じて採用を検討します。
- (3) 事業主の責務である「障害者の雇用及びその有する能力の正当な評価、また適当な雇用の場を与える」についても適正に運用を行っています。

## 企業における雇用実績

- (1) 代表企業では障がい者20名（障害者雇用率1.72%）の雇用を行っています。  
また、南海電鉄グループ全体において、令和4年度6月1日現在で、115名の障がい者を雇用しており、法定雇用率2.56%を達成しています。
- (2) 代表企業では、平成17年2月に代表企業の親会社である南海電気鉄道株式会社と共同出資で身障者雇用促進法に基づく特例子会社『株式会社南海ハートフルサービス』を設立し、事業を開始しています。

## 高齢者、障がい者等に対して利用援助

誰もがいつでも気軽に利用できる世代を超えた交流拠点の形成を目指します。

## 障がい者スポーツの「いる」「する」「ささえる」支援

スポーツ施設としてだけでなく、コミュニティ形成の側面を持つ、地元地域の集会場、趣味の教室、健康維持の教室としての利用により、高齢者、障がい者の方も今まで以上に利用していただける施設をめざします。

- ・目の不自由な方を客席まで一緒に案内したり、筆談対応を行うなど障がい者の方が利用しやすいよう配慮します。
- ・点字仕様の施設パンフレットや点字名刺（職員）の作成を計画しています。

## 外国人利用への配慮

- ・本施設は、外国人の利用者も多いため、[ポケットーク](#)や[翻訳機](#)を使いコミュニケーションを図っています。



ポケットーク

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加すること

## 2 施設の効用を最大限に発揮するものであることについて

「サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果」、「安定した施設管理のための具体的方策」、「安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策」など

### 「サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果」

#### 安定的な運営が可能となる人的能力

##### 【経験豊富な職員】

施設職員には、公共サービス従事者としての自覚と責任を持ち、かつ地域の特性を理解したサービスの提供が求められます。

私たちは、本施設の設置目的・地域特性に関する理解は深く、次期指定管理期間初日から質の高いサービスを提供できる体制です。

##### 【地域との信頼関係】

市・吹田市体育協会・吹田市水泳連盟・トライアスロン連盟等の関係機関や地域の団体等、地域との信頼関係を築いていきます。

私たちは、**地域との信頼関係**を強固なものにし、地域に欠かせない存在を目指します。

連携した地域団体・施設・事業一覧(抜粋)	
連携先	連携内容
トライアスロン連盟	教室を施設で実施・自転車を保管
関西大学	50Mプールを水流・波の研究で使用
大和大学	屋内プールをサークル利用
吹田まつり	広告協賛と祭りへの参加
障がい者団体	屋外プール利用
生活安全課	警官立ち寄り所の掲示、片山公園のパトロールを相談

##### 【吹田市水泳連盟と連携した水泳教室】

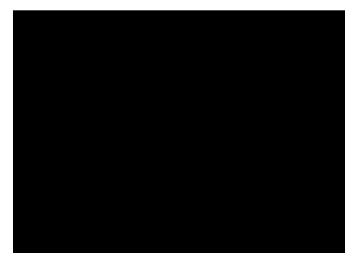
私たちは、長年、市民が受け入れている**吹田市水泳連盟の水泳教室**開催に協力し、多くの市民が参加できる場を創出します。

単に教室事業の連携だけでなく、事故発生時に双方が迅速に対応できるよう合同研修を実施したり、定期的な意見交換の場を設ける等、良好な関係を構築し協働して市民の健康づくりに取り組みます。

##### 【吹田市体育協会と連携したプログラム実施】

吹田市体育協会は、市民のスポーツ振興に寄与してきた団体であり、吹田市のスポーツ振興には欠かせない存在です。

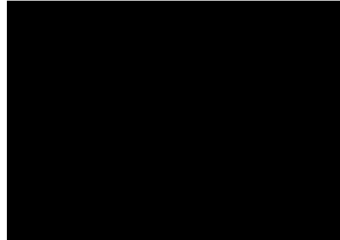
私たちは、**片山市民プールのトレーニングルーム**で連携した運動プログラムを提供し、共に市のスポーツ振興の活性化を図ります。



吹田市体育協会との連携

### 【類似施設でのノウハウを活用したトレーニングルームでの教室】

片山市民プールのトレーニングルームでは、「こども運動能力」、「高齢者向け教室」、「ヨガ教室」を実施します。私たちは、類似施設での運営ノウハウを活かした**多彩な教室事業**を展開します。



ノウハウを活かした  
多彩な教室事業

### 【明るい笑顔でお出迎え】

初めて来館される方は施設について全く分からず不安な状態であり、指定管理者はそのような利用者に寄り添い、今後も通いたいと思える環境を作っていかなければなりません。

私たちは、片山屋内プールの受付にはコンシェルジュ（施設案内人）機能を置き、本施設の利用案内や教室内容の説明だけに止まらず、近隣施設の案内も行う等、柔軟に対応できる職員を配置いたします。

### 【初心者の方でも利用しやすい施設づくり】

私たちは、初心者の方でも気軽に、かつ安全・快適・効果的に利用頂けるよう、準備運動から機器の使い方、施設利用方法等を丁寧にご案内します。



### 【大会・イベント時の柔軟な対応】

本施設の開館時間は午前9時ですが、各種大会当日は準備のために開館時間を8時30分に早める等、**柔軟な対応**をいたします。私たちは、各団体の声を聞きながら利用者寄り添った対応を行います。



### 【満足度向上に向けた取り組み】

私たちは、市民を中心とした利用者に施設を気持ちよく利用していただき、満足度を向上させるため、接客接客研修を定期的実施します。

### 【利用者意見を汲み取るアンケート】

私たちは、より多くの利用者から意見や要望を頂くことを目的に年に1回、利用者アンケートを実施します。この結果は全職員に共有し、施設やサービスの満足度を把握し要望を反映するなかで日々の運営に繋げていきます。

さらに、日々のコミュニケーションで得た利用者ニーズを加味した施設運営や自主事業を展開することで、**利用者満足度向上**に役立てます。



### 【多角的な利用者満足度の調査】

私たちは、利用者の要望・意見を**多角的・積極的に収集**し、サイレントマジョリティーと呼ばれる、普段声を挙げない方の満足度も確認します。

私たちは、利用者ファーストの運営を本施設でも実現します。SNSを運用することで、**利用者の声を把握しやすい環境**を構築します。

利用者からの要望・苦情は「情報の宝庫」という認識のもと、施設内に「お客様の声BOX」を設置します。頂いたご要望・ご意見に対しては、職員ミーティングで共有し1週間以内に回答を行い施設内に掲示するとともに、新たにホームページにもお客様の声を掲示し、本施設の運営を**広く情報公開**していきます。



### 【利用者満足度を高める為の利用者懇談会の開催】

私たちは、市、吹田市水泳連盟、吹田市トライアスロン連盟、本施設利用者にご協力頂き、**利用者懇談会を実施**いたします。様々な要望や意見を汲み取り、満足度の高い利用者ファーストの運営をいたします。



## 【アニメーションライティング誘導システム】

私たちは、視認性の高い「光のアニメーション」を用いたサインを床面に表示することで、直感的で分かりやすい案内や注意喚起を行い、施設利用者の円滑な移動を支援する「アニメーションライティング誘導システム」の導入を検討します。



### 製品の特長

- 光のアニメーションにより、案内業務の省力化・低コスト化
- 時間や緊急時などの状況にあわせた表示切替によりタイムリーな誘導を実現
- 専用ソフトウェアにより、現場での表示編集が可能

## 【ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ】

私たちは、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページでの案内を行います。色弱者向けに**白黒表示への変更**や、低視力者向けの**文字サイズ調整**が可能なホームページです。

また、スマホ・タブレット対応でどの媒体でも見やすく、障害のある方に向けては施設ハードの紹介ページを掲載するなど、すべての人が快くかつ適切に情報を得られる環境を整えます。

## 【初めての方でも分かりやすい案内】

「自分でできる運動を見つけ、楽しみながら継続する」を全体像の一つとし、就労世代や高齢世代のスポーツ施設の利用促進を取り組み目標に掲げます。

私たちは、初めて施設を利用する方にも分かりやすい案内表示の設置に取り組んでいきます。



### 【交通アクセス掲示板の作成】

本施設へは、自転車や車の他、公共交通機関で来館される方が多数いらっしゃいます。私たちは、現指定管理期間、施設の入り口に近隣のバス停や阪急電車の時刻表と施設の半径1km 以内のコインパーキングをマップ化した交通アクセス掲示板を作成しました。

各アクセス方法を一か所に集約して掲示することで、利用者が来館しやすい環境を整えています。時刻表やコインパーキングの情報は定期的に更新し、次期指定管理期間も誰もが利用しやすい施設環境を継続します。



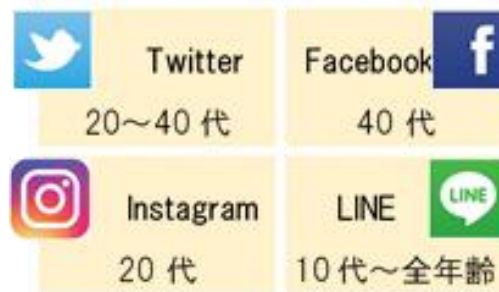
交通アクセス掲示サービス

### 【多言語に対応した館内放送システム】

私たちは、現指定管理期間に片山市民プール屋内施設において**多言語に対応した館内放送システム**を導入し、外国人利用者に対しても利便性の向上に努めてきました。安全面・防犯面に関する注意喚起アナウンスを、定期的に実施していきます。

### 【SNSの積極的な活用】

私たちは、イベント情報や施設案内をタイムリーに紹介するため、全年齢層を通して利用が広がっている SNS を活用していきます。これら SNS は施設内の情報だけでなく、吹田市内のイベント・まち情報に関するニュースまで幅広く、WEB 情報誌の位置づけとして積極的に発信していきます。



### 【デジタルサイネージの導入】

私たちは、デジタルサイネージを正面入り口に設置し、広報広告媒体として当日予定や月間予定はもとより、館内避難経路図、ハザードマップ、熱中症予報などの安全対策案内など、様々な情報を利用者にリアルタイムに発信できるシステムを構築します。





## ■プール

### 【プールサイドにストレッチスペースを設置】

急激な運動は身体に過度な負担をかけ、怪我や体調の悪化を招くことが懸念されます。私たちは、片山屋内プールのプールサイドに**ストレッチスペースを新たに設置**し、利用者にウォーミングアップやクールダウンをする際に活用頂きます。



### 【更衣室内での下足利用の注意喚起】

清潔で快適な施設環境を提供するため、更衣室内には様々なマナーPOPを設置します。私たちは、利用者へ丁寧に説明することはもちろん、更衣室内に注意喚起を掲示する等、広く周知することで多くの利用者にご理解頂き**快適な環境を創出**します。



清潔で快適な環境づくり

### 【プール用品販売】

ゴーグルやスイミングキャップはプール利用者にとって必要不可欠である反面、忘れがちなアイテムでもあります。

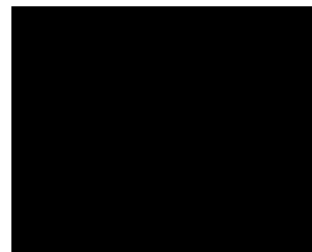
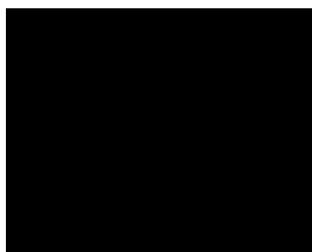
私たちは、片山市民プール・北千里市民プールにおいて**プール用品の販売**を実施します。



### 【屋外プールの利用案内・運用】

屋外プールは大勢の市民でにぎわいます。夏季は屋外だけでなく屋内プールも混み合うため、混乱をさける運用が大切です。

私たちは、混雑の度合いが明確になるように利用場所によって色分けを行い、屋外プールの各所に職員を配置する等、ノウハウを發揮した運営を行っていきます。



## ■トレーニングルーム・体力測定室・ランニングコース

### 【トレーニングマシンの更新・追加】

私たちは、適切な備品更新により利用者サービスの向上を図ります。



### 【トレーニングマシン使用方法の掲示】

トレーニングマシンは、本来の使用法と異なった使い方をすると正しい効果が得られないばかりか、扱い方を間違えると怪我をしてしまう危険性も孕んでいます。

私たちは、初回オリエンテーションにて丁寧に使用方法を説明する他、使用方法を細かく記載した案内物をトレーニングルーム内やトレーニングマシンのすぐ側に掲示し、初めての方にも気軽に利用頂ける環境を整えています。



### 【トレーニング記録用紙の活用】

私たちは、継続して健康づくりに取り組んで頂く為に独自のトレーニング記録用紙を作成・設置し、利用者に活用頂いています。運動履歴を可視化することで、**運動の実践→測定(変化を感じる)→トレーニング内容の見直し→運動の実践**という一連のサイクルが自主的にできることを目指し支援しています。

次期指定管理期間においても継続して取り組んで頂けるよう充実したサポート体制とします。



### 【体組成計測定結果の内容確認シート】

トレーニングをより効果的に実施する為には、自身の身体の状態を把握することが重要です。

私たちは、現在、トレーニングルームに体組成計を設置していますが、測定結果について利用者が理解を深められるよう**体組成計測定結果内容確認シート**も設置しています。また、自身の筋力量が瞬時に分かる最大筋力換算表も設置し、トレーニングの継続性を高めるサポートをしています。



測定結果の内容確認シート

### 【自宅でもできる高齢者向け運動支援ツール】

高齢者が体力を維持していく為には、毎日少しずつ運動を積み重ねていくことが重要です。

私たちは、高齢者に自宅でも運動を実践頂けるよう「家でもできる腰痛予防体操」等の運動支援ツールを作成し、トレーニングルーム内に掲示しています。次期指定管理期間も施設内外で市民の健康づくりに貢献します。



自宅でもできる運動の紹介

### 【ランニングコースでのイベント開催】

私たちは、「ランニングコースを何周したか」といった成果を施設内でランキング掲示するなど、市民の運動意欲向上に貢献します。



ランニングコースでイベント企画

## ■その他施設

### 【サークル活動・各種団体等の活動支援】

私たちは、吹田市子育て広場・ふれあい交流サロン事業や吹田市健康づくり推進事業団等のチラシを施設内に設置し、各団体の活動内容を紹介することで市民の団体活動への参加を促し、地域住民の**コミュニティ形成に寄与**します。団体の活動紹介をすることで、市民のコミュニティ形成の拡大に貢献します。



### 【きめ細やかなサービス向上策】

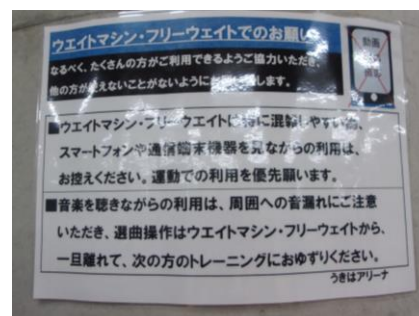
私たちは、トイレ利用時にはシューズのまま入れるようにジャンボスリッパを設置します。また、利用者向けにコピーサービスを実施し、利用者目線のきめ細やかなサービス提供で快適な施設環境を構築します。



### 【施設利用ルールの作成】

私たちは、本施設の運営に際し、施設利用に関するルールを作成し利用者に周知徹底しています。近年、スマートフォンを持ちながら施設利用される利用者が多く、撮影許可申請書によるルールの取り決めや館内掲示での注意喚起を実施しています。気持ちよく施設を利用して頂くため、トラブルに繋がる事象には**未然に対応**します。

なお、運用規則の変更等、処理について判断が必要な事案は市へ確認し実施します。

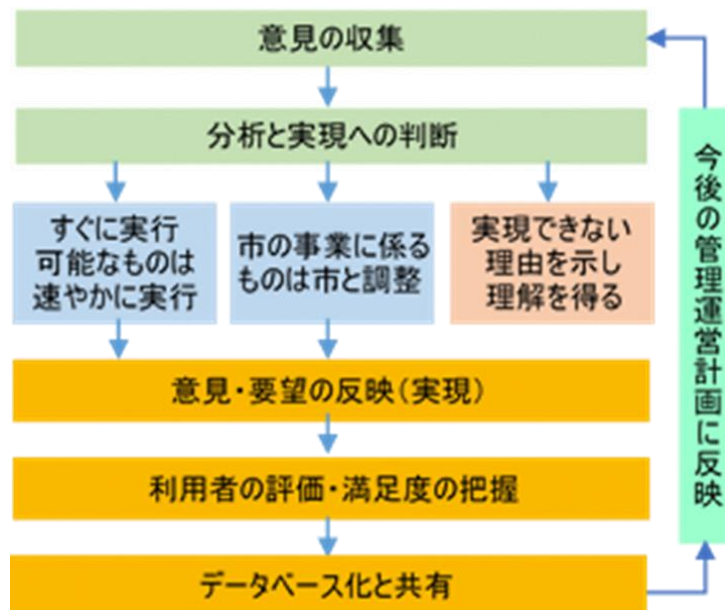
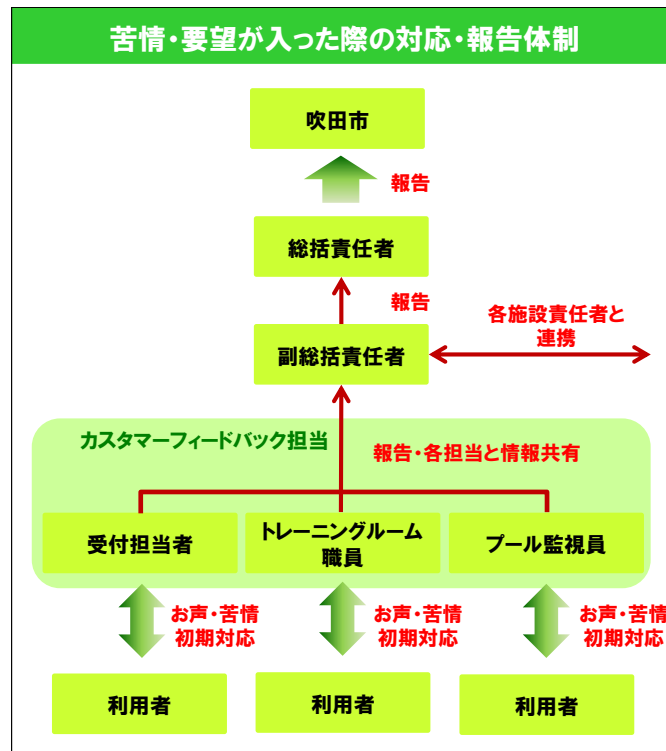


施設利用ルールの周知

**【利用者からの要望・苦情対応、報告体制】**

利用者からの要望・苦情に対し適切かつ迅速に対応するため、私たちは、利用者に直接接する受付職員・トレーニングルーム職員・プール監視員全員にカスタマーフィードバック担当としての機能を持たせます。カスタマーフィードバック担当は、利用者の気持ちに寄り添った対応ができる職員であり、利用者からの要望・苦情が入った際に円滑な初期対応に当たります。

また、右図のような報告体制も構築し、職員間での情報共有はもちろん、状況に応じ内容と経過を市に報告します。



## 「安定した施設管理のための具体的方策」

### 共同事業体の概要（代表企業）

#### 【南海ビルサービス】

代表企業は昭和53年の会社設立以来、関西を中心に事業展開を図り、1,800人を超える従業員を雇用しています。施設運営者や技術者が多数在籍しており、豊富な人的資源を有しております。

新型コロナウイルスの感染拡大により、わが国経済は極めて厳しい状況にあります。当社におきましては既存顧客との強固な結びつきを背景に、令和4年度におきましても10億2千万円を超える営業利益を計上するなど、安定的な収益基盤・財務基盤を構築しております。

「技術力の強化」を経営目標に掲げ、安心・安全の提供を確固たるものとするため、プロ育成に力を入れています。実践的なノウハウに基づいたカリキュラムの集合教育に加え、OJT教育などを通じ各業務におけるプロを育成しています。

また、ホスピタリティ精神やマネジメント能力といった真のプロフェッショナルに必要な能力を養うため、日々の実践と学習を積み重ねてスキルアップできる態勢を構築しています。

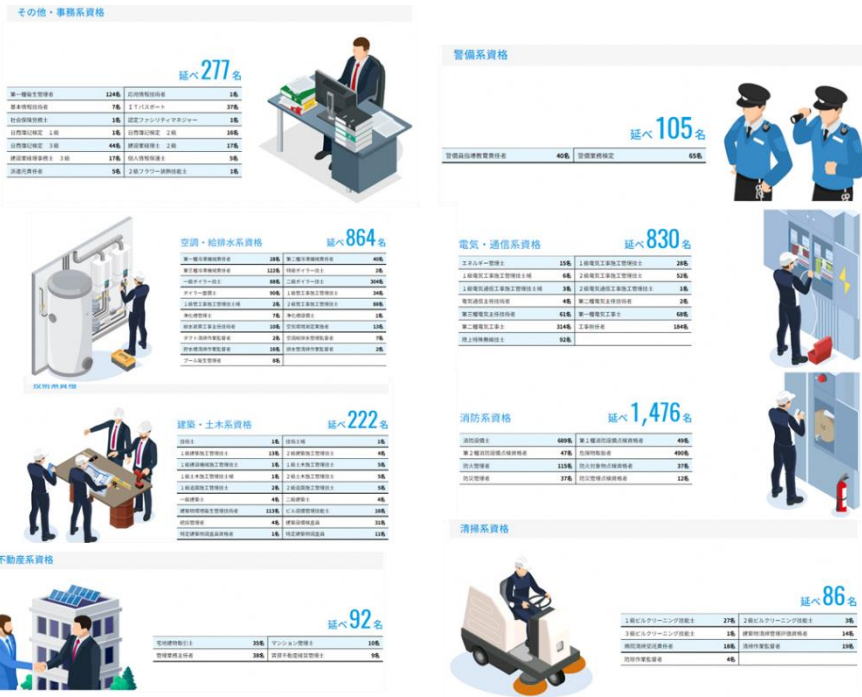
項目	内容
1) 人的資源確保の方策	昭和53年の会社設立以来、沿線エリアを中心に事業展開を図り、1800人を超える従業員を雇用して技術者や施設運営経験者が多数在籍しており、豊富な人的資源を有しています。
2) 物的資源確保の方策	指定管理者として、多数の維持管理業務経験があるため、必要な物は何かを的確に把握しています。なんばに本社があり、その他営業所も沿線エリアに多く、ネットワークを活かして備品や消耗品等の購入を地元事業者から優先的に行い、コスト削減・市内経済活性化に貢献します。
3) 財務資源確保の方策	平成16年以来無借金経営を続けており、総資産規模も令和4年度末で141億1,400万円としています。 資本金は、平成18年3月に6,000万円から1億円に増資し、令和4年度末の純資産額は、87億3,684万円であり、潤沢な内部留保金を有しています。
4) 資格者確保の方策	建物維持管理のプロとして、多くの資格者を有しており、総合管理が可能です。 <保有資格>（一部抜粋） ・管理業務主任者 ・ビル設備管理技能士 ・電気工事施工管理技士 ・建築物環境衛生管理技術者 ・防災・防火管理者 ・防災管理点検資格者 ・消防設備士 ・ビル設備管理技能士 ・ビルクリーニング技能士 ・建築物清掃管理評価資格者 ・第一種衛生管理者 ・危険物取扱者
5) ノウハウ確保の方策	設立当初から南海電鉄グループ施設の設備維持管理を一手に担っており、施設利用者へ「安心」と「快適」をお届けしてきました。現在も、総合維持管理企業として幅広く展開しており、指定管理者としても12施設を管理運営しており、各施設間や地域団体等とのネットワークを確立し、施設の魅力を引き出します。

## 【南海ビルサービスの事業内容】

施設の維持管理業務・緑化業務・不動産業務・リフォーム業務等の事業を展開しており、会社登録についても多岐にわたります。

吹田市においては、本施設の維持管理業務をはじめ勤労者会館・武道館・総合運動場等を指定管理者として管理運営する等、**市とも密接な繋がり**を有しています。

次期指定管理期間においても、多岐にわたるノウハウ・経験豊富な実績をもとに利用者の安全を確保します。



## 指定管理受託実績（プール及び体育館）

### 【南海ビルサービスの事業実績】

事業を行った時期	主要な施設名	事業内容
平成 26 年年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	吹田市民プール	プール維持管理（構成） 施設維持管理担当
平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	吹田市立勤労者会館	プール維持管理（構成） 施設維持管理担当
平成 19 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	泉佐野健康増進センター	プール維持管理（代表） 施設維持管理担当
平成 18 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	大阪府立臨海スポーツセンター	総合管理（代表） 運営管理・維持管理
平成 23 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	岸和田市立浪切ホール	総合管理（代表） 運営管理・維持管理

## 共同事業体の概要（構成企業）

### 【サンアメニティの事業内容】

株式会社サンアメニティは昭和54年に設立しました。利用者のあらゆるニーズに応える「人材と技術と企画」を導入するとともに、大切な環境要素である確実性と清潔感、変わらぬ笑顔を提供します。

総合ビルメンテナンス業・清掃業を軸としながら、関西地区ではスポーツ施設管理事業に重きを置き、屋内外、規模を問わず総合的なスポーツ施設の運営を行っています。そうした中で指定管理者制度に基づく公共施設の総合運営管理に携わり、地域に密着した公共施設運営の提案、サポート、そしてバックアップを行い地域の活性化を目指しています。

### 【サンアメニティの人的基盤】

株式会社サンアメニティは令和5年3月31日現在、全国で約1,600名の従業員を雇用し、施設運営に必要な人員・有資格者を適正に配置しています。基本的研修（接遇、公共性、安全管理）を従業員の必須とし、各施設運営に則した専門性の研修を行います。公共施設にふさわしい人員育成を行い、利用者サービスを向上してまいります。

**プール管理運営において積極的な人材育成の取り組みを行っています**



長年、プール監視をしてきた会社が更なる監視技術の向上や業界の課題解決の為に、プール監視会社としては初の団体として「一般社団法人日本プール管理業協会（JPMA）」を平成24年度7月に設立、目的は「プール管理全般に関する正しい知識を普及することによって利用者の安全・安心を確保し、国民の健康増進に寄与すること」としております。

プール監視のプロが集い設立した協会が「安全なプール、衛生的なプール、笑顔のあるプール」を実現いたします。使命感あふれる私たち協会員にお任せください。利用者の皆様方に安心して楽しんでいただけるよう、自治体などプール等施設を提供される方々から信頼してお任せいただけるようしっかりと取り組んで参ります。（ホームページ引用）

- プールの管理運営に関する各種セミナーの開催
- プール施設の安全管理及び同施設内で活動する監視員等の能力向上施策の推進
- プール内で使用する資材・機材・薬品等の適正な使用方法の普及
- 水難事故防止のための利用者参加型の安全活動及び指導の推進
- プール施設所有者及び施設建設予定者に対する安全施策の提案、協力



■ プール監視に特化した検定、実技大会

■ 資格認定講習（プール監視員の級定資格を発行）



**【株式会社サンアメニティの決算状況】**

構成企業の株式会社サンアメニティは、資本金 5,000 万円、直近の第 44 期売上高は 60 億円となり、指定管理事業、総合ビルメンテナンス事業を全国で展開しています。

従業員数は全国で 1,600 人を超え、財政基盤、人材基盤を有しています。令和 2 年 6 月決算、令和 3 年 6 月決算ではコロナ禍の影響もあり総売上は減少していますが、主たる業務である指定管理事業、総合ビルメンテナンス事業の需要により一定水準の売上高を確保いたしました。

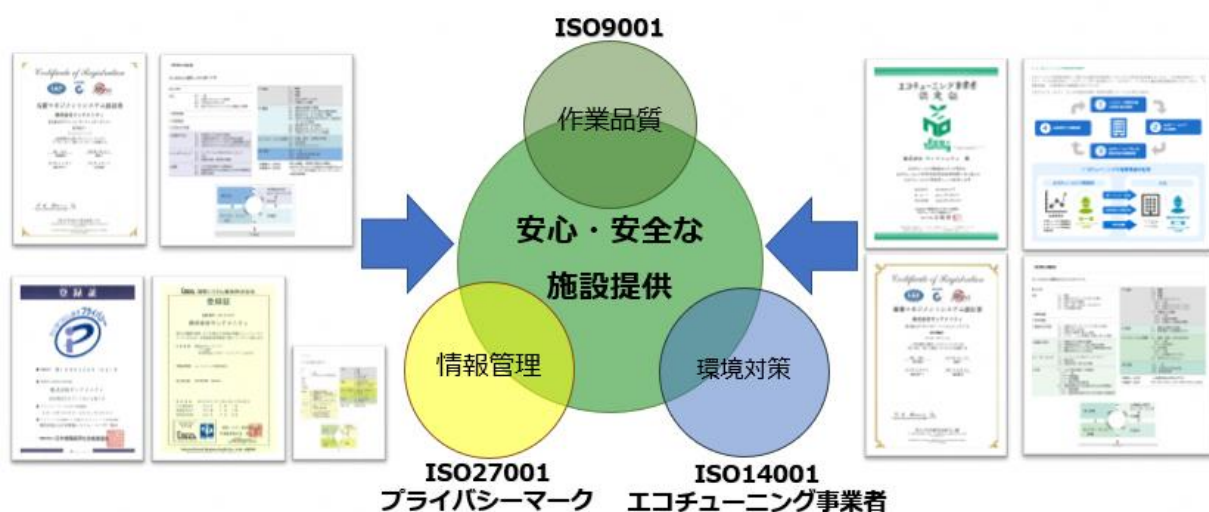
過去 5 ヶ年の売上高等推移

	第 39 期 (平成 29 年 6 月 期)	第 40 期 (平成 30 年 6 月 期)	第 41 期 (令和年 1 月期)	第 42 期 (令和 2 年 6 月期)	第 43 期 (令和 3 年 6 月期)
売上高	6,124,416	6,685,127	6,773,974	6,500,567	5,803,054
経常利益	61,015	61,082	125,469	64,349	203,735
当期利益	34,250	38,688	69,587	38,915	125,359
純資産	287,490	326,179	395,766	434,681	560,041
総資産	1,435,150	1,412,984	1,510,027	1,436,966	1,758,452

サンアメニティグループにおける指定管理実績は、全国で120以上の施設に上ります。管理施設はスポーツ・運動施設、屋外プール施設、公園施設、温浴施設、社会福祉施設と多岐にわたり、施設管理の豊富なノウハウを蓄積し、施設で実施する自主事業もスポーツ教室、文化教室、温浴施設、キャンプ場と豊富な実績があり、人材基盤も充実していると自負しています。

「人と環境と健康を見守ります」を合言葉に「健康、環境、福祉」に見識のある会社として総合ビルメンテナンス業、指定管理者事業、スポーツ施設管理運営の3つを主体とした施設管理運営を営むために設立、「物事に近道なし」という経営方針のもと、企業としての取り組みは「作業品質の向上、情報管理、環境対策」を総合的に行います。

私たちは業務上必要な登録はもとより、品質管理、情報管理、環境対策を管理する業者として免許の所得、登録を行い、利用者に安心・安全な施設利用を提供します。



### 【業務の分担】

私たちは、各社の専門分野に業務分担を行うことで専門性に特化しながら、効率の良い施設管理運営を行います。

業務内容	南海ビルサービス	サンアメニティ
全体管理	○	
受付業務	○	○
プール監視業務		○
自主事業の実施	○	○
修繕業務 (施設・設備・備品)	○	

### 【安定的で質の高い運営を行うための協力団体との連携】

本施設の設置目的の達成には、地域団体との連携は欠かせません。

私たちは、下図の団体と既に本事業に関する連携を構築しており、次期指定管理期間も質の高いサービスを提供することが可能です。

地域団体との協働	
吹田市体育協会	教室事業の委託
吹田市水泳連盟	事業の連携、合同研修
吹田市スポーツ振興推進事業団	教室事業の委託
吹田市トライアスロン連盟	北千里市民プールを活用したトライアスロン大会

### 【吹田市内運営施設と連携した業務履行】

南海ビルサービスが近隣の「吹田市立勤労者会館」等を指定管理者として運営しているメリットを活かし、緊急時・繁忙時等、状況に応じて職員が駆け付けることができ、人手が必要になった場合でも柔軟かつ速やかな対応が可能です。

#### 近隣施設のバックアップ体制

- ・繁忙時、緊急時の職員のヘルプ
- ・講師の紹介
- ・不慮の事故等の緊急時対応
- ・合同イベントの実施
- ・消耗品、備品の貸借  
※公の施設であることを念頭に置き、緊急時のみとし、経費処理は適切に行う

### 【吹田市自然体験交流センター わくわくの郷との連携】

北千里プールに隣接し、一般財団法人大阪市青少年活動協会が、指定管理者として運営管理されている施設「吹田市自然体験交流センター わくわくの郷」との連携を密にし、施設認知、市民サービスの向上を施してまいります。



## 「安定した施設管理のための具体的方策」

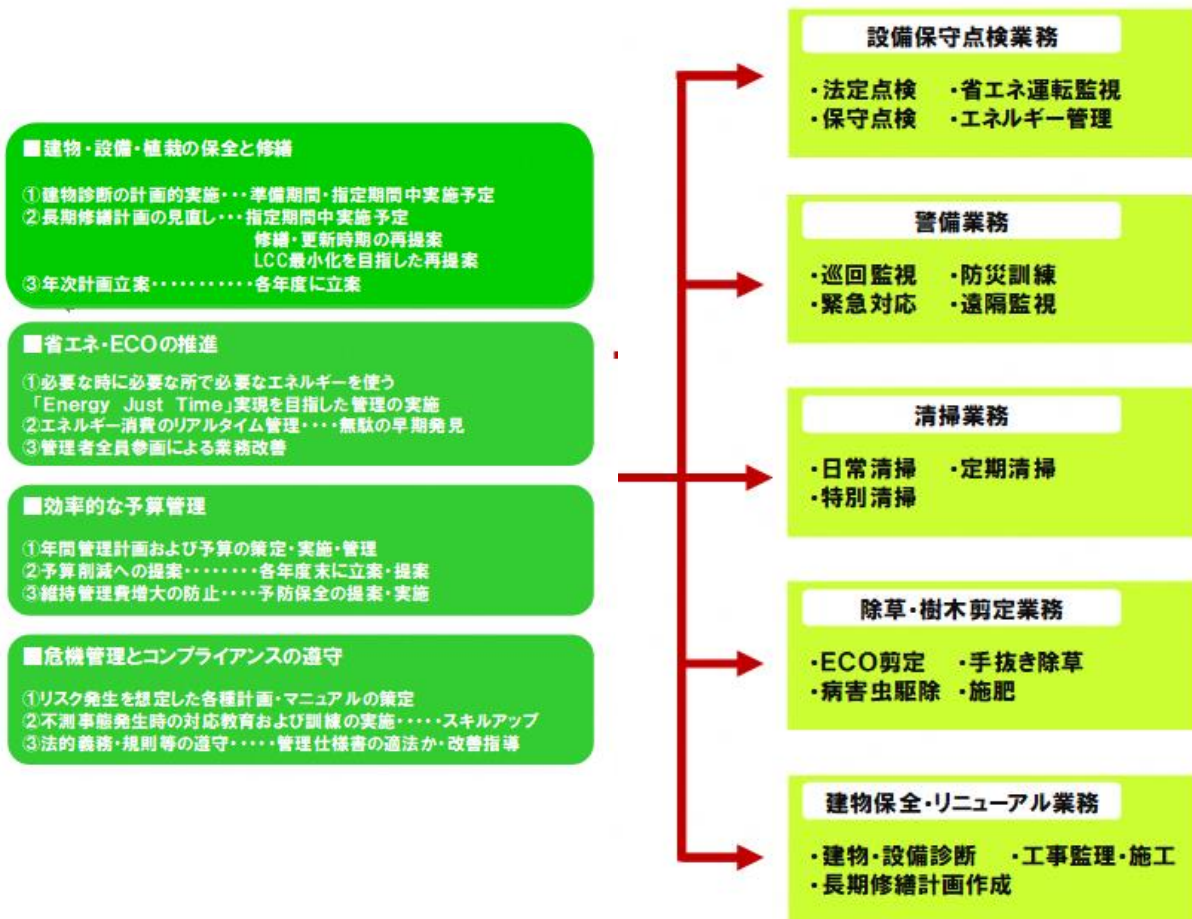
### 【プロパティマネジメントの考えに基づく維持管理業務】

私たちは、多岐にわたる本施設の維持管理業務を実施するに当たり、吹田市民プール管理運営基準等を遵守することはもちろん、下図の考え方に基づき業務を行ってきました。

施設の特性に応じたプロパティマネジメントによる施設管理業務を実施することで、本施設の**資産価値向上**（利用促進、施設全体の長寿命化等）を図ります。

**プロパティマネジメントとは** ……建物を1つの財産(property)として捉え、価値を高めて投資効率を上げる業務。  
 建物や設備のメンテナンス業務だけでなく、テナント管理やコスト管理、収益性を高めるための  
 リニューアルのコンサルティング等も含む。

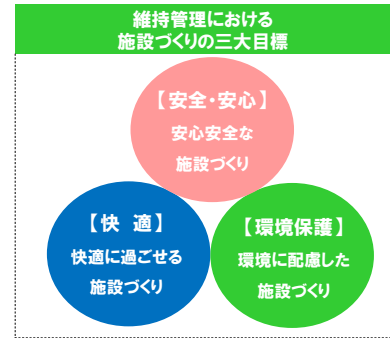
### プロパティマネジメントの考え方に基づく業務



**【市民が安心して利用できる施設づくりを目指して】**

私たちは、本施設が市民のための施設であると認識し、施設の維持管理における三大目標を掲げて取り組んでいます。

また、日常の館内巡回点検、定期的に行う設備の点検・清掃・整備により、各種設備の状態を把握することで計画的な修繕を実施し、「**設備の長寿命化**」と「**修繕費の縮減**」を実現しています。



**【業務の目的及び優先順位の明確化】**

公の施設の指定管理者には、何より安全に配慮した運営が求められます。

私たちは、すべての市民が施設をより気軽に利用頂けるよう安心・安全に加え、心地よい清潔さ・快適さを追求しています。



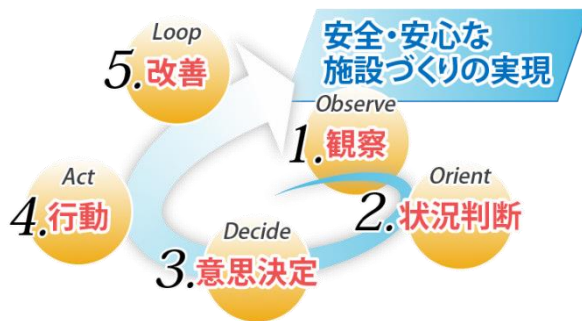
施設の維持管理に当たっては、4つのキーワード「あ（安心・安全）せ（清潔）か（快適）こう（効率）（汗かこう!）」を維持管理業務における**明確な優先順位**として職員で共有し高品質な施設管理を行います。

**【維持管理のマネジメント】**

私たちは、計画事項や日常・定期の点検情報、課題、事業活動情報等をPDCAとOODA（ウーダ）ループの二つの思考に使い分けるとともに、ファシリティログシステムを管理システムに導入し、安定した総合管理を実現しています。

本施設でも継続性のある修繕計画などにはPDCAサイクルに基づき、緊急性のある対応や小規模な修繕には事象に応じて適切な意思決定が行えるように、OODA ループ思考をもとに対応に当たっています。

〈OODAループ思考〉リアルタイムに対応



**OODAループ**  
状況に応じて意思決定を行うための手法です。明確な工程のない物事に対して意思決定を行うための手法。

多様な状況・トラブルに柔軟に対応するスピーディな意思決定

## 体系化された維持管理業務の実施体制

### 【法令に基づいた施設管理】

私たちは、地方自治法、労働基準法をはじめとした労働関係法令、吹田市民プール条例同施行規則、その他関連法規・通知・要領等を遵守しています。法定点検を確実に実施することはもちろん、施設管理に関わる建築基準法、消防法、電気事業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等、関係法令を遵守します。

関係法令改正の際には迅速に対応し、確実な業務を行います。

関係法規・通知・要領等
労働基準法をはじめとした労働関係法令
地方自治法
吹田市民プール条例・施行規則
吹田市行政手続条例
設備維持、設備保守点検に関する法規
水道法
消防法
電気事業法

### 【施設管理体制の確立】

私たちは、吹田市民プールの管理運営基準・業務仕様書に基づき、適正な要員を定めた上で、巡回の方法、区域及び必要人員、資機材等の準備等を定めた巡視実施計画、緊急時用の非常召集計画を策定しています。

また、維持管理業務を統括する責任者として設備機器管理業務職員を配置し、管理状況を確認及び指導を行っており、万全な管理体制を確立します。

### 【緊急時対応が可能な体制】

代表企業は、吹田市内に事業所を構えているほか、大阪市浪速区の本社にお客様サポートセンターを設置し、**24時間365日**速やかに対応できる体制としています。

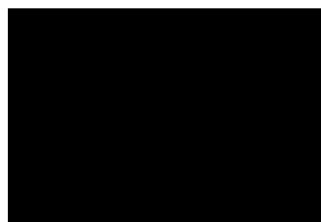
### 【維持管理責任者の配置】

施設管理に必要な資格を有する維持管理責任者を配置し、安心・安全な施設管理を実施してきました。これにより、予防保全や即座の対応を強化することができており、今後、経年劣化が進行する本施設では非常に貴重な人材です。

設備の状況、施設の劣化状況等、有意義な施設維持管理・修繕業務を実施します。

### 【各種マニュアルの整備】

日常的な安全・危機管理、**予防保全**を前提とした迅速な対応を行うためには、施設特性に応じた各種マニュアルの整備が必要です。



各種マニュアルの整備

## 【維持管理に関する定例ミーティングの実施】

維持管理業務責任者主催での施設・設備の維持管理に関する**定例ミーティング**を実施します。

## 【確実な法定点検】

建築基準法・消防法等で定められた法定点検を、有資格者にて確実に実施します。

法規上定められている**法定検査**を行い、所定の機能・能力を維持・回復させる為の整備を行います。

また、定期的な巡回設備点検と合わせ、設備機器の故障予防と予防保全を行います。



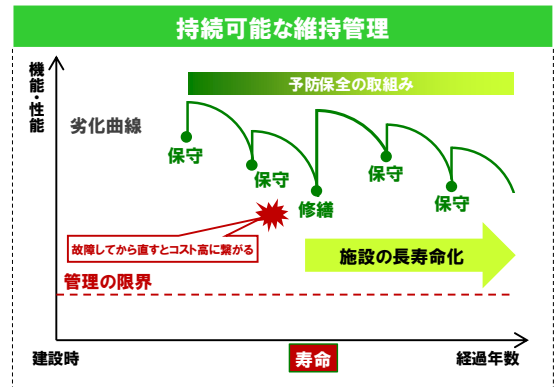
確実な法定点検の実施

## 【予防保全】

空調設備、自動扉、電気設備、給排水設備等の設備は故障・不具合が発生すると「安全性・利便性・快適性」が損なわれます。

私たちは、故障・不具合が生じる前に設備異常を発見し、未然に防止策を実施する「予防保全」を行うことで「安全性・利便性・快適性」を保ちます。

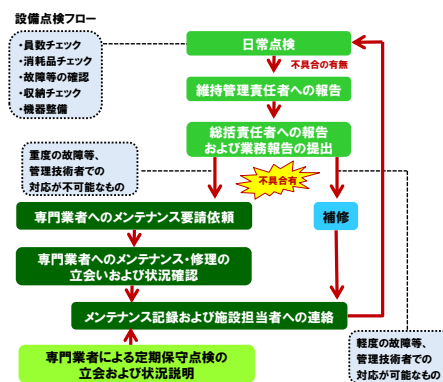
「予防保全」の管理手法を徹底することで施設の長寿命化を図り、建物管理全体のコスト縮減にも寄与します。



## 【確立された設備の点検方法フロー】

私たちは、「建築基準法」、「建物における衛生的環境の確保に関する法律」、「電気事業法」、「消防法」等の各関連法令や「指定管理者募集要項」、「業務委託仕様書」等で定められた保守点検頻度・期間に従い、定期的な点検を実施します。

また、日々の点検においては自主点検管理表を作成し、専門機器及び専門技術員のデータベース化された経験値と五感による点検を行います。



### 【年間維持管理計画の作成】

維持管理責任者を中心に巡回設備点検を実施し、設備機器の状況を確認し、試運転・調整等を行う事で施設機能の維持を図っています。

法定点検を必要とする電気設備・消防用設備・空調設備・給排水設備等については**年間点検実施計画を立案**し、作業箇所・作業手順を明確にした上で、今後も高品質・低価格のメンテナンスを実現します。

### 【施設管理台帳の作成】

私たちは、日々の点検について点検日報を記録し、マネジメントサイクルにおけるデータとして蓄積するとともに、随時活用できるように記録を整理し関係者で共有しています。

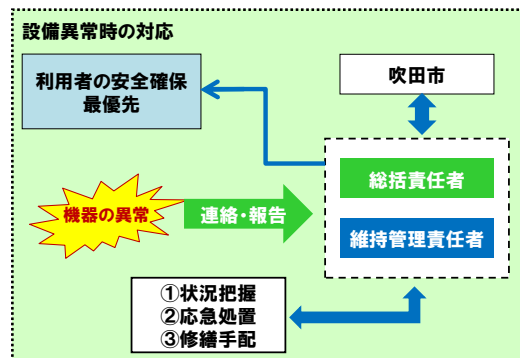
また、点検日報の記録を業務ごとに分類・整理し、施設管理のポイント、管理方針を記した施設管理台帳を作成・保存します。

この施設管理台帳の補修・修繕履歴により、事故発生時等における原因究明を考察し、今後の管理方針を見直します。

### 【設備、機器、備品等に異常があった場合の対応方法】

日々の点検・定期的な点検、予防修繕の実施の有無が、後々、各設備機器の故障やトラブルに大きな影響を与えることは明確です。

私たちは、計画的な設備点検を行います。万一、設備、機器、備品等のトラブルが発見された場合には**利用者の安全確保**を最優先に行うとともに、下図のフローに則り適切な対応・処置を実施します。



### 【施設の利用状況に応じた点検業務】

設備機器の保守点検はあらかじめ利用状況を把握し、利用者の迷惑となることが想定される場合は、**早朝や深夜の時間帯に計画**します。



### 【修繕業務の考え方】

市は、吹田市公共施設最適化計画で方向性を示し、下記の通り順次計画を見直してきました。私たちは、中長期を見据えた修繕業務を実施します。

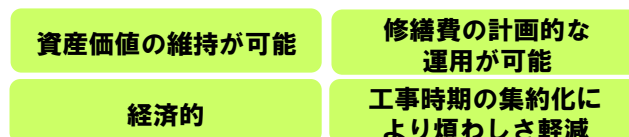
年月	計画
平成26年4月	吹田市公共施設最適化計画
令和3年3月	吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画
令和4年3月	吹田市公共施設総合管理計画

### 【修繕計画の策定】

吹田市公共施設最適化計画では、「施設の長寿命化や施設規模の縮小により修繕更新・建替費用の削減を図ることが必要」と公共施設の修繕に関する基本的な方向性が示されています。

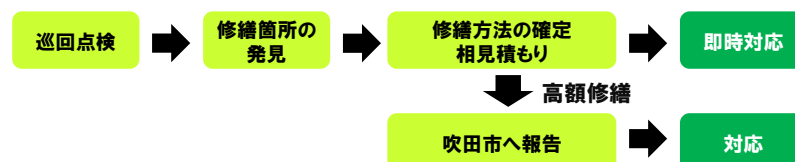
私たちは、市のパートナーとして修繕計画策定への協力を行うとともに、設備によって使用頻度や稼働状況等、劣化速度が異なるため、現行の運用内容を都度確認し、**修繕計画の見直し**を行います。

#### 計画修繕実施の4つのメリット



### 【迅速な修繕ができる体制の構築】

#### 修繕フロー図



### 【計画的な修繕業務の実施】

本施設は、供用開始より片山市民プールは56年、北千里市民プールは45年経過しており、今後さらに設備の劣化や不良箇所、不具合の発生が想定されます。

私たちは、不良箇所や不具合を発見した場合は**速やかな処置**（修理、修繕）を行い、利用者の安全確保に努めます。

### 【修繕実施記録の作成】

指定管理者・市の実施に関わらず、修繕を行った場合は、**修繕実施記録**に記載します。その台帳の内容により計画修繕が適切となるように配慮します。

## 【定例会での修繕報告】

毎月の定例会にて、修繕の実施報告書を提出するほか、職員による一次調査を行った修繕対応箇所について市に実施提案をしています。

緊急度を A（100%：運営に支障あり）  
B（80%：運営に支障が出る可能性が高い）  
C（60%：運営に支障が出る可能性あり）  
の3つに分け、詳細を細かく示すことで市の担当者とスムーズに連携しています。

### 修繕等ご提案事項一覧（吹田市民向け）

2022年5月度

片山市民プール

2022年5月31日現在

#### 緊急度

A 緊急度100%。すでに運営に支障が出ています。今すぐ補修の実施が必要です。  
B 緊急度80%。運営に支障が出る可能性が非常に高いです。補修が必要です。  
C 緊急度60%。運営に支障が出る可能性が高いです。補修をお勧め致します。

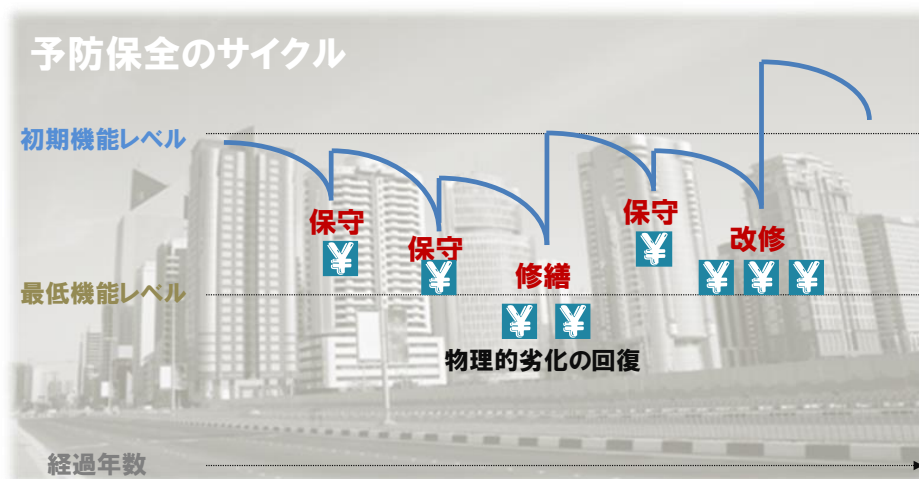
No.	施設名	ご提案項目・名称	緊急度	概算費用 (税抜き)	詳細
1	片山市民プール（屋内）	屋内プール空調機AC-1（7P-12P）制御不具合	B	¥1,160,000	①三方弁グランドより水漏れがあります。場合も腐食しております。非本体の取替をお勧め致します。 ②外気ダンパモーター故障の為、動作致しません。 ダンパ本体も開度30%で固着しております。補修をお勧め致します。 ③排気ダンパ故障の為、動作致しません。ダンパ本体も開度50%で固着しております。補修をお勧め致します。

## 【ライフサイクルコストの低減】

施設の将来的な維持管理費用を含む一生涯のコストをライフサイクルコスト(LCC)といい、私たちはLCC縮減を意識したライフサイクルマネジメント(LCM)に基づく**維持管理手法を導入**します。

具体的には、本施設は吹田市民のみならず多くの来館者が利用することも踏まえ、部品等の耐用年数や現状の利用状況から、破損前に小修繕(プリメンテナンス)を実施する「予防保全」を基軸として高い水準で施設機能を保持するとともに、施設のLCC縮減を達成していきます。

また、プリメンテナンスの実施により大規模な修繕事項の縮減を図り、LCCの縮減を実現します。



### 【中長期修繕計画の立案】

**中長期修繕計画**を立案し、ライフサイクルコストを最小限に抑えた修繕業務を実施します。  
設備機器管理職員による巡回設備点検及び設備定期点検等により、異常を認め大幅な修繕や更新が必要となった場合は、市の担当者に報告の上、対応方法を協議させていただきます。

### 【市の規則に沿った適正な施設内資産の管理】

施設には、市の資産となる備品と指定管理者の持ち込んだ備品が混在します。市所有備品については吹田市公有財産規則に基づき、適正に管理を行います。

現在、品名・規格・形式等が記載された備品台帳を作成し、定期的に備品整理標識が貼付された現物と照らし合わせる作業を実施することはもちろん、購入及び廃棄とする場合は、必ず市の承諾を得る等、**適正な備品管理**を行います。

### 【備品の日常保守管理】

日常的に利用される備品は、毎日、利用開始前に職員が安全点検・確認を行い、さらに週次・月次に点検項目を分け点検を実施し、月ごとにチェックを行っています。

また、職員による定期的な巡回パトロールで、常に安全で快適に利用できるよう危険箇所を早期に発見し補修を行っています。職員では対応できない機器の不具合や故障の場合は、メーカーの専門員を派遣させ引き続き迅速な対応を行います。

また、更新する備品は可能な限り**市内事業者から購入**します。

### 【AEDの適切な点検・管理】

AED（自動体外式除細動器）は緊急事態の救命の連鎖の中で欠かすことのできない機器となっています。

施設に設置される AED に関し、稼動するか点検を行い、結果を AED 点検管理表に記載するとともに、**万が一に備え**、責任者の指示の下で緊急時に応急措置ができる体制を構築します。



緊急時に応急措置ができる体制

## 快適な環境を作り上げる清掃業務

### 【日常清掃による清潔・快適性の確保】

毎日、施設の開館前に清掃職員が、きめ細やかに清掃を実施し快適性を確保しています。

常時美観を維持するため、清掃職員の配置時間は、水まわりの清掃（更衣室等）を重点的に実施する計画としています。

**使用頻度や汚染レベルに応じた清掃**方法を選定するとともに、利用者等の利用を妨げないよう効率的な業務を徹底し、快適な環境を提供します。

利用状況に応じたトイレ清掃

### 【ホスピタリティあふれる美化対策】

日常清掃、定期清掃等を通じて、利用者にとって快適で**ホスピタリティあふれる**空間を提供でき

清掃管理における重要ポイント

正しい清掃倫理の実践  
 ・適切な作業内容  
 ・適切なツール、ケミカル  
 ・適切な作業周期

安全で確実な作業の実施

データの蓄積・活用

ムリ・ムラ・ムダの排除

迅速かつ丁寧な対応

るよう優れた技術力を持ち、高いコミュニケーション能力を有する職員の配置に加え、上記をポイントとして業務に取組み、ローコスト、ハイクオリティのサービスを提供します。

### 【諸室の特性に応じた、仕様上の工夫】

諸室の特性に応じた仕様上の工夫(一例)		
主な諸室	特徴	仕様上の工夫
プール	・水気があることで滑りやすくなり、転倒事故が発生するリスクがある。	・開館前清掃にて徹底して水気を拭き取り、転倒事故発生リスクを軽減する。
更衣室	・髪の毛が溜まりやすい。 ・浴室床は直接肌が触れるため、皮膚を経由した感染症発生リスクあり。 ・衣服を着用していない利用者に対応した巡回清掃が必要となる。	・脱衣所についてはドライヤーをかけた際に髪の毛が落ちる傾向があるため、粘着式の埃取りにて清掃を実施する。 ・水滴はカビを発生させる原因となるため、乾いた雑巾を常設し、清掃職員及び運営職員が入室時に適宜拭き取りを行う。 ・利用者の少ない時間帯を把握し、巡回清掃を行う。
トイレ	・利用者が多い日は汚れが発生しやすく、衛生消耗品も不足しがちとなる。	・巡回点検を定期的に行い、トイレトーパーや水石鹸を補充する。

私たちは、利用方法が異なる諸室ごとに最適な清掃仕様を検証・実施することで、美観の維持と衛生の確保を両立させます。

策定した管理計画は適宜、見直しを行い、**施設特性に合わせた柔軟な清掃**を心がけます。

### 【定期的な重点清掃】

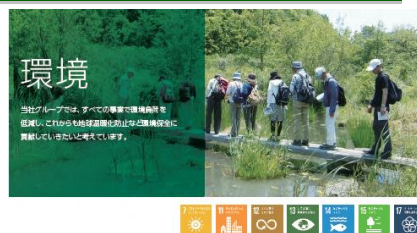
私たちは、**休館日を利用した清掃活動**を実施します。

開館中の日常清掃では、行き届かない箇所や高所、人員を要する箇所等、隅々まで清掃を実施し、きれいな状態を常に維持するよう努めます。

【環境について】

代表企業の環境についての考え方

(1)環境理念・方針の制定



環境理念

わたしたち南海電鉄グループは「地球環境保全」を企業の使命の1つと認識し、すべての事業活動を通じて環境への影響を常に配慮し、自然環境にやさしい社会づくりに向けて行動します。

環境方針

南海電気鉄道は、南海電鉄グループの環境理念に基づき、鉄道事業を基幹としたさまざまな事業活動から生ずる環境への影響に配慮し、これに対応していくことを社会的責務と認識し、次のとおり「環境方針」を定めます。

1. 私たちは、環境にやさしい鉄道、バスの利用促進を目指すとともに、当社沿線の環境保全に努めます。
2. 私たちは、環境意識の向上に努めるとともに、情報発信手段等を通じてお客さまとのコミュニケーションを大切にし、地域社会との融合に努めます。
3. 私たちは、環境に関連する法令・条例および合意したすべての取り決めを順守し、汚染の予防に努めます。
4. 私たちは、環境にやさしい事業運営につなげるため、環境マネジメントシステムの継続的な改善に取り組みます。
5. 私たちは、当社の事業活動による環境面での影響の特性に鑑み、次の項目を重点課題として掲げ、目的・目標を設定してさまざまな施策に取り組むとともに、定期的に見直しを行っていきます。

- (1) 環境保全に配慮した事業活動の推進
- (2) 地域社会との協働、コミュニケーションの強化
- (3) 鉄道、バスの利用促進を通じての環境負荷低減

本方針に則り、当社は環境経営推進の更なる強化に取り組みます。

また、環境マネジメントシステムが有効に働くよう、本方針は南海車両工業株式会社の千代田工場にも適用します。

生物多様性行動指針

私たちは、空気や水はもとより、生活のあらゆる場面で自然からの恩恵を受けています。それゆえ、私たちが持続可能な社会を築くには、自然との共生が不可欠です。沿線の自然保護に基づく環境価値の向上は当社の事業基盤の一つであり、当社のミッションであると考えています。その自然は、様々な生物種とそれらが生息する様々な生態系が存在すること、すなわち生物多様性に支えられています。

そこで私たちは、生物多様性を尊重し、その保護育成に貢献すべく行動指針を定めます。

- 1 生物多様性保全を環境課題の重点項目に位置づけ、自然との共生のために主体的に行動します。
- 2 あらゆる事業活動における生物多様性への影響を回避、または低減するため、関連法令の正しい理解と運用に努めます。
- 3 資源の利用が生物多様性に及ぼす影響に配慮して、グリーン購入、3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動等を推進し、環境負荷低減に努めます。
- 4 お客さま、取引先企業、沿線・事業地周辺にお住まいの方々など、多くのステークホルダーとのコミュニケーションを大切にし、連携して生物多様性の保全に努めます。

南海環境ビジョン2030

基本方針

- 地球環境に関する課題認識を発展させ、幅広いステークホルダーへの社会的責任を果たすことで南海電鉄グループの持続的成長に資することを主旨とする。
- そのため、あらゆる事業活動を通じて環境問題の解決に貢献して行くことが企業価値向上に繋がるという認識のもと、中期経営計画と連動した環境ビジョンとする。
- 環境問題の中でも、当社グループの事業活動に影響が大きい「地球温暖化」、「循環型社会」、「生物多様性」の3項目とこれらの基盤となる「環境マネジメントシステム」を環境課題として捉まえ、2030年の目指すべき方向性からバックキャストにより、各年度の実行施策を策定する。
- 環境ビジネスによる収益源の拡充ならびに自治体との連携により事業価値のみならず沿線の環境価値の向上に貢献する。

## 南海環境ビジョン 2030の方向性

環境課題	2030年度の方向性(目標像)
地球温暖化の抑制	<p><b>南海電鉄グループのCO<sub>2</sub>排出量26%削減</b>                      政府の2030年度の温室効果ガス削減目標(2013年度比26%削減)をベースに、南海電鉄グループとしてCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比26%削減する。</p> <p><b>環境ビジネスによる企業価値の創造</b>                      沿線でのエネルギー生産・販売ビジネスを拡充することにより、新たな収益源を創出するとともに、沿線自治体の環境対策にも貢献することで、南海電鉄グループ+沿線の社会的価値の向上を目指す。</p>
循環型社会の実現	<p><b>沿線におけるスマートシティの形成</b>                      沿線地域のインフラ企業として、沿線価値向上に資するスマートシティや環境モデルエリアの形成を目指し、自治体が主導する事業計画や実証事業とも連携しながら、循環型社会の実現に貢献する。</p>
生物多様性の保全	<p><b>自然との共生社会の実現</b>                      あらゆる事業活動の中で生物多様性への影響を回避もしくは最小化することを意識し、沿線での生態系維持と持続可能な自然資源の利用を実践する。</p>
環境マネジメントの深度化	<p><b>環境推進体制の充実と環境情報開示の強化</b>                      ISO 14001で求められる水準での環境マネジメントシステムの自主的運用が定着している。</p>

### (2)環境推進体制

- ・代表企業の親会社である南海電鉄は、環境への取り組み及び情報開示を円滑に進めていくために環境対策推進委員会を設置し、事務局をSDGs 経営推進部に置いています。
- ・取り組みの対象範囲は当面、南海電鉄単体(本社、鉄道営業本部、都市創造本部)とし、将来的にはグループ各社へ展開していきます。

#### CO<sub>2</sub> 排出量削減の実績と取組み

- ・空調設備等の機器運用に関しては、季節や利用状況に対し最適な運用になるよう、また、良好な機器運転ができるよう予防保全に努めます。
- ・具体的に以下の取組みとしては、施設職員の節電・節約意識を高め「南海環境ビジョン2030」目標達成をめざします。

### 【本施設内における様々なエコ活動】

「吹田市役所エコオフィスプラン」では、環境に配慮した活動が推奨されています。本施設内においても「**空調設定温度の調節**」や「必要時のみ照明をつける」等、下記の取り組みを積極的に実施しエコ活動に貢献します。

削減項目	内容
電気・ガス等の使用料の削減	カーテンやブラインドを効率的に活用し、冷暖房効果を高める。 パソコンやプリンタ、コピー機等の電気機器を長時間使用しない時は、主電源を切る。 終業時、最後に退出する際は、必ず消灯を行う。
用紙類使用量の削減	両面コピーや両面印刷を徹底する。 毎月コピー用紙購入枚数を把握し、管理する。
一般廃棄物排出量の削減	事務用品などの在庫管理を徹底する。 使い捨て製品の仕様や購入を抑制する。

■吹田市役所エコオフィスプラン エコオフィス活動の推進

## 「安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策」

### 事故等を未然に防ぐ様々な安全対策

#### 【「安全作業の日」の制定による安全意識の向上】

毎月 21 日を安全の日と定め、安全に係る研修等を実施しています。実施にあたっては、職員全員が安全に関する共通認識を持つ仕組みを構築しています。また、利用者に迷惑をかけないよう休館日に施設・設備・備品等の総点検を実施し、利用者が安全に利用できる環境を整えます。

#### 【安心・安全な施設づくりのための防犯カメラ設置】

##### 導入目的

様々な事象に迅速に対応ができるなど、利用者への安全を担保するため導入を検討します。

- 利用者への迅速な安全確認
- 警備・保安サービスの品質向上
- インシデント発生時のエビデンス
- 遠隔で現場の状況を齟齬なく迅速に把握できる

#### 遠隔地モニタリングシステムのご案内



#### ReMoDATA で出来る事



ネットワークカメラからリアルタイムで映される映像を確認することができます(4 台同時表示)



ReMoDATA は 14 日間の映像を保持する事が可能！データは古い順に自動消去します(オプションあり)



複雑な配線は不要！カバン 1 つで持ち運べる為、移設が容易。電源さえあれば利用可能(室内に限る)

### 【安心・安全な施設づくりのための防犯ブザー設置】

緊急時に、迅速に対応するには、様々な「目」が必要です。観覧席からプールを見ている利用者の「目」も大事な「目」です。

緊急時や事故発生を利用者が発見した場合、直ぐに職員に知らせるツールが必要とされます。階数が離れた場所からも、緊急連絡を誰でも出来るシステム設置を検討します。



### 【盗撮防止発見機の導入】※一部導入済み

昨今増えている盗撮を防止するために、施設のロッカールーム、トイレ等、個人のプライバシーが侵害される可能性が高い場所への、盗撮カメラや不正な監視機器が設置されないようにするため、専用の発見機を導入します。

施設開場前に、定期的な点検を実施し、利用者が施設を利用する前に盗撮を防止します。

これらの対策を継続的に実施することで、施設内の盗撮防止対策を強化し、利用者のプライバシーを保護します。



発見機



点検作業中



### 【利用者への注意喚起の徹底】

私たちは、職員による**定期巡回**や、下図のような利用者に対する注意喚起案内を行う等、事故の未然防止に努めています。

安全に関する館内掲示は、必要な場所へ必要な掲示を行うことで事故の未然防止に取り組めます。



プールでの注意喚起



ロッカーでの注意喚起



トレーニングルームでの注意喚起

### 【北千里市民プールの注意喚起】

屋外プールはタオルや小物類等、手荷物をプールサイドに置く利用者が多いことが想定されます。私たちは、定期的な巡回を行い盗難防止に努めます。

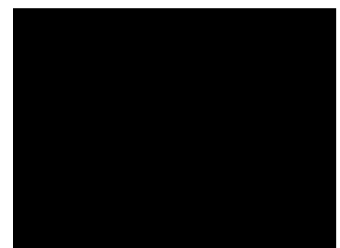
また、北千里市民プールには立ち入り禁止区域があり、利用者が立ち入らないよう分かりやすい案内表示をするとともに、監視員からの声掛けも積極的に行います。



### 【年2回の防災訓練】

私たちは、吹田市南消防署と連携し本施設において**年2回防災訓練**を実施し、防災に対する意識の向上、災害時の行動の理解・実践に繋げることを意識します。

非常導線の確保・誘導サインの点検・警報発報時の機器動作確認を行った上で、実態に即した防災訓練を実施します。



防災訓練の実施

### 【緊急連絡先の整備】

事故等の緊急時には、医療関連機関等へ少しでも早く連絡出来るよう緊急連絡網を整備しておく必要があります。

緊急時の連絡先を施設内事務所の誰もが確認できる場所に掲示し、緊急時に迅速な対応ができる体制とします。



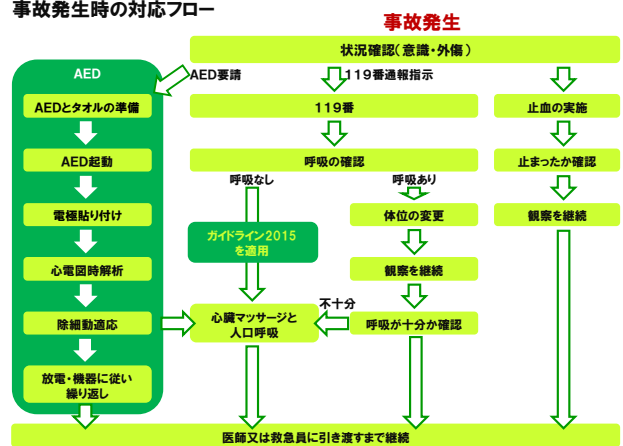
緊急時連絡先の整備・掲示

### 【傷病者への応急処置対応フロー】

傷病者が発生した場合には、右図フローに従った確かな応急処置を施します。応急処置を実施する際には医師または救急隊と連携の上、利用者の状況に応じた対応を行い救急隊員に確実に引き渡しを行います。また、医師または救急隊員に引き渡しを行うまで指示に基づいた対応を行います。

なお、実際の対応時に困惑しないよう**定期的なフロー確認**を行い、適切な対応を行える体制を構築します。

事故発生時の対応フロー

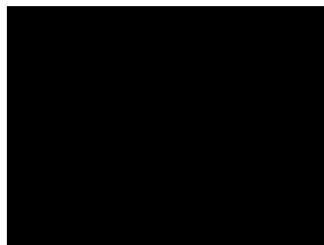


### 【万が一の場合に備えた保険への加入】

施設内で想定される管理運営上の事故への対応として「**施設賠償責任保険**」に加入し、万が一の場合の補償体制を構築します。なお、実際に発生した事故等で被災された方に対しては、迅速かつ誠意を持った対応をします。

### 【安全・円滑に大会運営を行う為の関係者との事前打ち合わせ】

本施設では、吹田市水泳連盟をはじめとした大会・イベントが開催されます。私たちは、大会開催前に主催者との事前打合せを実施し、想定しうるリスクを予め確認したり、観客導線、選手・関係者導線を指定する等、安全確保し、一般利用者に支障をきたさないよう配慮します。



安全・円滑な大会を開催

### 【館内放送の有効活用】

片山市民プールでは、安全に運動して頂くよう**注意喚起の放送**を行います。水分補給や準備運動を促し、利用者一人一人が安全に施設をご利用頂くためのサポートを行います。



館内放送による注意喚起

### 【人的ミスを予防する取組】

プール運営に必要な塩素等の薬品の取り扱いは危険であり、人的ミスにより発生する事故の影響は利用者だけでなく職員に及ぼすことも大きいです。

私たちは、薬品投入の際は必ず2名体制で実施する等、人的ミスを最小限に抑える何重ものチェック体制を構築し、安全・適正な施設管理を実施しています。



人的ミスの防止策の実施

### 【安全活動報告】

私たちは、防災研修や安全に関する修繕等を行った際には**安全活動報告**を作成し施設内に掲示します。安全に関する活動を実施していることを知って頂くことで、利用者に安心感を生み出すことができます。定期的な報告を実施し利用者に安心・安全を提供します。

### 【施設周辺のパトロール等への協力】

市では、犯罪の未然防止と地域の防犯意識高揚を目的とした様々な取り組みが推進されています。私たちは1日1回、施設外周のパトロールを実施することで犯罪の無い地域社会づくりに取り組みます。

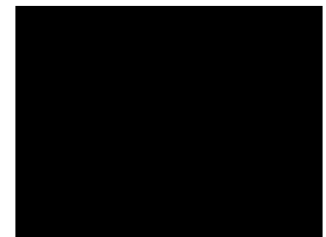


外周パトロールの実施

### 【解錠者・施錠者の明確化、売上金等の厳格な管理】

安全・防犯及び事故防止の為、金庫の開閉者、売上金の投入者、銀行入金者、マスターキー等の時間帯別鍵責任者の選任等、厳格な管理を行います。

また、施設の売上金については現金管理規定を制定し、ルールを徹底し最低限の現金で運用します。万が一の際にも多額の現金が紛失することのないリスクの低い運営を行います。



売上金等の厳格な管理

### 【安全・衛生第一の予防清掃】

利用者に安全で衛生的な利用環境を提供する為には、設備や施設の適切な点検・修繕に加え、日々の地道な清掃作業により**危険の要因となるものを常に取り除いていく**事が必要となります。

利用者が裸足で利用される更衣室やプールサイド等、安全管理における重点個所を認識し、ヌメリや濡れに対し日常的に巡回を行い対応します。空気環境想定等、**目に見えない環境管理**についても法令に従い適切に実施しています。



事故を未然に防ぐ清掃

## 【遺失物の適切な取扱】

本施設には市内外から沢山の利用者が訪れます。そのため遺失物の数も多く、遺失物に関する注意喚起はもちろんのこと、取得後の指定管理者による適切な取り扱いが重要です。

私たちは現指定管理期間、遺失物の取り扱いに関するルールを作成、職員に徹底し適切な保管に努めるとともに、遺失物があった際は利用者に分かりやすい様に館内告知を図っています。



逸失物の館内告知

## 施設特性を踏まえた安全対策～屋内・屋外プール～

### 【万全のプール監視体制】

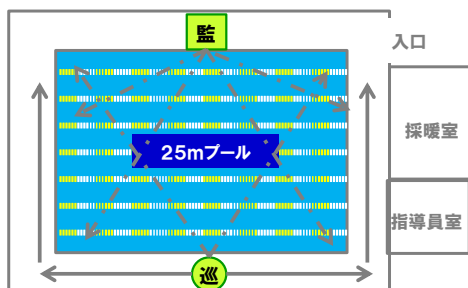
プール監視員は CPR・AED 操作研修等を必ず修了し、救命およびプール監視に必要な知識を学び、緊急時に迅速かつ適切に対応できる人材を配置します。

監視に当たっては、常に死角ができないよう巡回監視・救護員、定置監視・救護員、水中監視救護員を配置し、**利用者の安全確保を徹底**します。

また、利用者への声かけを徹底し、利用者の顔色の確認・運動前後のストレッチの推奨等、安全で安心して本施設を利用できるように努めます。

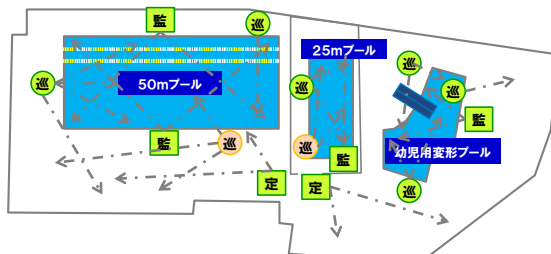
### 死角のないプール監視体制（例）

#### ■ 片山市民プール屋内プール

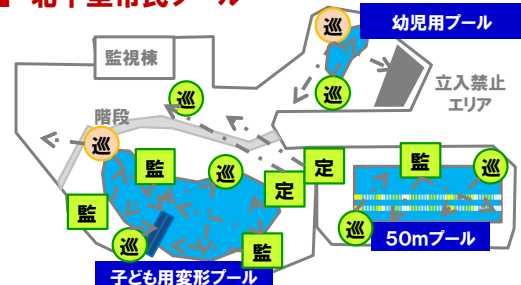


- 巡 巡回監視・救護員・・・巡回しながら監視を実施
- 定 定置監視・救護員・・・利用者の身長制限・年齢制限等を実施
- 監 水中監視・救護員・・・監視台より水中監視を実施
- 巡 巡回監視・救護員・・・土・日・祝日に増員する巡回監視員
- > 監視範囲
- すべり台

#### ■ 片山市民プール屋外プール



#### ■ 北千里市民プール



### 【緊急時対応が迅速に行えるプール監視員の備え】

私たちは、利用者により監視員と認識してもらえるよう、また、緊急時においても迅速に対応できるよう、水着とガードベストを着用した監視員を配置します。

また、緊急時の心肺蘇生に必要なファーストエイドグッズ（ポケットマスク等）の所持も徹底し、緊急時に遅れる事なく救命処置を行える態勢を構築します。

#### プール監視員の身だしなみ

水着	○
ガードベスト	○
トランシーバー	○
ポケットマスク (人工呼吸を行う際に傷病者から感染を防ぐために使用)	○

### 【職員間の情報連携を促進する機器の導入】

施設の管理運営に当たり、緊急時にはスピーディーな情報連携が必要です。

プール監視員及びフロント職員・事務所内の計3つのトランシーバーを設置し、必要な情報を瞬時に連携することでより高いレベルでの安全管理・利用者サービス向上を図ります。



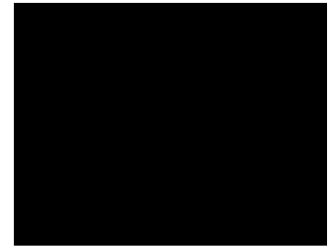
トランシーバーの導入

### 【プール監視員に必要な能力】

プール監視員は、人数が多ければいいという訳ではなく、また資格を所持していることが重要ということでもありません。重要なのは、一人一人が**危機意識を持ち、高い集中力を保つ**ことです。

代表団体は、プールの安全・衛生管理に関する見識を十分に持ち、然るべき能力を保持する人材をプール監視員として配置しています。

また、常に集中力を保った監視が行えるようローテーションを組み、監視員**一人一人の負担を減らす**よう工夫します。



危機意識の高い監視員

### 【怪我予防の徹底】

プール施設では転倒による怪我や事故が発生しやすく、利用者への注意喚起の徹底は指定管理者として当然の責務です。

私たちは監視員からの声掛けと合わせ、利用者導線となる箇所に注意喚起を促す掲示物を多数掲示することで、怪我の予防に努めます。

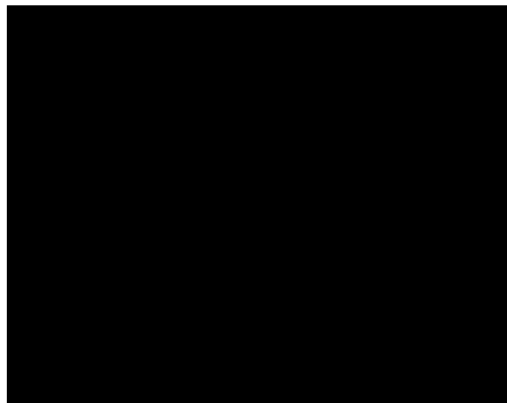


怪我予防の注意喚起

### 【身長・学年確認の徹底】

吹田市民プール監視・救護業務仕様書に基づき、身長又は学年により入場制限が必要なプールにおいては、定置監視員により利用者の身長または学年を**確認の上、入場**させることを徹底しています。

掲示物については利用者に認識されやすいよう施設入口付近で掲示を行います。



### 【親子での施設利用の安全性を向上させる為の取組】

屋外プールでは、浮き輪等の遊具利用者が多い状況です。遊具はその使用方法を正しく理解して使用しなければ時として事故に繋がるケースもあります。

私たちは監視員のみならず、親子で安全意識を持ってもらうことも重要であると考え、館内掲示や入場の際に声をかけることにより、子どもの利用に関する事故防止に努めます。



正しい利用方法の周知

### 【利用者に安心感を与える情報提供】

利用者が安心してプールを利用できるよう、プールの水温、室温、塩素濃度等の情報を1時間毎に公開しています。

水温・室温等に急激な変化が起こらないよう適切な管理を行い、利用者に快適な環境を提供します。



リアルタイムの情報

### 【プール事故を防止する徹底した点検】

プールの排（環）水口に関する点検不備等によるプール事故を防止するため、施設・設備に関する点検チェックシート（帳票）を作成し、**目視・触診・打診**等の日常点検・定期点検を行います。

特に、排（環）水口の蓋等が堅固に固定されているかは重点的に確認し、万が一ネジ・ボルト等の破損、欠損等があった場合は直ちに修理・交換を行います。



排水口等の重点点検

### 【更衣室における安全管理対策】

盗撮等への対策として、更衣室での携帯電話の使用を原則禁止とし、利用者への呼びかけを実施しています。

また、盗難事件予防の観点から、職員による定期巡回を実施する事で盗難等の未然防止を推進します。



更衣室内の安全管理推進

## 施設特性を踏まえた安全対策～プールの衛生管理～

### 【基準を上回る厳重なプールの水質管理】

「公衆浴場における衛生等管理要領」、「プール安全標準指針」等の関係法令を厳守するほか、水質管理基準を各種公的基準以上の数値に設定し、**厳格な水質管理**を実施すると共に、独自の水質管理日誌を用いて残留塩素・水温・室温・湿度等の水質データを毎日の開館前・開館中1時間毎・閉館後に収集します。

また、管理日誌を3年以上保管する事で更なる水質の改善を図ると共に、ろ過機の洗浄作業や補給水量を履歴に残す事で**ミスが起こらないためのツール**としても活用しています。

月1回の水質検査やレジオネラ属菌等の検査結果は、プールサイドに掲示しています。

水質基準項目(単位)	厚生労働省基準値	文部科学省基準値	指定管理者基準値	検査回数
水素イオン濃度(pH)	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	6.0以上 8.0以下	1時間毎
遊離残留塩素濃度(mg/L)	0.4mg/L以上 1.0mg/L以下	0.4mg/L以上 1.0mg/L以下	0.4mg/L以上 0.8mg/L以下	1時間毎
結合塩素濃度(mg/L)	—	—	0.4mg/L以下	1時間毎
濁度(度)	2度以下	2度以下	0.5度以下	月1回以上
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	12mg/L以下	10mg/L以下	月1回以上
大腸菌群	不検出	不検出	不検出	月1回以上
一般細菌	200CFU/mL	200CFU/mL	200CFU/mL	月1回以上
総トリハロメタン(mg/L)	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	年1回以上
レジオネラ属菌(CFU/100mL)	検出なし	—	検出なし	年2回以上
塩素中和剤投入	—	—	—	毎日
補給水記録	—	—	—	毎日
ソーダ灰 重炭酸ナトリウム投入記録	—	—	—	毎日

### 【レジオネラ属菌発生予防の取組み】

私たちは、安心・安全な施設を提供するため、「貯湯槽内の温度は60℃以上に設定する」等のレジオネラ属菌の**発生予防マニュアル**を作成し、徹底した安全管理に取り組んでいます。

また、レジオネラ属菌の発生予防のために、利用者に対しプール利用前のシャワー使用の案内を徹底する等、**事前予防策を強化**し日々の安全管理に取り組んでいます。



## 施設特性を踏まえた安全対策 ～片山市民プール内トレーニングルーム・ランニングコース～

### 【トレーニングルームにおける主な安全対策】

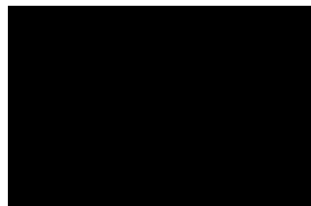
利用者の安全確保・適切な利用相談を実施する為に、トレーニング指導に関する研修を修了し、利用者への適切な指導・器具の取り扱い説明を行える人材を**配置**しています。

また、初心者でも安全に運動して頂けるよう**随時**、トレーニング室初心者講習会を開催し、安全で適切な機器の利用方法を説明します。

さらに、安全な利用を促す掲示やトレーニング機器の日常・定期管理等、常に安全に利用頂ける環境とします。



トレーニングルーム職員  
常時配置



トレーニング機器の点検



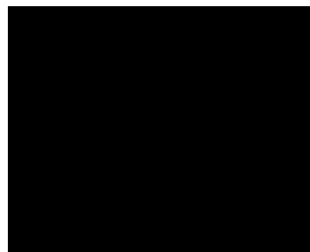
トレーニングルーム初心者講習会

### 【トレーニング機器・体育備品のメンテナンス】

トレーニング機器は、不具合によって利用者に対する事故が発生してしまう危険性を秘めています。私たちは、専門メーカーと連携し定期点検を実施することで、事故を未然に防ぎます。

特に危険が大きい重りを使ったトレーニング機器については、**メーカー推奨を上回る基準の年1回以上のワイヤー交換**を実施します。

さらに、毎朝開館前に総点検を実施することで**先手を打った対応**に取り組み、安全な施設を提供します。



トレーニング機器の安全点検

## 【トレーニングルームでの利用方法の説明】

トレーニングルームを初めて利用される方が安全に運動して頂けるよう、安全で適切な機器の利用方法を説明しています。

**初心者への説明を常時対応**していることは、利用者にとって都合のよい日時で参加できるため大きなメリットになっています。

私たちは、今後も初心者の安全利用はもちろん、利便性向上、継続促進の観点から初心者講習会を実施します。



利用者講習会に向けた  
徹底した研修

## 【ランニングコースにおける安全対策】

ランニングコースは、夏期期間において急激に気温が上昇します。その為、水分補給の啓発や利用の際の注意事項を掲示、職員が巡回することで事故の未然防止に努めています。

また、安全管理の為、通常は観覧席側に利用者が入れないように扉を閉めきっており、利用がある場合はルールに則り使用してもらえるよう導線入口付近に掲示しています。



ランニングコースの事故防止

## 【教室開催時の事故予防策】

教室開催時には、施設のキャパシティに応じた**定員を設定**し参加者の事故を防止します。

各個人の体力や能力に合った教室を受講頂けるよう、分かり易く案内するとともに、教室開催中は下図の通り徹底した安全対策を講じます。

教室経過時間	指導・安全管理のポイント
開始15分前	参加者への挨拶、体調確認
開始	教室内容の説明、初心者確認、体調確認
ウォーミングアップ	参加者のレベルにあわせて指導・声かけ
終了前	教室強度に適したクールダウン
終了後①	参加者への声かけ、体調確認
終了後②	実施報告書の記載 (参加者数、運営ポイント、次週実施事項等)

## 各種訓練の実施

### 【様々なシチュエーションでの緊急時対応研修】

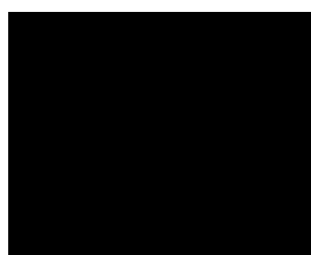
本施設は、25m プール、50m プール、トレーニングルーム、スタジオ等、様々な施設で構成されており開館中は多くの利用があります。

代表企業では発生する様々な事故を想定し、各施設にて**緊急時対応シミュレーション研修**を行い、事故の未然防止から事故発生時の安全確保・応急処置等の一連の流れを確認しています。

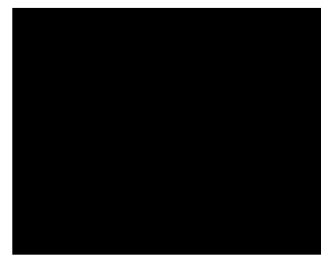
本研修を職員全員に受講させ、どのような状況にも対応できる万全な態勢を構築しています。



消防訓練



応急手当シミュレーション



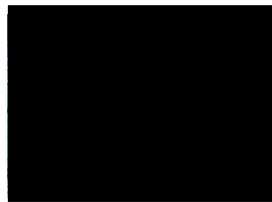
CPR・AED操作

### 【プール緊急時対応シミュレーション】

私たちは、本施設において緊急時に溺者を救出する事態を想定し、**プール緊急時対応シミュレーション**を実施しています。

緊急時には一分一秒でも早い対応が傷病者の命やその後の人生に関わるため、より早く正確な対応が行えるよう研修を実施します。

#### プール緊急時シミュレーション



溺者の引き上げ



意識確認・CPR・AED

## 地域と連携した安全性向上の為の取組

### 【施設周辺のパトロール等への協力】

吹田市では「こどもの見守り隊」、「青色防犯パトロール」等、市民による積極的な活動が実施されています。

本施設においても**施設周辺のパトロール**に協力する等、安全な地域社会づくりに取り組みます。

### 【自転車利用者への交通安全啓発】

吹田市では、交通事故防止に向けた啓発活動として保育園、幼稚園、小学校等の園児や児童を対象とした、自転車に乗る際や歩行する際のルールやマナーについての交通安全教育が実施されています。

私たちは現指定管理期間、本施設の駐輪場出入口に飛び出し注意のPOPを掲示し注意喚起を行っています。

次期指定管理期間においても、市内を安全で安心して移動できるよう安全に関する啓発活動を行います。



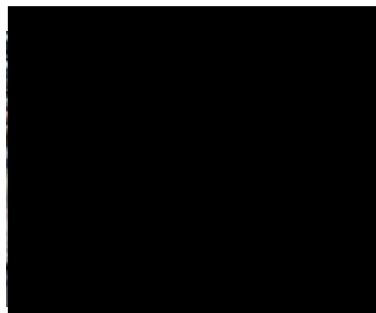
交通安全の注意喚起

### 【打ち水の実施】

打ち水は日本の伝統的な涼効果があり、打ち水実施後は地面の表面温度が20度近く下がる臨床データもあります。

打ち水は早朝と夕暮れ時に実施することが効果的であり、私たちは、夏の間は積極的に打ち水を実施し暑さ対策を行います。

また、利用者にも打ち水の実施を促し、環境にも配慮した暑さ対策に取り組みます。



打ち水の実施

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加すること

3 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあることについて

「安定的な管理運営が可能となる人的能力」、「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」など

**「安定的に管理運営が可能となつ人的能力」・「安定的な管理運営が可能な財政基盤」**

**代表企業 南海ビルサービス株式会社**

新型コロナウイルスの感染拡大により、わが国経済は極めて厳しい状況にありますが、代表企業におきましては、既存顧客との強固な結びつきを背景に令和4年度におきましても10億2千万円を超える営業利益を計上するなど、安定的な収益基盤・財務基盤を構築しております。

昭和53年の会社設立以来、関西地方を中心に事業展開を図り1,800人を超える従業員を雇用して技術者や施設運営経験者が多数在籍しており、豊富な人的資源を有しています。

1) 人的資源確保の方策

昭和53年の会社設立以来、沿線エリアを中心に事業展開を図り、1800人を超える従業員を雇用して技術者や施設運営経験者が多数在籍しており、豊富な人的資源を有していま

2) 物的資源確保の方策

指定管理者として、多数の維持管理業務経験があるため、必要な物は何かを的確に把握しています。なんばに本社があり、その他営業所も沿線エリアに多く、ネットワークを活かして備品や消耗品等の購入を地元事業者から優先的に行い、コスト削減・市内経済活性

3) 財務資源確保の方策

平成16年以来無借金経営を続けており、総資産規模も令和4年度末で141億1,400万円としています。

資本金は、平成18年3月に6,000万円から1億円に増資し、令和4年度末の純資産額

4) 資格者確保の方策

建物維持管理のプロとして、多くの資格者を有しており、総合管理が可能です。

<保有資格> (一部抜粋) ビル設備管理技能士・電気工事施工管理技士・建築物環境衛生管理技術者・防災・防火管理者・消防設備士・ビル設備管理技能士・ビルクリーニング技能士・建築物清掃管理評価

5) ノウハウ確保の方策

設立当初から南海電鉄グループ施設の設備維持管理を一手に担っており、施設利用者「安心」と「快適」をお届けしてきました。現在も、総合維持管理企業として幅広く展開しており、指定管理者としても12施設を管理運営しており、各施設間や地域団体等とのネ

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加すること

#### 4 施設の管理運営経費の縮減が図られるものであること（自主事業による利益の取り組みの提案を含む）について

##### 施設の管理運営経費の縮減

経費の縮減は、提供するサービスのレベルと密接な関係性にあります。

私たちは、このバランスを保つために過度な縮減によるサービス低下を防ぎ、かつ施設の設置目的に即した事業を安定的・継続的に行えることをポイントとしています。

##### 経費縮減の基本的な考え方

- ①施設の**設置目的**と指定管理業務の**安定性・継続性**を確保すること
- ②人員の**適正配置**を行い、**サービスの質**をしっかりと確保すること
- ③公の施設の**指定管理者**であり、**経費支出**についても**市民目線**で捉えること
- ④**労働者**の雇用条件を犠牲にするようなものでないこと

##### 【効率的な運転制御による光熱水費の低減】

私たちは、様々な手法で光熱水費の低減を図ります。

設備名／項目	光熱水費、使用燃料の節約に向けた取組みの具体的な内容	
空調設備	分散起動	順次起動させることにより、立上がり時のピーク電力を抑制
	中間期の外気冷房の実施	中間期は、外気によって自然冷房を実施
	フィルター清掃	汚れによる目詰まりは、損失が大きく風量低下やファン動力が増大するため、年3回エアフィルターを清掃して空調効率を維持
	管理温度の維持	温度計等を活用し、実温度と設定温度の差があれば変更して管理温度を極力維持
照明設備	照明制御盤の範囲表示	無駄な点灯や消し忘れ防止のため、点灯エリアを使用者が認識できるよう表示
	採光を利用した消灯	日中、外光で十分な明るさが確保できる場合は積極的に採光を利用し消灯を実施
	外灯点灯時間の季節別管理	屋外照明（屋外灯、駐車場灯等）の季節に応じた点灯時間管理
その他	事務エリアの管理	JIS 照度基準を考慮し、可能な範囲で間引点灯、不在時には小まめな消灯を実施
	自販機の管理	自販機は照明の消灯を実施
	事務機器の管理	コピー・ファックス複合機等は省エネモードに設定、業務終了後は電源オフ
	冷氣・暖気の流出防止	搬入口・バックヤードの扉を閉めて、冷氣暖気の流出を防止

##### 【スケールメリットを活かした発注費の低減】

**スケールメリット**を活かし、消耗品・備品等の調達をするなど経費縮減に取り組みます。

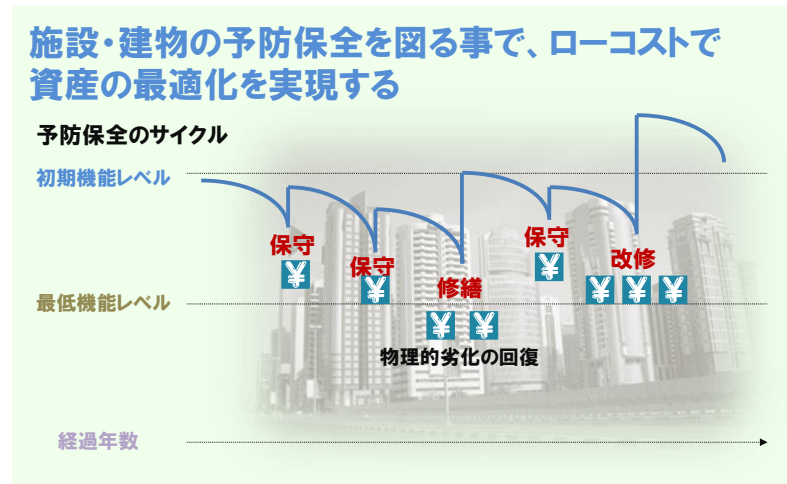
##### 【効率的な人員配置】

各業務を担当する職員は、多岐にわたる業務に責任を持って遂行できる専門能力を身につけるマルチジョブ化（多能化）を図り、各部門の繁忙時や緊急時等にも柔軟に業務を行っています。

過剰な人員体制のような**業務の無駄を作らず**、必要な業務に必要な人員を配置しスリム化した組織を構築します。それにより、繁忙期や非常時等にも柔軟に業務に当たることができ、ムリ・ムダ・ムラのない体制を創り出し利用者に良質なサービスを提供します。

### 【予防保全の取組み】

日常点検と定期点検による**きめ細やかな確認**で、市とともに施設の長寿命化を図ります。維持管理責任者は常にコスト意識をもち、LCC（ライフサイクルコスト）の最適化に協力します。点検結果はデータベース化し、修繕業務に役立てて頂けるようにします。



### 【本社経理部門との連動による徹底したコスト管理】

代表企業では、本社経理部門と各施設が常に連動し、収支計画に基づいた徹底したコスト管理を行っています。総括責任者は支出発生時には本社部門への報告・相談を行い、その支出と収支計画とを照らし合わせ、**適切な支出であることを確認・判断**します。

### 【節水システムの導入】

私たちは、シャワー・トイレ等に節水システムの導入を計画し、**水道代のさらなる低減**を図ります。

## 経費の縮減及び効果的な管理運営のための創意工夫

### 【収支計画について】

別紙、収支計画書記載のとおり。

### 【指定管理料についての考え方】

本事業の財源は、貴重な税金であることから、下記の通りの指定管理料で運営を行います。指定管理者制度の導入目的、指定管理者の役割を十分理解し、適切な人員配置と効率的な管理の推進により、5年間での縮減目標額として **8,634,000 円** を目指し活動して参ります。

年度	指定管理料 (消費税及び地方消費税込み)
2024 年度	176,500,000 円
2025 年度	177,500,000 円
2026 年度	180,463,000 円
2027 年度	183,200,000 円
2028 年度	186,136,000 円
合計	903,799,000 円

### 【利用者満足度向上のための投資】

経費の縮減の取り組みにより、利用者の満足度を低下させてしまっては本末転倒です。

私たちは次期指定管理期間、下図の通り施設の利用環境を向上させ、利用者満足度向上のための投資を行います。

この投資により利用者数が増え、さらに生じた収益を再投資するというサイクルを実現できるように取り組みます。

防犯カメラ・ブザーの設置	安心・安全	2,000 千円 (予定)
WI-Fi の設置	サービス向上	1,800 千円 (予定)
誘導ライトの設置	サービス向上	1,200 千円 (予定)
デジタルサイネージの設置	サービス向上	500 千円 (予定)
トレーニング機器の更新	サービス向上	3,000 千円 (予定)
パラソルの更新	サービス向上	300 千円 (予定)
更衣室のすのこの設置	衛生	200 千円 (予定)



## 【ゴミの分別化・減量化・持ち帰り運動】

吹田市一般廃棄物処理基本計画では、市民、事業者、市の連携・協働により、ゴミの減量化やリサイクル、適正処理の推進を目指します。

私たちは、本計画に基づき積極的に分別収集を行い、ゴミの減量と資源の有効活用に努めます。

## 【「6R活動」によるゴミの減量と資源化の推進】

環境への取り組みは社会・地域・健康・文化・省エネルギー等、指定管理者が取り組むべき重要課題です。

吹田市一般廃棄物処理基本計画では、基本方針として2R（リデュース・リユース）を優先する社会へ転換を目指すことやリサイクル推奨を定めていますが、私たちは更に4つのRをプラスし「6R」を推進します。

常に省資源・効率化を図り、環境に配慮した運営を行うとともに、利用者にも判りやすく呼びかけ理解と協力を求めます。



## 【環境に配慮した調達等】

私たちは、環境省のガイドラインを参考に**環境に配慮した製品や消耗品**を優先的に使用します。また、化学物質や有害物質の排出抑制では燃焼機器の燃焼性と煤煙排出濃度を定期的に管理し、空調で使用する冷媒フロンについても漏洩点検を行います。



エコマーク、グリーンマーク  
商品の調達



環境に配慮した薬剤・洗剤



化学物質・有害物質  
排出抑制

### 【利用者と協働による環境配慮の取組み】

私たちは節電・節水の協力、階段利用の推奨等を利用者に呼び掛け省エネに取り組みます。また、エコキャップ回収BOXを設置し利用者と協働して**環境配慮への取組み**を実施します。



節電・節水協力の  
掲示物



階段利用の推奨



エコキャップ回収BOX

### 【省エネルギー推進に向けた取組み】

近年、経済成長に伴い世界のエネルギー消費量は急増しており、本施設での省エネ対策の強化は重要課題の一つと認識しています。

一方で、コスト削減を追求した省エネ対策が「施設環境の悪化をきたす」、「利用者からのクレームや利用の低減をもたらす」、「機器の劣化を早める」という結果では意味がありません。

私たちは、安易な省エネ提案を拙速に行うのではなく、下図の本施設に適した**実践的な省エネ管理手法**を実施します。

省エネルギー推進に向けた取組み	
STEP1 実施体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー推進責任者の決定</li> <li>職員への環境教育の実施</li> </ul>
STEP2 機器能力・設備効率・エネルギー使用の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費状況の把握</li> <li>熱源機器の能力チェック</li> <li>ポンプ・送風機の動力、配管・ダクトの断熱チェック</li> </ul>
STEP3 目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー方針の明確化</li> <li>数値目標の決定と計画骨子の策定</li> </ul>
STEP4 省エネルギー活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>最適運転による省エネ推進の実施</li> <li>節エネ型省エネ推進</li> <li>省エネ課題の抽出と将来的な機器導入の検討</li> </ul>
STEP5 効果の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値データの確認</li> <li>専門技術者からの意見収集</li> </ul>

### 【省エネマニュアルの作成】

プールを中心に、本施設の使用エネルギーは膨大です。

私たちは、過去の施設のエネルギー使用状況のデータを分析し、その傾向をもとに**省エネマニュアルを作成**しています。メリハリをつけたエネルギーマネジメントを行うことで環境問題と利用者サービスを両立させ、効率的な管理を行っています。

エネルギーマネジメントの実施	
項目	具体的な実施事項
①使用を減らす	施設全体の時間帯別、曜日別、季節別にエネルギーの使用量を把握し、外気温等の天候データを勘案して図表化
②消費を減らす	施設の運用上で発生する大量の情報を収集・分析・処理・活用して常に最小のエネルギーで施設を運用するための方法を模索
③利用効率を上げる	機器の延命化か更新によるランニングコストの低減化の選択
④調達方法を工夫する	総電気使用量と最大需要電力量低減のための設備の運転パターンの見直し

## 人件費、外部委託等の見積もりの適正性

### ■人件費の適正性

#### 【実績に基づいた積算】

本収支計画についても、光熱水費の高騰や最低賃金の上昇を加味して積算しており、誰よりも妥当性のある金額をご提案していると自負しています。

### ■外部委託等の見積もりの適正性

#### 【外部委託についての考え方】

私たちは、外部委託について重視すべきポイントを定め、**作業効率、法令遵守、専門性**を考慮し独自に設けた社内基準をクリアしていることを最低条件とし、面談などで適正性を審査し業務委託を行います。

外部委託で重視すべきポイント		
作業効率	法令遵守	専門性
空調機器の点検及びフィルター清掃等は、作業時間を伴うため、大人数で短時間にて実施することが求められる。	維持管理に関する法的義務確認のうえ、委託等の実施可否を決定することが求められる。	エレベーターや自動ドア等は、メーカーもしくは準メーカー業者に委託し、専門性の質を確保する。
(例) 空調機器点検及びフィルター清掃、換気設備(全熱交換器)点検及びフィルター清掃	(例) 建築設備定期検査、特殊建築物定期検査、電気工作物点検	(例) エレベーター点検、自動ドア点検、温水ヒーター点検

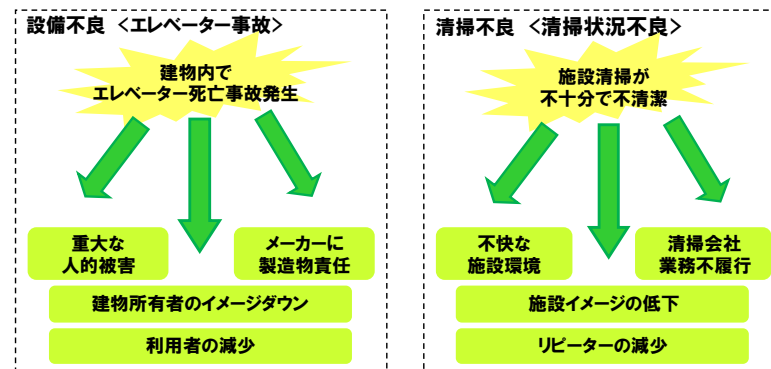
#### 【元請責任についての考え方】

指定管理者は再委託先に対して元請責任があり、**責任をもって指導**していく必要があると考えています。

再委託先が原因で生じたトラブルにより本施設利用者を危険にさらしたり、不快にさせたりすることはあってはなりません。

そのため、再委託先を様々な観点から確認した上で選定し適切に指導を行っていきます。

#### ■再委託業務品質低下で起こり得る事象



## 【委託先の選定】

私たちは、右図の①～④の管理点に則って委託先の選定を行います。

決して、相見積による金額の安い企業を選定するのではなく、様々な指標に沿って総合的に判断します。

委託先の選定指標
<b>①作業能力品質</b>
⇒南海ビルサービス管理物件に求められる品質を確保できるか ・企業と面談の上、信頼に足る会社が審査 ・業者管理物件での実際の作業状況の確認
<b>②財務評価</b>
⇒業務執行体制は安定しており、業務に支障がないか ・登記簿謄本・会社案内 ・直近2か年の財務状況の確認
<b>③コンプライアンス</b>
⇒法令順守、個人情報保護に努めているか ・各種誓約書等の提出 ・個人情報の保管状況・体制の確認
<b>④価格競争力</b>
⇒複数の企業を比較して、コストメリットがあるか ・相見積の取得、作業実績の確認 ・見積単価、作業内容の検証

## 【維持管理業務による経費削減の考え方】

運営、維持管理をワンストップで行うことによって、委託費等の経費削減を行います

各種法令点検は、可能な限り自主点検で行い、それ以外の点検等においての外部委託先については、当社のノウハウによって協力企業と包括的な契約を結ぶことによって委託費削減を図ります

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加すること。

## 5 本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があることについて

「市民スポーツの普及・振興に関する事業や活動の実績」など

### 「市民スポーツの普及・振興に関する事業や活動の実績」

#### 【吹田市水泳連盟との連携】

吹田市水泳連盟は、昭和 37 年、片山市民プールの竣工と同時に結成し、設立当初より市民水泳教室や水泳大会を開催し、子ども達の泳力向上や健全育成をはじめ市民の健康づくりや生涯スポーツとしての水泳の普及、水泳指導者の養成に取り組んできました。

私たちは、当連盟が現在までに培われてきた素晴らしい実績と歴史に大きな敬意を払い、これまでの運営水準を守り、当連盟の発展に寄与することは次期指定管理者の責務であると感じています。

私たちは現指定管理期間、当連盟と定期的な情報交換を行い、円滑な施設運営及び当連盟の事業への協力を行っており合同研修も実施しました。

今後も、当連盟と良好な関係を継続し、吹田市の**水泳振興の更なる向上**を目指します。

#### 【吹田市体育協会との連携】

吹田市体育協会は、市内 36 の加盟団体を統括する市のスポーツ振興の中核団体であり、本施設の指定管理者には、当協会との協働によるスポーツ振興への取り組みが求められています。

私たちは現指定管理期間、「ヨーガ教室」、「中高年ハツラツ教室」、「太極拳」、「タップダンス教室」を開催し、講師を吹田市体育協会より派遣頂きました。特にヨーガ教室はとても人気の教室で、時にトレーニングルームが埋まってしまう程の盛況ぶりです。

また、当体育協会傘下のトライアスロン連盟の教室開催や備品の保管等でも協力しており、良好な関係を継続しています。

本施設の総括責任者が、当協会の役員とも定期的にコミュニケーションを取っており、今後も継続します。

#### 【大規模大会の開催支援】

片山市民プールにおいて毎年、吹田市水泳連盟を中心に、市民水泳大会が開催されております。

私たちは現指定管理期間、大会の開催に全面的に協力しており、今後も継続します。



本施設内にある当連盟事務室



大会開催をバックアップ

## 6 施設の設置目的を効果的に達成し、市民の健康づくり、体力づくりに寄与できることについて

「事業計画内容の具体性及び現実性、創意工夫や積極性」、「施設の利用を促進させる方策」など

### 「事業計画内容の具体性及び現実性、創意工夫や積極性」

効果的な宣伝・広報活動等による「きっかけづくり」

#### 【幅広い広報の充実】

広報は施設の玄関口という意識のもと、様々な手段で広報を実施する**メディアミックス**により、より多くの施設情報を発信します。

ホームページやSNSを積極的に活用し、リアルタイムな情報を発信します。

チラシ・新聞紙面への掲載、町会の回覧板、折込チラシ等、インターネットを使用しない方への配慮も行い、地域に根差した幅広い広報活動を行います。

#### 【施設独自のホームページ】

私たちは、**ウェブアクセシビリティ**に対応したホームページを作成しています。

高齢者に配慮して、**文字のサイズを調整可能**としたり、色弱者に配慮しサイトの**色味を白黒に変更可能**したり、誰もが見やすいものになっています。

また、スマホ対応とすることで、どのような環境の方でも閲覧しやすく配慮しています。



ウェブアクセシビリティ対応のホームページ

#### 【「広報すいた」に情報掲載】

市の広報誌「広報すいた」に、スポーツ教室やトレーニングルームの利用案内の掲載を計画しています。市と協議の上、教室内容・イベント等も掲載し、本施設の利用を促進します。



広報すいたへの掲載

### 【市内体育施設等とのホームページリンク】

ホームページには、市内の体育施設等のホームページとリンクさせ、スポーツを振興する市民に対しての情報発信の相乗効果を図ります。

また、市と相談のうえ**市内の体育館等の行事やイベント等の情報も掲載**することで、吹田市のスポーツ振興に貢献します。

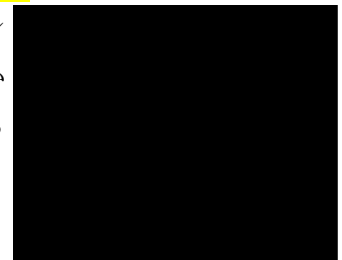
### 【施設無料開放デーの開催】

「子どもの日」、「敬老の日」、「スポーツの日」等に無料開放デーを実施しており、新たな利用者の来館を促すとともに、多くの利用者を獲得します。一人でも多くの市民が気軽に施設に足を運んで頂けるよう本施設においても、**無料開放デーを実施**します。



### 【きっかけづくりを促すトップアスリートイベント等の開催】

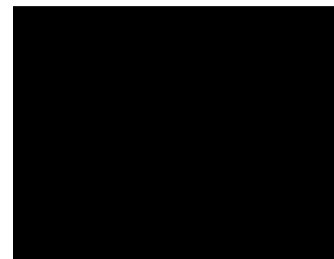
私たちは、スポーツ選手等を招いたイベントを開催します。イベントを実施することでスポーツへの興味を促し、運動することのきっかけづくりを創出するとともに、多くの人へスポーツへの関心を深められる場を提供します。なお、実際に招聘するトップアスリートは市と相談の上、決定します。



### 【プログラム体験の継続】

運動をはじめる際、「実際にどんなことができるのか」、「一度施設を試しに使ってみたい」等、不安や要望を持っている方は多くいます。

そんな利用者の気持ちに配慮し、まずは施設を体験頂くことが重要だと考えます。多くの方に運動をはじめる「きっかけ」を提供します。



プログラム体験

## 【屋外プールにおけるイベント事業①】

屋外プールでのイベントとして、平日の閑散する時間帯に合わせてプールサイドで行える「スイカ割り」、「宝探し」、「ビンゴ大会」等の子どもや家族連れを対象としたイベントを開催します。



プールサイドでのイベント開催

## 【屋外プールにおけるイベント事業②】

屋外プールでのイベントとして、プールサイドで行える「音楽フェス」等を企画し賑わいを創出します。



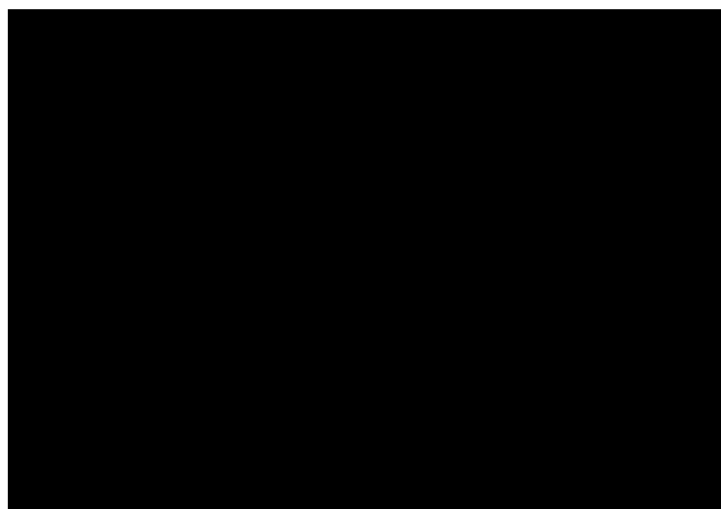
類似施設でのイベント(参考)

## 【ナイトプールの検討】 ※北千里

構成企業が運営する屋外プールでは、利用者アンケートで多くの要望があったナイトプールを実現しました。

日焼けの心配がなく、また人数限定利用のため混雑を避けられることが利点であり、きらめく水面等プール周りに幻想的な光を灯したり、夜空を楽しんだりと昼間とは全く違った雰囲気の中でプールを楽しめる人気のある事業です。

本施設でも、利用者のニーズや費用対効果を検証の上、実施を検討します。

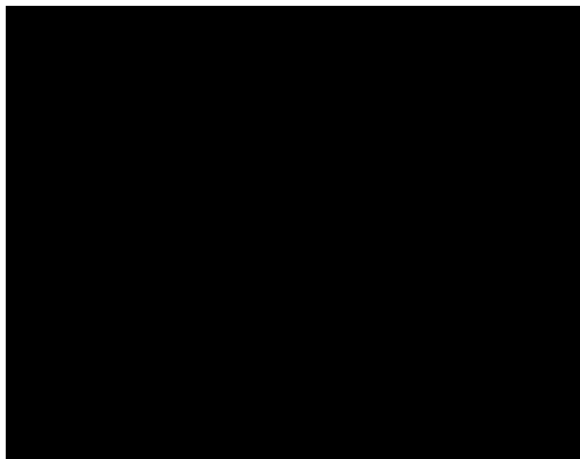


ナイトプールの検討



### 【キッチンカーの導入】 ※片山・北千里

現在、屋外プール開催時にキッチンカーを導入し、来場者サービスに、勤めています。プールに隣接したスペースでの飲食物を提供することで、利用者から大変好評を得ており、更なる多岐に渡る販売提案を継続してまいります。



北千里プール



片山プール

### 【自動販売機の設置】

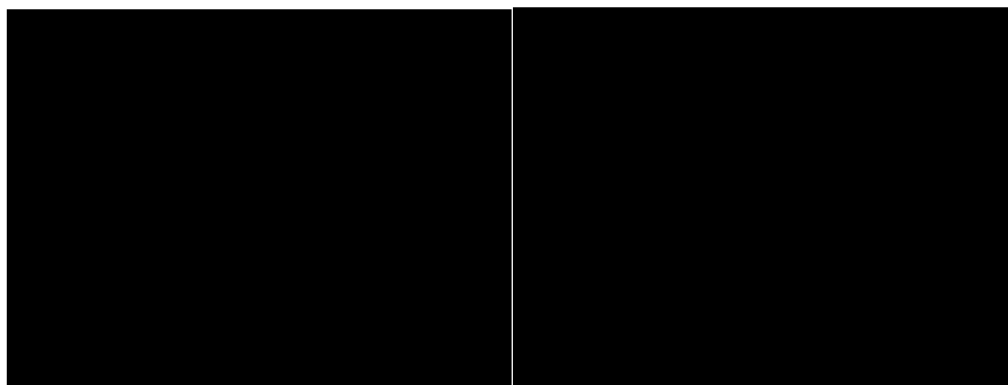
自動販売機を設置し、来館者のサービス向上に繋げるとともに、災害発生時の飲料の提供にも役立てます。



### 【夏季の短期水泳教室の検討】 ※北千里

現在は、7月・8月は一般利用を優先し、水泳教室を行っていませんが、利用者が比較的小さい時間帯や開館前の早朝を利用した教室の開催を検討します。

構成企業が運営するプールでは、夏季の一般利用の妨げにならないよう、開館前の早朝に教室を実施したところ、近隣の多くの子供たちが受講したという実績があり、夏休みの子どもの生活習慣付けにもなって良かったとの声を頂いています。参加のハードルを下げた短期教室により、子どもの頃の運動習慣を向上させます。



イメージ

### 【ラグジュアリースペースの設置の検討】※北千里

多岐に渡る世代ニーズに対応するために、プールラウンジチェアやテーブルなどを設置し快適なくつろぎ空間をラグジュアリースペースで提供します。外国の来場者や、若者へのアプローチで顧客層を広げ、来場者数増及び、施設価値向上を図ります。



ラグジュアリースペースの検討 ※イメージ

## 「施設の利用を促進させる施策」

### 【キャッシュレス決済の導入】

スマートフォンの普及をきっかけに、キャッシュレス決済が急速に普及しており、吹田市においても市税をクレジットカードの他、キャッシュレスで納付できる取り組みが推進されています。

私たちは、自主事業受講料の決済をクレジットカードや交通系 IC カード、バーコード決済等の**キャッシュレス決済**に対応します。

運営する施設では既に導入実績が多数あり、本施設においても利用者サービス向上を図ります。



キャッシュレス決済の導入

### 【館内や入口のデジタルサイネージ設置】

私たちは施設入口にデジタルサイネージを設置し、案内や当日の催し等、利用者に様々な情報提供をします。

**全てのお客様が見やすく**目に留まりやすいデザインを掲示することで施設入口を華やかに演出します。



更衣ロッカーの更新

### 【安心・安全な施設づくりのための防犯カメラ設置】

私たちは安心な空間を提供し利用者の安全を確保できるように防犯カメラを設置いたします。

モニターを通して、何かおこれば、直ぐに行動を起こせる体制を計画します。

#### 遠隔地モニタリングシステムのご案内

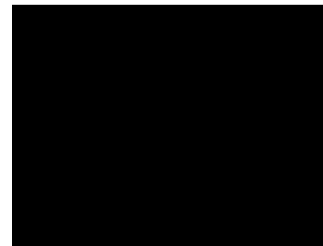


## 集客を促す方策

### 【ホスピタリティあふれる利用者対応】

私たちは、来館された方に明るく元気な挨拶と笑顔で、利用者のお役に立ちたいという**ホスピタリティ**を持ってお迎えします。

全ての職員に接客接客研修を受講させ、接客技術と気配りの向上に全力で努めます。



コンシェルジュ機能の受付

### 【無料測定会の実施】

自身の健康状態を把握することは健康づくりの第一歩です。

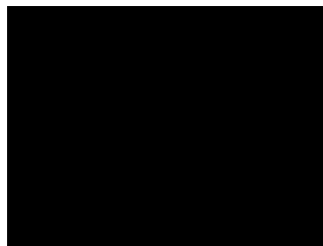
体組成計を活用した無料体組成測定会を開催します。



### 【高齢者プログラム】

高齢者に対し介護予防として、筋力トレーニング等の習慣付けが必要なことを課題として上げています。

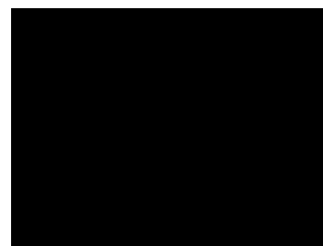
私たちは、本施設において**高齢者が「楽しく」、「継続して」参加**できるような教室や健康づくりに関する知識の提供等、自発的な運動のきっかけを提供します。



### 【カルチャー系教室】

回数を重ねるごとにスキルアップを図っていくカルチャー系教室は、参加者や講師の連帯感を醸成し**コミュニティの形成**を図る事に優れています。

「太極拳教室」等の利用者の帰属意識を高める教室展開についても検討を重ね、地域における連帯感を意識した事業を実施します。



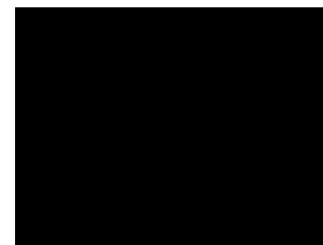
カルチャー教室の開催

### 【子ども向けプログラム】

子ども体操教室、子どもダンス教室を企画し実施いたします。

水泳教室は吹田市水泳連盟が実施しており、本施設全体として**子どものスポーツ振興**に力を入れてた運営を目指します。

子どもの体力の向上に寄与するプログラムを提供します。



子ども体操教室の開催

## 【教室プログラム一覧】(案)

### ヨガ教室

ゆったりと身体を動かしながら心身のバランスを整え、シェイプアップ効果が得られる、今最も人気のプログラム



### 太極拳教室

ゆるやかな動きを中心として健康法を用いた人気プログラム



### ハツラツ教室

運動不足や身体活動量の低下にともなう生活習慣病の予防及び転倒による骨折、寝たきり状態を予防し、市民の健康増進及び老後の豊かな生活を支援するプログラム



### タップダンス教室

靴底に金具をつけて、靴の爪先や踵（かかと）でリズムカルに床を踏み鳴らして踊るダンス



### 【競技団体・各種サークル団体の情報提供】

「スポーツを通じた学習の推進」、「スポーツによるコミュニティの促進」、「スポーツにふれあえる環境づくりの提供」が施策として挙げられています。

これを踏まえ**コミュニティボード等を設置**し、競技団体や各種サークル団体・ボランティアグループ等の活動内容を紹介する機会をつくります

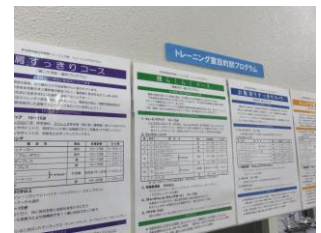


市内団体の案内

### 【目的別トレーニング方法の掲示】

トレーニング室には、運動不足解消やダイエット等、様々な目的の方が来館されますので、私たちはダイエットや筋力アップ等、目的別のトレーニング方法を作成します。

どのような方にも**適切なトレーニング方法が見つかり**、効果的に気持ちよくトレーニングに励むことのできる環境を構築します。



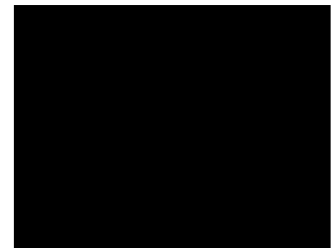
目的別トレーニングの掲示

### 【成果発表会の開催】

子どもダンス教室の参加者に成果発表会の場を提供し、利用者の定着化を図ります。

### 【イベントを通じた飽きの来ない施設づくり】

私たちは、七夕やハロウィン、クリスマス等、季節に応じたイベントを開催し、イベントを通じた飽きの来ない施設づくりに取り組みます。



## 施設の設置目的達成のための既存事業等の継承

### 【設置目的に合致した取組み】

施設の設置目的「市民の憩いの場を設け、あわせて市民の体位の向上に寄与」を実現するため、様々な事業を行います。この設置目的を実現すべく、本施設の運営に全力で取り組みます。

### 【吹田市水泳連盟との連携】

吹田市水泳連盟は、昭和 37 年、片山市民プールの竣工と同時に結成し、設立当初より市民水泳教室や水泳大会を開催し、子ども達の泳力向上や健全育成をはじめ市民の健康づくりや生涯スポーツとしての水泳の普及、水泳指導者の養成に取り組んできました。

私たちは、当連盟が現在までに培われてきた素晴らしい実績と歴史に大きな敬意を払い、これまでの運営水準を守り、当連盟の発展に寄与することは指定管理者の責務であると感じています。

私たちは、当連盟と定期的な情報交換を行い、円滑な施設運営及び当連盟の事業への協力を行うことで**水泳振興の更なる向上**を目指します。



本施設内にある当連盟事務室

### 【吹田市体育協会との連携】

吹田市体育協会は、市内 36 の加盟団体を統括する市のスポーツ振興の中核団体であり、本施設の指定管理者には当協会との協働によるスポーツ振興への取り組みが求められていると認識しています。

### 【大規模大会の開催支援】

片山市民プールにおいて毎年、吹田市水泳連盟を中心に、市民水泳大会が開催されております。私たちは、現指定管理期間、大会の開催に全面的に協力します。



大会開催をバックアップ

## 利用者ニーズの反映

### 【幅広い利用者意見・要望の収集策】

利用者からの要望・苦情は、「**情報の宝庫**」という認識のもと、年に1回の「利用者アンケート」や施設内への「お客様の声BOX」の設置、「利用者懇談会」の開催等により様々な角度から意見を聴取する機会を設けます。

利用者アンケート

お客様の声BOX

運営協議会

利用者からのご意見・ご要望・クレームを業務改善に

### 【利用者満足度を高める為の利用者懇談会の開催】

私たちは、市、利用団体、指定管理者の枠組みで**利用者懇談会を実施**いたします。様々な要望や意見を汲み取り、満足度の高い利用者本位の運営を行います。

利用者の要望・意見のヒアリング

### 【利用者意見の実現】

利用者の立場に立つと、意見・要望を挙げるだけでなく、その意見・要望が**実際に反映されること**が重要です。

このように自身の挙げた意見・要望が実現することで利用環境の改善に繋がるだけでなく、利用者との信頼関係を築くことができます。

### 【定期的な運動教室の見直し】

運動教室は、サービス向上、品質向上を図る為、**3ヶ月に1度見直し**を行います。飽きることなく継続できるよう、利用者目線で教室を展開するよう努めます。

教室内容の見直し

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加すること。



令和5年10月23日

吹田市長 後藤 圭二 様

株式会社サンアメニティ  
代表取締役 吉澤 幸夫



## 顛末書

このたび、吹田市立北千里市民プール従業員に対し、給与支払いについて遅延及び個人情報取扱い不備が発生いたしました。給与支払い遅延、個人情報取扱い不備について下記のとおりご報告いたします。

### 記

#### 1. 発生時期

給与支払い遅延 令和5年7月31日・8月31日支給分  
個人情報書類取扱い不備 令和5年7月～8月

#### 2. 場所

吹田市立北千里市民プール（大阪府吹田市藤白台5丁目5-2）  
株式会社サンアメニティ大阪支社（大阪府大阪市中央区南新町2丁目7番9）

#### 3. 内容

令和5年度吹田市立北千里市民プール業務において、以下の給与支払い遅延及び個人情報取扱い不備が発生しております。

- ・7月10日締7月31日給与支給対象者 8名
- ・8月10日締8月31日給与支給対象者 3名 ※延べ11名（実対象者9名）

7月31日遅延者8名のうち4名は8月末に現金で支給。他4名は8月31日及び9月11日に対象者の銀行口座へ支給を行いました。

また、8月31日遅延者3名のうち、1名は9月11日、他2名は9月30日に銀行口座へ支給を行いました。

また、1名の方について、個人情報書類紛失の事態が発生いたしました。

#### 4. 内容のご説明及び要因

弊社、採用手順により面接時に採用必要書類を一式採用者に渡し、その採用必要書類の回収をもって給与支給の運びとなりますが、手続き期日までに採用書類の回収ができず支給期日に支給ができず遅延が生じていました。

従業員への給与支給は採用必要書類で申告頂いた口座への支給を原則としており、7月31日、支給予定の方について、口座支給手続き都合上、次回支給日（令和5年8月31日）に合わせ、

ご本人確認の上、合算支給の対応となりました。対象者8名の遅延者の内、早期支給を申し出た4名の方に対し、8月25日及び8月30日に現金支給を行いました。

また、8月10日締め8月31日支給の給与についても3名の方に遅延が発生し、1名は9月11日に支給、2名の方は9月30日の支給となりました。

なお、遅延等に至った方の対応内容（個人別）について、下記にご説明させていただきます。

---

#### 個人別対応内容

---

##### (1) 受付（●●●●●●●●さん）【誓約書・労働条件通知書押印漏れ】

---

- ・7月上旬 採用書類が郵送で大阪事務所に届く。
- ・7月18日 大阪事務所（●●●●●●●●）より、不備書類2点について現場責任者（●●●●●●●●）に社内メールで伝達。  
間に合わなければ支給ができない旨を併せて伝達。
- ・7月26日頃 現場責任者（●●●●●●●●）より本人へ伝達。
- ・7月下旬・8月上旬 ●●●●●●●●より●●●●●●●●へ進捗状況を確認。現場責任者（●●●●●●●●）は、本人に伝えたがまだ取得出来ていないことを確認。
- ・8月25日 給与振込不可のため、現金支給とした。但し、勤務日の都合により手渡しは8月30日となる。

※上記経緯について、ご本人と連絡がつかず、大阪事務所（●●●●●●●●）、現場責任者（●●●●●●●●）の報告による。

##### (2) 監視員（●●●●●●●●さん）【住民票未提出】

---

- ・6月末 北千里市民プール現地にて面接。（面接者は●●●●●●●●）採用書類一式とともにマイナンバー提供のための封筒を併せて渡す。マイナンバー封筒にて東京本社に書類提出を頂く。  
採用書類が東京本社に届く。東京本社で住民票が無いことを確認。  
東京本社と大阪事務所が連絡、東京本社に郵送された書類一式を大阪事務所に郵送するよう大阪より東京本社に要請。
- ・7月上旬 大阪事務所に書類一式着。住民票が無いことを確認。
- ・7月18日 大阪事務所（●●●●●●●●）より、住民票が無いことを現場責任者（●●●●●●●●）に社内メールで伝達。  
間に合わなければ支給ができない旨を併せて伝達。
- ・7月28日 北千里プール巡回時の●●●●●●●●にご本人より、給与明細が届いていないと申し出があり、●●●●●●●●はご本人に書類提出済か確認。提出したと申し出たため振込確認を依頼。
- ・8月8日 現場責任者（●●●●●●●●）にご本人より給与の振込は無かったと申し出

る。その際、採用書類の住民票が不備であることが告げられたが、提出済と申し出る。本社及び大阪で確認できなかったため現場責任者（●）より、住民票を再度取得頂くようご本人に依頼。

- ・ 8月12日 現場責任者（●）へご本人が住民票を提出。併せて給与支給を要望される。
- ・ 8月16日 大阪事務所で住民票を確認。即日本社へ郵送。
- ・ 8月18日 本社確認。
- ・ 8月21日 大阪事務所より、東京本社に早期支給可能かを確認するが、不可との回答。本人への意思確認により現金支給の準備を行う。
- ・ 8月25日 現金支給を行う。

7月28日、給与明細が無く、ご本人の申出により確認に至る。8月8日、現場責任者（●）に給与振込が無いことを確認するまで、ご本人に不備書類の伝達がされていなかった。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所（●）、現場責任者（●）の報告による。

### (3) 監視員（●）さん【住民票未提出】

- ・ 7月18日 大阪事務所（●）より、住民票が未提出であることを現場責任者（●）に伝達。
- ・ 8月5日頃 住民票未提出であることを現場責任者（●）より本人へ伝達。
- ・ 8月21日 採用書類が回収できていなかったため、現場責任者（●）は、7月31日支給分は、8月31日支給になることをご本人に確認。了承を頂く。
- ・ 8月23日 現場責任者（●）が預かり、書類を大阪事務所に郵送。
- ・ 8月25日 大阪事務所確認。先行して採用書類データを本社に送信。
- ・ 8月31日 7月31日支給分について口座支給を行う。

※上記経緯について、ご本人と連絡がつかず、大阪事務所（●）、現場責任者（●）の報告による。

### (4) 監視員（●）さん【履歴書写真未提出】

- ・ 6月下旬 アルバイトスタッフ（●）の紹介で勤務を開始する。採用書類は、現場副責任者（●）が手渡す。ご本人が大阪事務所に郵送で採用書類を提出。
- ・ 7月18日 大阪事務所（●）より、履歴書写真が無いことを現場責任者（●）に社内メールで伝達。間に合わなければ支給ができない旨合せて伝達。
- ・ 8月中旬頃 ご本人が、現場責任者（●）に7月末支給分の給与振り込みが無いことを申告したところ、現場責任者（●）より、大阪事務所

(●)に確認するよう伝えられる。

- ・ 8月19日           ご本人は、(●)に電話連絡し、給与支給が無いことを申告。その際、大阪事務所 (●)より履歴書の添付証明写真が無いことを告げられるが、ご本人は、写真は封筒内に入れていたと申し出る。大阪事務所 (●)は、送付封筒内に写真があるのを発見。即日東京本社へ送付。ご本人は、給与の早期支給を要望。
- ・ 8月21日           大阪事務所より、東京本社に早期支給を確認したが、口座へ早期支給は不可との回答。ご本人要望により、現金で支給を行うこととした。
- ・ 8月25日           7月31日支給分について現金支給を行う。

8月中旬、ご本人より、給与明細が無く、振込が無い申し出があり確認。8月中旬までの間、ご本人への履歴書写真不備の明確な伝達が無く、不備書類の回収ができておらず、給与の遅延にまりました。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所 (●)、現場責任者 (●)の報告による。

(5) 監視員 (●さん) 【通帳指定記入・通帳コピー・住民票・労働条件通知書未提出】

- ・ 6月下旬           アルバイトスタッフ (●)の紹介で勤務を開始する。採用書類は、現場責任者 (●)が手渡す。
- ・ 8月21日           大阪事務所 (●)から、現場責任者 (●)へ採用書類の提出確認を行うよう伝達。
- ・ 8月25日           採用書類は未提出であったが、勤務確認・給与未払いが確認できたので、7月31日支給分について現金支給を行う。その際、現場責任者 (●)が、ご本人に書類未提出の伝達と提出指示を行う。

ご本人は、8/25までの期間、採用書類提出指示の伝達は無かったと記憶しており、採用書類回収ができておらず、給与の遅延となった。採用書類は、8/25～8/31の間でご本人が大阪事務所に郵送した。大阪事務所書類の確認が出来ていなかったが、9月30日に8月31日支給分、9月30日支給分について口座支給を行った。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所 (●)、現場責任者 (●)の報告による。

(6) 監視員 (●さん) 【通帳指定記入・通帳コピー・住民票・労働条件通知書未提出】

- ・ 6月下旬           昨年度、同業務経験者のライングループの連絡で現地勤務を開始。事前の従事者研修に参加、その際採用書類一式を受け取る。
- ・ 日程不明           現場責任者 (●)より、採用書類未提出であることを伝達する。
- ・ 9月上旬           採用書類を大阪事務所にご本人が郵送。
- ・ 9月上旬           7月31日分・8月31日支給分を9月11日に口座より支給。
- ・ 9月上旬           採用書類確認。

7月31日分・8月31日分を9月11日に支給を行った。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所（●●●●）、現場責任者（●●●●）の報告による。

（7）監視員（●●●●さん）【通帳指定記入・通帳コピー・住民票・労働条件通知書未提出】

- ・7月下旬 本人より採用書類が未提出であると現場責任者（●●●●）に申告。現場責任者（●●●●）は、提出指示を行う。
- ・7月31日 採用書類の提出が無いため支給が出来ていなかった。
- ・8月中旬 ご本人より、現場責任者（●●●●）に採用書類の提出があり、現場より、大阪事務所に郵送。
- ・8月16日 大阪事務所で採用書類を確認。即日東京本社へ郵送を行う。
- ・8月18日 本社書類確認。
- ・8月21日 大阪事務所より、東京本社に早期支給を確認したが、口座へ早期支給は不可との回答。ご本人に8月31日支給になることを確認。了承を頂く。
- ・8月31日 7月31日支給分について口座支給を行う。

※上記経緯について、ご本人と連絡がつかず、大阪事務所（●●●●）、現場責任者（●●●●）の報告による。

（8）監視員（●●●●さん）【通帳指定記入・通帳コピー・住民票・労働条件通知書未提出】

- ・6月下旬 ご本人より、大阪事務所（●●●●）に電話連絡があり、今年度の勤務希望を伝える。大阪事務所（●●●●）は、昨年度雇用経験があるため勤務を了承。採用書類は、現場責任者（●●●●）が手渡す。
- ・時期未定 ご本人より、採用書類が未提出であると現場責任者（●●●●）に申告し、採用書類の提出を指示される。  
(ご本人は、現場責任者へ申告時期等は覚えていません。)  
現場責任者（●●●●）は、採用書類の提出指示を行う。
- ・7月31日 採用書類の提出が無いため支給が出来ていなかった。
- ・8月中旬 現場責任者（●●●●）に採用書類を提出。
- ・8月16日 大阪事務所にて採用書類を確認。即日東京本社へ郵送を行う。
- ・8月18日 東京本社書類確認。
- ・8月21日 大阪事務所より、東京本社に早期支給を確認したが、口座へ早期支給は不可との回答。ご本人に8月31日支給になることを確認。了承を頂く。
- ・8月31日 7月31日支給分について、口座より支給を行う。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所（●●●●）、現場責任者（●●●●）の報告による。

(9) 監視員 ( ) 【採用書類一式未確認】

- ・7月上旬 北千里市民プール現地で面接を行う。面接は、現場責任者 ( ) が実施。
- ・7月下旬 本人より現場責任者 ( ) へ採用書類を提出。  
現場責任者 ( ) が採用書類を大阪事務所に郵送を行う。
- ・8月下旬 大阪事務所 ( ) で該当書類の確認ができず、ご本人へ再度書類を用意していただくよう依頼。
- ・8月31日 採用書類の再度回収ができておらず、給与支給が遅延となった。
- ・9月下旬 採用書類確認のうえ、9月30日に8月31日支給、9月30日支給分の給与について口座支給を行った。

一度採用書類を提出されたが、採用書類の確認ができず書類紛失となっていました。なお、ご本人の申し出より、紛失に伴う謝罪として現場責任者 ( ) より金銭三千円を受け取ったと申告がございました。現場責任者 ( ) のヒアリングでは、金銭を渡した事実は確認できておりません。弊社として、現場責任者 ( ) と対象者 ( ) さんに対しヒアリングを実施し、事実確認を行いました。現在、双方の申し出に相違が生じていることを確認しています。しかしご本人及び対象者へのヒアリング、現場責任者 ( ) に対するヒアリングから、現場責任者 ( ) が ( ) さんご本人に金銭を渡した可能性も否定できないと考えます。新たに事実確認ができ次第ご報告させて頂く所存です。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所 ( )、現場責任者 ( ) の報告による。

## 5. 原因について

### (1) 採用必要書類回収遅延に至る原因

採用書類の未回収について、社より現場への伝達遅れ、現場から従業員への連絡・回収に至るまでの経緯で不備があったと確認いたしました。対象者に対し、採用書類不備の伝達が行われていなかったことが原因として挙げられます。対象者に対し、社、現場、従業員間の必要事項の連絡不備に至る要因は、伝達指示者の認識不足により、必要事項が対象者に伝達されていなかったことが書類回収遅延の原因でございます。

社より現場への伝達遅れについては、給与支給期日を見越し、集約しての伝達としていましたが、誤認識であり、現場への即時通知が実施できていなかったことが原因です。書類不備の伝達及び確認、書類回収の確認について随時現場と確認することができておらず、回収の遅れとなりました。

現場から従業員への伝達の未達については、対象者に書類不備、未提出の伝達が明確にされておらず、書類回収の遅延となりました。書類不備や、未提出の対象者に対し、伝達する意識を欠いていたことが要因として挙げられ、対象者に対し、電話やメールなども活用し、早期に伝達する意識や、一度伝達しても再度個別に連絡をするなど、伝達が徹底がされておらず、書類の回収に至らなかったことが回収遅延原因として挙げられます。

## (2) 給与支払い遅延の原因

規定の給与支払日に支給が出来なかった原因は、採用書類の回収をもって給与支給と規定しており、書類の不備、未回収により給与遅延が発生しました。給与支給が1ヶ月後等遅くなった原因は、弊社の口座支給の手続き上の日程に順じて随時支給を行ったため、通常通りの支給が出来ず遅延となっていました。書類不備に関わらず、通常通り支給をするべきであったと考えます。

## (3) 書類紛失の原因

従業員1名の方について、現場責任者から大阪事務所へ郵送した郵便物が大阪事務所では確認ができず、紛失となりました。

その原因は現場での受取記録、大阪事務所の受取記録がなされておらず、誰の・どの書類を・いつ郵送または受取ったかという記録が不十分であり、郵送物の追跡・受取確認ができないといったことが原因となります。

上記の原因について、大阪事務所業務担当(●)・現場責任者(●)の書類回収、給与支給にいたる業務認識が甘く、本来行うべき業務を確実に遂行していなかったことに起因しますが、本社としましても、管理監督・業務確認・指導が不十分であったため、給与の遅延や採用書類の紛失という事態に至り、従業員に多大なご迷惑をお掛けすることとなりました。

## (4) 申し出相違の原因

この度、対象者に対する事実確認のヒアリングを通じて、書類不備、未提出者の必要事項の伝達時期など、現場責任者(●)と対象者の申し出が異なることが散見しました。一様に対象者が故意に異なる申告をすることは極めて考えにくく、現場より対象者に必要事項を伝達していなかった、伝達したが伝わっていなかったと考えざるをえません。対象者が認識していなければ伝達は無かったと同義であると考えます。

申し出相違の要因は、現場におけるコミュニケーションの著しい不足があったものと認識いたします。対象者のヒアリングからは、書類不備等の必要事項の伝達が、聞かされていなかった、というお声が多くありました。弊社、現場を預ける責任者と管理監督する部署のコミュニケーションも同様で、その様な状況を確認し、営業期間中に対策を講じることができなかったことが原因としてございます。

## 6. 今後の対応策について

法令順守の精神は社員研修の場で教育を実施しています。しかし、今回はこのような結果になったという事は、まだまだ認識及び社員教育が徹底されていなかったものといえます。

弊社では、夏プール開始前に関西地区責任者を集合させた責任者会議を実施しており、(本年度は5月30日実施)そこでは、採用に関する事、安全管理に関する事、危機管理に関する事等の研修を実施しています。

研修担当には、弊社の事業責任者である取締役事業本部長が実施しておりますが、今後においては、労働基準法含めた労務管理部分に限り、弊社取締役管理本部長が実施します。法令順守を大原則とし、現場責任者へ労務管理に関するマニュアルに則った運用の再徹底を図り、下記の改善を行なってまいります。

#### (1) 採用書類回収方法の改善

- ①採用書類のお渡し時、採用者と必要書類の確認を行うことを徹底いたします。
- ②採用者について、現場面接の採用者は採用条件連絡者リストを作成し、本社と採用者について情報を共有し、書類回収対象者の確認ができるよう改善いたします。
- ③採用書類の回収方法について、現場回収の後、東京本社管理本部に郵送する手順に変更し、管理本部が書類確認を行います。
- ④採用書類の現場回収時、現場責任者及び副責任者がダブルチェックを行い、回収書類に漏れがないかの確認を行います。  
また書類回収者の回収日と回収状況を記録し、東京本社に郵送するよう徹底いたします。
- ⑤採用書類の開封は、東京本社管理本部長又は管理本部総務課長が行い、書類不備があった場合即日現場責任者に伝達し、回収を行う手順に変更いたします。  
また、回収状況を随時確認いたします。
- ⑥書類不備者について、現場から本人への伝達時期がいつ行われたかを記録し、東京本社と情報共有のうえ、回収漏れが無いよう徹底いたします。
- ⑦郵便手段は、レターパック（赤）を指定の方法とし、郵便事故の可能性を極力少なくするようにいたします。

#### (2) 勤務についての改善

- ①書類提出が完了した方のみ勤務していただくという社規定に則り、提出状況を東京本社と現場で共有し、徹底いたします。
- ②万一、書類の行き違いや認識相違などにより、書類の不備不足が発覚した場合は、その時点で現場責任者が本人へメール及び電話等で連絡を行い、不備相当書類を明確に通知し、規定の給与支給日までに確実に提出させることを徹底いたします。

#### (3) 給与遅延についての改善

- ①採用書類回収方法の改善及び勤務の改善を行い、今後、給与遅延者を出さないよう徹底いたします。
- ②万が一書類不備者等の採用書類回収遅れが生じた場合であっても、書類不備に関わらず、通常通り支給を行う様に改善いたします。

#### (4) 個人情報の取扱いについての改善及び対応

採用書類という個人情報の紛失について、その事態を重く受け止め、今後同様の事態が発生しないよう以下の対策を講じます。



①当業務の担当者・現場責任者を変更し、採用書類の管理監督部門を直接東京本社管理本部が行うように変更いたします。

②個人情報保護について、個人情報を取り扱う従業員に対し事前に研修を行ない、従業員の個人情報についての意識、知識の向上に努めてまいります。

1) 個人情報保護法について従業員の理解統一

個人情報保護法について従業員および会社全体の理解統一を図るため、弊社マニュアルに則し、事前研修を受けた従業員が管理、現場の勤務を行なうよう徹底いたします。

2) 会社全体・現場ごとの問題と対策を確認する

個人情報の取扱いや管理が、会社と現場ごとで異なることの無いよう、事前に共有しながら、業務期間中は各現場で発生可能性がある問題を、現場・管理本部で共有し、リアルタイムで対応する体制を作っております。

3) 個人情報紛失・漏えい時の対処法について

個人情報の紛失や情報が漏えいした場合、相談窓口を管理本部に設置し、いつ・誰が・誰の（対象者）・どのような方法で回収したかを明確にし、紛失・漏洩の確認・対応策・対象者への対応を管理本部の指示のもとに対応するよう改善してまいります。

4) 個人情報書類の取扱いについて

採用書類の回収については、書類の最終到達地点である東京本社に郵送となりますが、回収後確認の上、即日本社郵送を基本とします。

数日保管が必要な場合は鍵付きのキャビネット（北千里市民プール現場では鍵付き金庫内）に保管します。

なお、北千里プールでの金庫の開錠は、現場責任者または副責任者のみとし、個人情報の紛失が生じないよう徹底してまいります。

(5) 現場動向の把握と改善

対象者の事実確認を通じて、現場責任者と従業員間で異なる申し出が見受けられました。現場管理について同様事態が発生しないよう、社及び現場体制の改善が必要と考えます。営業期間中に現場責任者が抱える問題点がある場合、報告できるツールをラインで設置し、社及び他現場責任者とも情報を共有し、解決策を講じ、対応できるよう対策を講じます。

社業務担当、現場責任者、現場スタッフと連携が図れるよう、業務担当は、営業期間中の現場巡回時に現場責任者及びスタッフから直接ヒアリングを実施し、現場が抱える問題点が無いか伺うようにいたします。営業期間中、週1回などの頻度を設けヒアリングを行い、現場責任者、アルバイトスタッフが抱える業務に対する問題点、スタッフ間の問題点、現場固有の問題点など意見を伺います。問題あると判断した場合、社業務担当は会社に報告を行い、即時対策を講じるようにいたします。

またこの度、現場責任者、スタッフ間でコミュニケーションが不足していたことが申し出の相違に繋がる要因としてあると考え、対策として現場責任者に対し、業務開始前に責任者研修を行い、面接時、採用内定時の書類説明、採用書類の回収方法について共有するとともに、スタッフとコミュニケーションが円滑に取れ、現場で連携した業務ができるよう、伝達しなければならない業務指示（業務内容の明確な指示、採用書類処理関係、帳票記録類の業務分担、売上金の取扱いなど）を明確にして業務開始するようにいたします。事前のコミュニケーション研修を実施し、話し方、伝え方、報連相があった場合の対応を確認し、現場責任者にふさわしい人材育成を行ってまいります。

この度、令和5年の北千里市民プール業務遂行において、従業員に対し給与の遅延、採用書類の紛失という重大な事態を発生させてしまい、弊社従業員並びに関係各位に多大なご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。労働基準法に反した行為、個人情報紛失という、あってはならない事態に至ってしまったことを重く受け止め、会社として二度と同様の事態が生じることのないよう対策を徹底し、従業員の皆様に安心して働いていただける環境づくりと人材育成を行い法令遵守のもと業務を遂行して参る所存です。

以上

令和5年12月5日

吹田市長 後藤 圭二 様

株式会社サンアメニティ  
代表取締役 吉澤 幸夫



## 顛末書

このたび、吹田市立北千里市民プール従業員に対し、給与支払いについて遅延及び個人情報取扱い不備が発生いたしました。令和5年10月23日付で提出した給与支払い遅延、個人情報取扱い不備について、追記のうえ下記のとおり再提出させていただきます。

### 記

#### 1. 発生時期

給与支払い遅延 令和5年7月31日・8月31日支給分

個人情報書類取扱い不備 令和5年7月～8月

#### 2. 場所

吹田市立北千里市民プール（大阪府吹田市藤白台5丁目5-2）

株式会社サンアメニティ大阪支社（大阪府大阪市中央区南新町2丁目7番9）

#### 3. 内容

令和5年度吹田市立北千里市民プール業務において、以下の給与支払い遅延及び個人情報取扱い不備が発生しております。

・7月10日締7月31日給与支給対象者 8名

・8月10日締8月31日給与支給対象者 3名 ※延べ11名（実対象者9名）

7月31日遅延者8名のうち4名は8月末に現金で支給。他4名は8月31日及び9月11日に対象者の銀行口座へ支給を行いました。

また、8月31日遅延者3名のうち、1名は9月11日、他2名は9月30日に銀行口座へ支給を行いました。

また、1名の方について、個人情報書類紛失の事態が発生いたしました。

#### 4. 内容のご説明及び要因

弊社、採用手順により面接時に採用必要書類を一式採用者に渡し、その採用必要書類の回収をもって給与支給の運びとなりますが、手続き期日までに採用書類の回収ができず支給期日に支給ができず遅延が生じていました。

従業員への給与支給は採用必要書類で申告頂いた口座への支給を原則としており、7月31日、支給予定の方について、口座支給手続き都合上、次回支給日（令和5年8月31日）に合わせ、

ご本人確認の上、合算支給の対応となりました。対象者8名の遅延者の内、早期支給を申し出た4名の方に対し、8月25日及び8月30日に現金支給を行いました。

また、8月10日締め8月31日支給の給与についても3名の方に遅延が発生し、1名は9月11日に支給、2名の方は9月30日の支給となりました。

なお、遅延等に至った方の対応内容（個人別）について、下記にご説明させていただきます。

---

#### 個人別対応内容

---

##### (1) 受付（●●●●さん）【誓約書・労働条件通知書押印漏れ】

---

- ・7月上旬 採用書類が郵送で大阪事務所に届く。
- ・7月18日 大阪事務所（●●●●）より、不備書類2点について現場責任者（伊藤）に社内メールで伝達。  
間に合わなければ支給ができない旨を併せて伝達。
- ・7月26日頃 現場責任者（●●●●）より本人へ伝達。
- ・7月下旬・8月上旬 ●●●●より●●●●へ進捗状況を確認。現場責任者（●●●●）は、本人に伝えたがまだ取得出来ていないことを確認。
- ・8月25日 給与振込不可のため、7月31日支給分について現金支給とした。但し、勤務日の都合により手渡しは8月30日となる。

※上記経緯について、ご本人と連絡がつかず、大阪事務所（●●●●）、現場責任者（●●●●）の報告による。

##### (2) 監視員（●●●●さん）【住民票未提出】

---

- ・6月末 北千里市民プール現地にて面接。（面接者は●●●●）採用書類一式とともにマイナンバー提供のための封筒を併せて渡す。マイナンバー封筒にて東京本社に書類提出を頂く。  
採用書類が東京本社に届く。東京本社で住民票が無いことを確認。東京本社と大阪事務所が連絡、東京本社に郵送された書類一式を大阪事務所に郵送するよう大阪より東京本社に要請。
- ・7月上旬 大阪事務所に書類一式着。住民票が無いことを確認。
- ・7月18日 大阪事務所（●●●●）より、住民票が無いことを現場責任者（●●●●）に社内メールで伝達。  
間に合わなければ支給ができない旨を併せて伝達。
- ・7月28日 北千里プール巡回時の●●●●にご本人より、給与明細が届いていないと申し出があり、●●●●はご本人に書類提出済か確認。提出したと申し出たため振込確認を依頼。
- ・8月8日 現場責任者（●●●●）にご本人より給与の振込は無かったと申し出

る。その際、採用書類の住民票が不備であることが告げられたが、提出済と申し出る。本社及び大阪で確認できなかったため現場責任者（ ）より、住民票を再度取得頂くようご本人に依頼。

- ・ 8月12日 現場責任者（ ）へご本人が住民票を提出。併せて給与支給を要望される。
- ・ 8月16日 大阪事務所で住民票を確認。即日本社へ郵送。
- ・ 8月18日 本社確認。
- ・ 8月21日 大阪事務所より、東京本社に早期支給可能かを確認するが、不可との回答。本人へ意思確認により現金支給の準備を行う。
- ・ 8月25日 7月31日支給分について現金支給を行う。

7月28日、給与明細が無く、ご本人の申出により確認に至る。8月8日、現場責任者（ ）に給与振込が無いことを確認するまで、ご本人に不備書類の伝達がされていなかった。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所（ ）、現場責任者（ ）の報告による。

### (3) 監視員（ ）さん【住民票未提出】

---

- ・ 7月18日 大阪事務所（ ）より、住民票が未提出であることを現場責任者（ ）に伝達。
- ・ 8月5日頃 住民票未提出であることを現場責任者（ ）より本人へ伝達。
- ・ 8月21日 採用書類が回収できていなかったため、現場責任者（ ）は、7月31日支給分は、8月31日支給になることをご本人に確認。了承を頂く。
- ・ 8月23日 現場責任者（ ）が預かり、書類を大阪事務所に郵送。
- ・ 8月25日 大阪事務所確認。先行して採用書類データを本社に送信。
- ・ 8月31日 7月31日支給分について口座支給を行う。

※上記経緯について、ご本人と連絡がつかず、大阪事務所（ ）、現場責任者（ ）の報告による。

### (4) 監視員（ ）さん【履歴書写真未提出】

---

- ・ 6月下旬 アルバイトスタッフ（ ）の紹介で勤務を開始する。採用書類は、現場副責任者（ ）が手渡す。ご本人が大阪事務所に郵送で採用書類を提出。
- ・ 7月18日 大阪事務所（ ）より、履歴書写真が無いことを現場責任者（ ）に社内メールで伝達。間に合わなければ支給ができない旨合せて伝達。
- ・ 8月中旬頃 ご本人が、現場責任者（ ）に7月末支給分の給与振り込みが無いことを申告したところ、現場責任者（ ）より、大阪事務所

- ) に確認するよう伝えられる。
- ・ 8月19日           ご本人は、●)に電話連絡し、給与支給が無いことを申告。その際、大阪事務所(●)より履歴書の添付証明写真が無いことを告げられるが、ご本人は、写真は封筒内に入れていたと申し出る。大阪事務所(●)は、送付封筒内に写真があるのを発見。即日東京本社へ送付。ご本人は、給与の早期支給を要望。
  - ・ 8月21日           大阪事務所より、東京本社に早期支給を確認したが、口座へ早期支給は不可との回答。ご本人要望により、現金で支給を行うこととした。
  - ・ 8月25日           7月31日支給分について現金支給を行う。

8月中旬、ご本人より、給与明細が無く、振込が無い申し出があり確認。8月中旬までの間、ご本人への履歴書写真不備の明確な伝達が無く、不備書類の回収ができておらず、給与の遅延に至りました。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所(●)、現場責任者(●)の報告による。

(5) 監視員(●)さん【通帳指定記入・通帳コピー・住民票・労働条件通知書未提出】

- ・ 6月下旬           アルバイトスタッフ(●)の紹介で勤務を開始する。採用書類は、現場責任者(●)が手渡す。
- ・ 8月21日           大阪事務所(●)から、現場責任者(●)へ採用書類の提出確認を行うよう伝達。
- ・ 8月25日           採用書類は未提出であったが、勤務確認・給与未払いが確認できたので、7月31日支給分について現金支給を行う。その際、現場責任者(●)が、ご本人に書類未提出の伝達と提出指示を行う。

ご本人は、8/25までの期間、採用書類提出指示の伝達は無かったと記憶しており、採用書類回収ができておらず、給与の遅延となった。採用書類は、8/25～8/31の間でご本人が大阪事務所に郵送した。大阪事務所で書類の確認が出来ていなかったが、9月30日に8月31日支給分、9月30日支給分について口座支給を行った。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所(●)、現場責任者(●)の報告による。

(6) 監視員(●)さん【通帳指定記入・通帳コピー・住民票・労働条件通知書未提出】

- ・ 6月下旬           昨年度、同業務経験者のライングループの連絡で現地勤務を開始。事前の従事者研修に参加、その際採用書類一式を受け取る。
- ・ 日程不明           現場責任者(●)より、採用書類未提出であることを伝達する。
- ・ 9月上旬           採用書類を大阪事務所にご本人が郵送。
- ・ 9月上旬           7月31日分・8月31日支給分を9月11日に口座より支給。
- ・ 9月上旬           採用書類確認。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所（●●●）、現場責任者（●●●）の報告による。

(7) 監視員（●●●さん）【通帳指定記入・通帳コピー・住民票・労働条件通知書未提出】

- ・7月下旬 本人より採用書類が未提出であると現場責任者（●●●）に申告。  
現場責任者（●●●）は、提出指示を行う。
- ・7月31日 採用書類の提出が無いため支給が出来ていなかった。
- ・8月中旬 ご本人より、現場責任者（●●●）に採用書類の提出があり、現場より、大阪事務所に郵送。
- ・8月16日 大阪事務所で採用書類を確認。  
即日東京本社へ郵送を行う。
- ・8月18日 本社書類確認。
- ・8月21日 大阪事務所より、東京本社に早期支給を確認したが、口座へ早期支給は不可との回答。ご本人に8月31日支給になることを確認。了承を頂く。
- ・8月31日 7月31日支給分について口座支給を行う。

※上記経緯について、ご本人と連絡がつかず、大阪事務所（●●●）、現場責任者（●●●）の報告による。

(8) 監視員（●●●さん）【通帳指定記入・通帳コピー・住民票・労働条件通知書未提出】

- ・6月下旬 ご本人より、大阪事務所（●●●宛）に電話連絡があり、今年度の勤務希望を伝える。大阪事務所（●●●）は、昨年度雇用経験があるため勤務を了承。採用書類は、現場責任者（●●●）が手渡す。
- ・時期未定 ご本人より、採用書類が未提出であると現場責任者（●●●）に申告し、採用書類の提出を指示される。  
(ご本人は、現場責任者へ申告時期等は覚えていません。)  
現場責任者（●●●）は、採用書類の提出指示を行う。
- ・7月31日 採用書類の提出が無いため支給が出来ていなかった。
- ・8月中旬 現場責任者（●●●）に採用書類を提出。
- ・8月16日 大阪事務所にて採用書類を確認。即日東京本社へ郵送を行う。
- ・8月18日 東京本社書類確認。
- ・8月21日 大阪事務所より、東京本社に早期支給を確認したが、口座へ早期支給は不可との回答。ご本人に8月31日支給になることを確認。了承を頂く。
- ・8月31日 7月31日支給分について、口座より支給を行う。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所（●●●）、現場責任者（●●●）の報告による。

(9) 監視員 ( ) さん 【採用書類一式未確認】

- ・7月上旬 北千里市民プール現地で面接を行う。面接は、現場責任者 ( ) が実施。
- ・7月下旬 本人より現場責任者 ( ) へ採用書類を提出。  
現場責任者 ( ) が採用書類を大阪事務所に郵送を行う。
- ・8月下旬 大阪事務所 ( ) で該当書類の確認ができず、ご本人へ再度書類を用意していただくよう依頼。
- ・8月31日 採用書類の再度回収ができず、給与支給が遅延となった。
- ・9月下旬 採用書類確認のうえ、9月30日に8月31日支給、9月30日支給分の給与について口座支給を行った。

一度採用書類を提出されたが、採用書類の確認ができず書類紛失となっていました。なお、ご本人の申し出より、紛失に伴う謝罪として現場責任者 ( ) より金銭三千円を受け取ったと申告がございました。弊社として、対象者 ( ) さんに対しヒアリングを実施し、社よりご本人様に謝罪をさせて頂きました。なお、弊社で、現場責任者 ( ) に対し、上記事案確認後、事実隠蔽が無いか、計6度にわたり本人ヒアリングを実施いたしましたが、本人から渡したという供述は得られておりません。

現場責任者 ( ) は、( ) さんに対し、給与遅延と書類紛失について、業務遂行において自身の至らなかった点があり、深く反省をしております。

※上記経緯について、ご本人、大阪事務所 ( )、現場責任者 ( ) の報告による。

## 5. 原因について

### (1) 採用必要書類回収遅延に至る原因

採用書類の未回収について、社より現場への伝達遅れ、現場から従業員への連絡・回収に至るまでの経緯で不備があったと確認いたしました。対象者に対し、採用書類不備の伝達がされていなかったことが原因として挙げられます。対象者に対し、社、現場、従業員間の必要事項の連絡不備に至る要因は、伝達指示者の認識不足により、必要事項が対象者に伝達されていなかったことが書類回収遅延の原因でございます。

社より現場への伝達遅れについては、給与支給期日を見越し、集約しての伝達としていましたが、誤認識であり、現場への即時通知が実施できていなかったことが原因です。書類不備の伝達及び確認、書類回収の確認について随時現場と確認することができておらず、回収の遅れとなりました。

現場から従業員への伝達の未達については、対象者に書類不備、未提出の伝達が明確にされておらず、書類回収の遅延となりました。書類不備や、未提出の対象者に対し、伝達する意識を欠いていたことが要因として挙げられ、対象者に対し、電話やメールなども活用し、早期に伝達する意識や、一度伝達しても再度個別に連絡をするなど、伝達の徹底がされておらず、書類の回収に至らなかったことが回収遅延原因として挙げられ



ます。

## (2) 給与支払い遅延の原因

規定の給与支払日に支給が出来なかった原因は、採用書類の回収をもって給与支給と規定しており、書類の不備、未回収により給与遅延が発生しました。給与支給が1ヶ月後等遅くなった原因は、弊社の口座支給の手続き上の日程に順じて随時支給を行ったため、通常通りの支給が出来ず遅延となっていました。書類不備に関わらず、通常通り支給をするべきであったと考えます。

また、弊社給与支給の規定として、採用書類の回収をもって支給を前提としていたため、書類未提出者、書類不備者対し、給与の支給を行わなかったことが原因として挙げられます。書類未回収は現場担当、及び現場責任者の業務不備であります。社として、働いた従業員に対し、給与を支給する手順において、法令よりも社規定を優先して業務を行っていたことが給与遅延の要因に挙げられます。支給遅延の該当者に対し、謝罪の念と、認識を改め、今後、採用者の書類を回収することを前提とし、業務に不備があった場合でも速やかに支給するよう改善してまいります。

## (3) 書類紛失の原因

従業員1名の方について、現場責任者から大阪事務所へ郵送した郵便物が大阪事務所で確認ができず、紛失となりました。

その原因は現場での受取記録、大阪事務所の受取記録がなされておらず、誰の・どの書類を・いつ郵送または受取ったかという記録が不十分であり、郵送物の追跡・受取確認ができないといったことが原因となります。

上記の原因について、大阪事務所業務担当(●)・現場責任者(●)の書類回収、給与支給にいたる業務認識が甘く、本来行うべき業務を確実に遂行していなかったことに起因しますが、本社としましても、管理監督・業務確認・指導が不十分であったため、給与の遅延や採用書類の紛失という事態に至り、該当者に多大なご迷惑をお掛けすることとなりました。

## (4) 申し出相違の原因

この度、対象者に対する事実確認のヒアリングを通じて、書類不備、未提出者の必要事項の伝達時期など、現場責任者(●)と対象者の申し出が異なることが散見しました。一様に対象者が故意に異なる申告をすることは極めて考えにくく、現場より対象者に必要事項を伝達していなかった、伝達したが伝わっていなかったと考えられます。その現場体制を把握できなかった社の運営体制が原因と考えます。書類不備、未提出の対象者が認識していなければ伝達は無かったと同義であると考えます。

申し出相違の要因は、社、現場と従業員間のコミュニケーションの不足があったものと認識いたします。対象者のヒアリングからは、書類不備等の必要事項の伝達が、聞かされていなかった、というお声が多くありました。弊社、現場を預ける責任者と管理監

督する業務担当のコミュニケーションも同様に不十分で、業務伝達が円滑に行われなかったことが原因と捉えています。

## 6. 本社責任と関係者処分について

### (1) 給与遅延に関する本社の責任

7月10日締めタイムカードについて、本社は、7月25日に確認。書類未提出者、不備者について確認し業務担当に連絡。社規定により書類未提出者、不備者に対し、書類回収の連絡を行い、回収指示はおこなったが、給与支給、準備を行わなかった。本社着の書類回収をもって給与支給としており未提出者、不備者に対し、次月送り（次回支給日に合算して支給する）とし、7月25日の時点で未払い発生者が生じることを確認。

また8月に入り、採用書類提出が遅れてはいたが、採用書類が揃った方より、早期支給要請に対して口座振り込みの対応理由ではありますが、柔軟に対応ができず、未払いとなり、一部現金支給を行うに至りました。本社着の採用書類の回収をもって給与支給は、社規定対応ですが、現場業務不備の対応が社規定を優先してしまい、法令遵守がなされず、給与支給遅延となりました。社規定を優先してしまった背景には、ご本人確認できない方への給与支給はしないという体制がありました。その考えは誤った認識であり、その責任は重大であると考えています。該当者に深くお詫び申し上げるとともに、今後このような事を起こさない様、改善してゆく所存です。

### (2) 書類紛失に関する本社の責任

運営体制について、現場責任者の1名体制で期間を運営しており、責任者の休日など不在時には、副責任者が業務を代行していました。しかし実質的に、現場の業務管理、労務管理、経理管理を総括していたのは現場責任者であり、日々の監視業務体制、勤怠管理、売上金や経費等の現場経理を、1名の現場責任者による業務遂行は各業務の管理体制として不十分な体制でありました。そのような不十分な体制の把握と適材適所、人員を配置し、業務分担をするような体制強化を図れず、現場責任者の業務過多が一つの要因と考えます。また、採用書類など回収物の記録、郵便物の郵便記録、記録の保管期間など十分な人材教育、徹底が出来ておらず、どの時点で書類が紛失に至ったかの確認ができないことは、個人情報取扱の重要性に関する教育、徹底が出来ていなかったことを認識し、公的施設で個人情報紛失を発生させた責任は重大であると考え、今後改善してゆく所存です。

### (3) 関係者の処分について

- ・ 関西圏業務統括する関西事業部、業務担当 ●●●●  
 厳重注意及び労務、個人情報取扱について再教育を実施する。
- ・ 現場業務統括する現場責任者 ●●●●

現場責任者の管理不足の責任として、吹田市業務の責任者業務を行わない。業務遂行のための労務、個人情報取扱についての再教育を実施する。

## 7. 今後の対応策について

この度、従業員の給与遅延及び個人情報書類の紛失があり対象者並びに関係各位に多大なご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。

次年度の同施設選定期間にこのような事態を発生させてしまい、事の重大さを重く受け止めており、心よりお詫び申し上げます。また選定期間においては、当該事案を隠して申請を行ったつもりは無く、鋭意対応中であり、吹田市様並びに南海ビルサービス株式会社様へ報告に至っていませんでした。

法令順守の精神は社員研修の場で教育を実施していました。しかし、今回はこのような結果になったという事は、まだまだ認識及び社員教育が徹底されていなかったものといえます。

弊社では、夏プール開始前に関西地区責任者を集合させた責任者会議を実施しており、(本年度は5月30日実施)そこでは、採用に関する事、安全管理に関する事、危機管理に関する事等の研修を実施しています。

今回の事案に対し、採用時の書類記載の体制や、タイムカード打刻形式をとっていましたが、今後、現場業務にミスのおきにくいシステム体制の構築を進めていくなど、社としての取組を進めてまいります。また、現場における業務分担を明確にし、複数名で確認作業を行うなど、適材適所の人員配置体制を行い、責任者の業務過多の脱却に努めてまいります。

研修担当には、弊社の事業責任者である取締役事業本部長が実施しておりますが、今後においては、労働基準法含めた労務管理部分に限り、弊社取締役管理本部長が実施します。法令順守を大原則とし、現場責任者へ労務管理に関するマニュアルに則った運用の再徹底を図り、下記の改善を行なってまいります。

### (1) 採用書類回収方法の改善

- ①採用書類のお渡し時、採用者と必要書類の確認を行うことを徹底いたします。
- ②採用者について、現場面接の採用者は採用条件連絡者リストを作成し、本社と採用者について情報を共有し、書類回収対象者の確認ができるよう改善いたします。
- ③採用書類の回収方法について、現場回収の後、東京本社管理本部に郵送する手順に変更し、管理本部が書類確認を行います。
- ④採用書類の現場回収時、現場責任者及び副責任者がダブルチェックを行い、回収書類に漏れがないかの確認を行います。  
また書類回収者の回収日と回収状況を記録し、東京本社に郵送するよう徹底いたします。
- ⑤採用書類の開封は、東京本社管理本部長又は管理本部総務課長が行い、書類不備があった場合即日現場責任者に伝達し、回収を行う手順に変更いたします。  
また、回収状況を随時確認いたします。

⑥書類不備者について、現場から本人への伝達時期がいつ行われたかを記録し、東京本社と情報共有のうえ、回収漏れが無いよう徹底いたします。

⑦郵便手段は、レターパック（赤）を指定の方法とし、郵便事故の可能性を極力少なくするようにいたします。

## （2）勤務についての改善

①書類提出が完了した方のみ勤務していただくという社規定に則り、提出状況を東京本社と現場で共有し、徹底いたします。

②万一、書類の行き違いや認識相違などにより、書類の不備不足が発覚した場合は、その時点で現場責任者が本人へメール及び電話等で連絡を行い、不備相当書類を明確に通知し、規定の給与支給日までに確実に提出させることを徹底いたします。

## （3）給与遅延についての改善

①採用書類回収方法の改善及び勤務の改善を行い、今後、給与遅延者を出さないよう徹底いたします。

②万が一書類不備者等の採用書類回収遅れが生じた場合であっても、書類不備に関わらず、通常通り支給を行う様に改善いたします。

## （4）個人情報の取扱いについての改善及び対応

採用書類という個人情報の紛失について、その事態を重く受け止め、今後同様の事態が発生しないよう以下の対策を講じます。

①当業務の担当者・現場責任者を変更し、採用書類の管理監督部門を直接東京本社管理本部が行うように変更いたします。

②個人情報保護について、個人情報を取り扱う従業員に対し事前に研修を行ない、従業員の個人情報についての意識、知識の向上に努めてまいります。

### 1) 個人情報保護法について従業員の理解統一

個人情報保護法について従業員および会社全体の理解統一を図るため、弊社マニュアルに則し、事前研修を受けた従業員が管理、現場の勤務を行なうよう徹底いたします。

### 2) 会社全体・現場ごとの問題と対策を確認する

個人情報の取扱いや管理が、会社と現場ごとで異なることの無いよう、事前に共有しながら、業務期間中は各現場で発生のある可能性がある問題を、現場・管理本部で共有し、リアルタイムで対応する体制を作ってまいります。

### 3) 個人情報紛失・漏えい時の対処法について

個人情報の紛失や情報が漏えいした場合、相談窓口を管理本部に設置し、いつ・誰が・誰の（対象者）・どのような方法で回収したかを明確にし、紛失・漏洩の確認・対応策・対象者への対応を管理本部の指示のもとに対応するよう改善してまいります。

### 4) 個人情報書類の取扱いについて

採用書類の回収については、書類の最終到達地点である東京本社に郵送となりますが、回収後確認の上、即日本社郵送を基本とします。

数日保管が必要な場合は鍵付きのキャビネット（北千里市民プール現場では鍵付き金庫内）に保管します。

なお、北千里プールでの金庫の開錠は、現場責任者または副責任者のみとし、個人情報の紛失が生じないよう徹底してまいります。

#### （5）現場動向の把握と改善

対象者の事実確認を通じて、現場責任者と従業員間で異なる申し出が見受けられました。現場管理について同様な事態が発生しないよう、社及び現場体制の改善が必要と考えます。営業期間中に現場責任者が抱える問題点がある場合、報告できるツールをラインで設置し、社及び他現場責任者とも情報を共有し、解決策を講じ、対応できるよう対策を講じます。

社業務担当、現場責任者、現場スタッフと連携が図れるよう、業務担当は、営業期間中の現場巡回時に現場責任者及びスタッフから直接ヒアリングを実施し、現場が抱える問題点が無いか伺うようにいたします。営業期間中、週1回などの頻度を設けヒアリングを行い、現場責任者、アルバイトスタッフが抱える業務に対する問題点、スタッフ間の問題点、現場固有の問題点など意見を伺います。問題あると判断した場合、社業務担当は会社に報告を行い、即時対策を講じるようにいたします。

またこの度、現場責任者、スタッフ間でコミュニケーションが不足していたことが申し出の相違に繋がる要因としてあると考え、対策として現場責任者に対し、業務開始前に責任者研修を行い、面接時、採用内定時の書類説明、採用書類の回収方法について共有するとともに、スタッフとコミュニケーションが円滑に取れ、現場で連携した業務ができるよう、伝達しなければならない業務指示（業務内容の明確な指示、採用書類処理関係、帳票記録類の業務分担、売上金の取扱いなど）を明確にして業務開始するようにいたします。事前のコミュニケーション研修を実施し、話し方、伝え方、報連相があった場合の対応を確認し、現場責任者にふさわしい人材育成を行ってまいります。

この度、令和5年の北千里市民プール業務遂行において、従業員に対し給与の遅延、個人情報の紛失という重大な事態を発生させてしまい、弊社従業員並びに関係各位に多大なご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。労働基準法に反した行為、個人情報の紛失という、あってはならない事態に至ってしまったことを重く受け止め、会社として二度と同様の事態が生じることのないよう対策を徹底し、従業員の皆様に安心して働いていただける環境づくりと人材育成を行い法令遵守のもと業務を遂行して参る所存です。

以上

令和 5年12月5日

吹田市長 後藤 佳二 様

株式会社サンアメニティ  
代表取締役 吉澤 幸夫



### 吹田市民プール指定管理者に関する誓約書

令和元年度より吹田市民プール指定管理者にご指定頂き、これまで施設運営を行えて来た事に対しまして、心より感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

令和5年度の夏期間開催の「北千里市民プール」におきまして、従業員の給与遅配及び個人情報書類の紛失があり、該当従業員に対してご迷惑をおかけしてしまった事と、これまで施設運営に対して期待と信頼を寄せて頂いていた市と市民の皆様の期待を裏切るような結果となってしまいまして、会社を代表致しまして心より謝罪致します。大変申し訳ございませんでした。

私たちは令和元年度より吹田市市民プール指定管理者の構成員となり、吹田市片山市民プールの屋外部分と吹田市北千里市民プールの運営担当として業務を実施して参りました。その間施設を取り巻く環境としては、コロナ禍による利用制限により、利用者の皆様に対して大きなご不便をかける中、3社によります共同事業体の力を合わせながら前に進んできた事、かつ貴市の指導やご協力もあり大きなトラブルもなく運営ができた事がありました。また、北摂を中心とした大きな地震による建物の老朽化具合から、北千里市民プールでは、コンテナ更衣室を設置して頂く等をして市民の皆様に安全に安心して施設を利用して頂ける環境の整備に尽力致しました。令和5年度は猛暑のせいもあり、利用者数も大変多く、プールには市民の笑顔と笑い声が絶えない素晴らしい景色の連続となりました。

しかしながら、令和5年度の北千里市民プールの管理運営におきまして従事する従業員に対して給与遅配や個人情報書類を紛失してしまっている事は、市と市民の皆様の貴重な財産である施設を運営する者としてあってはならない事であり、事の重大さを重く受け止めており、改めまして心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

来年度からの指定管理者では南海ビルサービス社と当社の2社による共同事業体となります。本年度発生したトラブルを2度と発生させないよう社内組織を見直していく事と、従事する社員やアルバイト社員まで一人一人に対して順法精神を醸成させる社内教育を徹底させていただきます。そして、これまでの3社から2社になることで、企業同士の連携をより強化させると同時に、あらゆる事業及び施設運営に対する連携やトラブル等に対しても、コンプライアンスを重視したスピード感ある対応と臨機応変な対応を行い、吹田市と市民の皆様にとってふさわしい指定管理者となる事と、再び笑顔と笑い声の絶えない吹田市市民プールの実現を固くお約束致します。

来年度より再び吹田市市民プール指定管理者にご指定して頂きますよう心よりお願い申し上げます。

2023年12月5日

吹田市長 後藤 圭二 様

南海ビルサービス株式会社  
代表取締役 西山 哲弘



## 吹田市民プール管理運営業務について

この度、吹田市民プール指定管理者応募にあたり、構成企業である株式会社サンメンティの従業員給与支払い遅延が発覚した件に関しまして、次期指定管理で代表企業となります当社として、今後は下記の事項を遵守いたします。

### 記

#### 1. 代表企業としての責任及び心構え

提案書の管理体制計画書にありますとおり、統括責任者には当社従業員を配置し、代表企業として全体管理を行う責任を担います。

そのため、構成企業の従業員においても正しく雇用がなされているかをチェックし、貴重な吹田市民からの税金で運営していることを肝に銘じて業務にあたります。

また、今回構成企業が起こした不祥事に伴い、当社の手続きについても再確認し、確実な手続きが行われていることを確認しておりますが、今後も同様のことが起こらぬよう襟を正してまいります。

#### 2. 構成企業の採用手続きチェック

構成企業の採用に関して、「共同事業体であっても別企業である」という大前提はありますが、当社といたしましては代表企業としての責務を強く認識するなかで、可能な限り募集から採用までの手続きについて情報を事前に統括責任者へ連携していただき、進捗状況（採用者人数・採用日等）の把握を行います。

また、採用された従業員の手続きに関しても、個人情報保護法違反にならないよう注意したうえで、滞りがないかのチェックを行い、代表企業としてコンプライアンス違反を起こさない共同事業体としての体制を構築してまいります。

#### 3. 構成企業とのコミュニケーション強化

次期指定管理運営において、情報の共有化と問題解決等の意思統一を図るため、年4回の経営戦略会議や毎月のスタッフミーティングを開催することとしております。

それに加えて、当社が配置する統括責任者は、日常業務の中で構成企業が担う副責任者や運営管理者だけでなく各スタッフへも率先して挨拶や声かけを行い、組織を超えた気楽なコミュニケーションから、各々が必要最低限の情報だけでなく細かな情報も気軽に共有し、気がかりなことがあれば必ず報告するという職場環境を作ってまいります。

そういった中からトラブルに発展する可能性がある情報に関しては、当社と構成企業間で連携して対応策を講じ、未然防止を実現してまいります。

以上





近隣市における過去5年間の経常収支比率の状況

(単位：%)

年度 団体名	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1 吹田市	95.7	96.7	95.2	93.9	95.6
2 豊中市	92.4	91.4	90.8	84.9	92.5
3 池田市	94.7	93.4	94.8	93.0	95.9
4 高槻市	94.9	94.7	92.2	89.9	90.7
5 茨木市	94.4	92.8	94.1	88.6	91.1
6 箕面市	93.2	93.9	93.3	91.5	92.9
7 摂津市	100.7	99.1	95.8	90.6	93.6
8 枚方市	94.6	96.1	95.7	92.3	95.3
9 八尾市	99.5	100.4	100.6	96.6	98.6
10 寝屋川市	93.4	91.3	87.4	86.8	88.4
11 東大阪市	94.9	95.4	96.3	93.1	93.3
12 尼崎市	96.5	97.4	97.4	91.4	97.0
13 西宮市	95.3	99.6	97.3	93.7	96.6